

水俣市議会会議録

平成27年6月第3回定例会（6月12日招集）

水俣市議会事務局

平成27年6月第3回定例会（6月12日招集）会期日程表

（会期 6月12日から7月2日まで21日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	6月12日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	13日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	14日	日			市の休日（日曜日）
4	15日	月			議案調査（一般質問通告正午まで）
5	16日	火			議案調査
6	17日	水			議案調査
7	18日	木			議案調査
8	19日	金			議案調査
9	20日	土			市の休日（土曜日）
10	21日	日			市の休日（日曜日）
11	22日	月			議案調査
12	23日	火			午前9時30分
13	24日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（野中重男君、牧下恭之君、岩阪雅文君）
14	25日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（高岡朱美君、田中睦君） 議案質疑 委員会付託
15	26日	金	——	委員会	委員会
16	27日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	28日	日			市の休日（日曜日）
18	29日	月	——	委員会	委員会
19	30日	火		休 会	議事整理日
20	7月1日	水		休 会	議事整理日
21	2日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

平成27年6月第3回水俣市議会定例会会議録目次

平成27年6月12日（金） — 1日目 —

出欠席議員	1～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
開 会	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
議案上程	4
日程第3 議第57号 水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	4
日程第4 議第58号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	5
日程第5 議第59号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	5
日程第6 議第60号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第1号）	6
日程第7 議第61号 平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	7
日程第8 議第62号 平成27年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	8
日程第9 議第63号 平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	9
日程第10 議第64号 平成27年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	9
市長の提案理由説明	10
質 疑（議第58号）	11
委員会付託	12
休憩・開議	12
○厚生文教委員長の報告	12
委員会審査報告書	12
委員長報告に対する質疑	13
討 論	13
採 決	13
日程第11 特別委員会の設置について	13

採 決	1～13
休憩・開議	14
正副委員長互選結果の報告	14
散 会	14

平成27年6月23日（火） —— 2日目 ——

出欠席議員	2～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	2
○中村幸治君の質問	3
1 防災について	3
(1) 国の取り組みについて	
(2) 県の取り組みについて	
(3) 水俣市の取り組みについて	
2 空き家対策について	3
3 恋路島の活用について	4
市長の答弁	4
総務企画部長の答弁	4
○中村幸治君の再質問	6
総務企画部長の答弁	9
○中村幸治君の再々質問	10
総務企画部長の答弁	11
市長の答弁	12
○中村幸治君の再質問	13
市長の答弁	14
○中村幸治君の再々質問	15
市長の答弁	16

総務企画部長の答弁	2～16
○中村幸治君の再質問	17
総務企画部長の答弁	18
○中村幸治君の再々質問	18
総務企画部長の答弁	19
休憩・開議	19
○藤本壽子君の質問	19
1 湯出地域の振興と水源地保全について	20
2 原子力発電所から出る高レベル放射性廃棄物の最終処分場選定に関する県内自治体向け説明会について	20
3 水俣市のひとり親家庭の支援について	20
4 犬・猫など殺処分を減らす取り組みについて	20
市長の答弁	21
○藤本壽子君の再質問	22
市長の答弁	23
○藤本壽子君の再々質問	24
市長の答弁	24
副市長の答弁	25
○藤本壽子君の再質問	25
副市長の答弁	27
○藤本壽子君の再々質問	27
市長の答弁	28
福祉環境部長の答弁	29
○藤本壽子君の再質問	30
福祉環境部長の答弁	32
○藤本壽子君の発言	32
福祉環境部長の答弁	33
○藤本壽子君の再質問	33
福祉環境部長の答弁	35
○藤本壽子君の再々質問	35
福祉環境部長の答弁	35
休憩・開議	36

○谷口明弘君の質問	2～36
1 空き家対策について	37
2 簡易水道について	37
3 ふるさと納税制度について	37
市長の答弁	38
○谷口明弘君の再質問	39
市長の答弁	40
休憩・開議	40
市長の答弁	40
○谷口明弘君の再々質問	41
市長の答弁	41
水道局長の答弁	42
○谷口明弘君の再質問	43
水道局長の答弁	44
○谷口明弘君の再々質問	44
水道局長の答弁	45
総務企画部長の答弁	45
○谷口明弘君の再質問	46
総務企画部長の答弁	49
○谷口明弘君の再々質問	49
市長の答弁	50
散 会	51

平成27年6月24日（水） — 3日目 —

出欠席議員	3～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	2

○野中重男君の質問	3～3
1 安全保障関連法案について	3
2 水俣病について	3
3 政府の政策と水俣市立総合医療センターの将来像について	3
4 義務教育での歴史・公民教科書の選定について	4
5 水俣市体育施設での障がい者割引制度について	4
市長の答弁	4
副市長の答弁	4
○野中重男君の再質問	5
休憩・開議	5
○野中重男君の発言	5
市長の答弁	6
○野中重男君の再質問	6
市長の答弁	7
○野中重男君の再々質問	8
市長の答弁	8
病院事業管理者の答弁	8
○野中重男君の再質問	11
病院事業管理者の答弁	12
○野中重男君の再々質問	13
病院事業管理者の答弁	14
教育長の答弁	14
○野中重男君の再質問	15
教育長の答弁	16
教育長の答弁	17
○野中重男君の再質問	17
教育長の答弁	17
休憩・開議	17
○牧下恭之君の質問	18
1 空き家・廃屋対策について	18
2 高校生までの医療費無料化について	18
3 5歳児健診実施について	18

4 教育問題について	3～20
市長の答弁	20
○牧下恭之君の再質問	21
市長の反問	22
市長の答弁	22
○牧下恭之君の再々質問	23
市長の答弁	24
市長の反問	25
市長の答弁	25
福祉環境部長の答弁	25
○牧下恭之君の再質問	26
福祉環境部長の答弁	26
○牧下恭之君の再々質問	26
市長の答弁	26
福祉環境部長の答弁	27
○牧下恭之君の再質問	28
福祉環境部長の答弁	29
○牧下恭之君の発言	29
教育長の答弁	29
○牧下恭之君の再質問	31
市長の答弁	33
教育長の答弁	34
休憩・開議	34
○岩阪雅文君の質問	34
1 第5次水俣市総合計画、第2期基本計画の具体的取り組みについて	35
2 水俣市の観光振興対策について	35
3 水俣市過疎地域自立促進計画の中の広域観光推進事業について	36
4 スポーツ拠点の整備構想（仮称）について	36
市長の答弁	37
○岩阪雅文君の再質問	38
市長の答弁	39
○岩阪雅文君の発言	41

産業建設部長の答弁	3～41
○岩阪雅文君の再質問	42
産業建設部長の答弁	44
市長の答弁	44
総務企画部長の答弁	45
○岩阪雅文君の再質問	46
総務企画部長の答弁	48
教育長の答弁	48
○岩阪雅文君の再質問	49
教育長の答弁	51
散 会	51

平成27年6月25日（木） —— 4 日 目 ——

出欠席議員	4～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
請願・陳情文書表	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 一般質問	3
○高岡朱美君の質問	3
1 自治会制度について	4
2 災害時緊急避難所について	4
3 歴史的史料を活かした観光振興について	4
市長の答弁	5
○高岡朱美君の再質問	6
市長の答弁	8
○高岡朱美君の再々質問	8
市長の答弁	9
総務企画部長の答弁	10

○高岡朱美君の再質問	4～10
総務企画部長の答弁	11
○高岡朱美君の再々質問	12
総務企画部長の答弁	13
産業建設部長の答弁	13
○高岡朱美君の再質問	15
産業建設部長の答弁	17
○高岡朱美君の再質問	17
教育長の答弁	19
産業建設部長の答弁	19
市長の答弁	19
休憩・開議	20
○田中 睦君の質問	20
1 水俣病問題について	21
(1) 現状をどう捉えているのか	
(2) 水俣病問題の全面解決について	
2 フッ化物洗口について	21
(1) 実施に向けてのこれまでの経緯と今後の日程について	
(2) 教職員や保護者への説明について	
3 教職員の勤務実態について	21
(1) 勤務時間記録報告について	
(2) 超勤縮減対策について	
市長の答弁	22
○田中 睦君の発言	23
教育長の答弁	24
○田中 睦君の再質問	25
教育長の答弁	26
○田中 睦君の再々質問	28
教育長の答弁	28
教育長の答弁	29
○田中 睦君の再質問	30
教育長の答弁	31

○田中 睦君の再々質問	4～31
教育長の答弁	32
休憩・開議	33
質 疑	33
日程第2 議第57号 水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	33
日程第3 議第59号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	33
日程第4 議第60号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第1号）	33
日程第5 議第61号 平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	34
日程第6 議第62号 平成27年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	34
日程第7 議第63号 平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	34
日程第8 議第64号 平成27年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	34
議案上程	34
日程第9 議第65号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第2号）	35
市長の提案理由説明	36
休憩・開議	36
質 疑	36
委員会付託	37
散 会	37

平成27年7月2日（木） —— 5日目 ——

出欠席議員	5～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第5号	2
開 議	3
諸般の報告	3
発言取り消し（野中重男君、総務企画部長）	3
発言取消申出書	3
日程第1 議第57号 水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第10陳第3号九州電力に	

対して水俣市民説明会の開催を求める決議に関する陳情についてまで

10件に関する委員会の審査報告	5～4
○総務産業委員長の報告	4
○厚生文教委員長の報告	6
委員会審査報告書	8
委員長報告に対する質疑	9
討 論	9
○野中重男議員の賛成討論（請第2号）	9
採 決	9
日程第11 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	10
採 決	11
閉会中継続審査・調査申出書	11
議案上程	12
日程第12 議第66号 水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	12
日程第13 意見第1号 「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書について	13
日程第14 決議第1号 九州電力株式会社による水俣市での住民説明会開催に関する決議について	13
○議会運営委員長の提案理由説明（議第66号）	14
○総務産業委員長の提案理由説明（意見第1号）	14
○総務産業副委員長の提案理由説明（決議第1号）	15
質 疑	16
討 論	16
採 決	16
閉 会	17

平成27年6月12日

平成27年6月第3回水俣市議会定例会会議録
(第1号)

提案理由説明

平成27年6月第3回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、平成27年6月12日水俣市長第3回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成27年6月12日午前9時58分水俣市議会議長第3回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成27年7月2日午前10時32分水俣市議会議長第3回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

平成27年6月12日（金曜日）

午前9時58分 開会

午前11時41分 散会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君
谷 口 明 弘 君	高 岡 利 治 君	田 口 憲 雄 君
藤 本 壽 子 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（関 洋 一 君）	次 長（岡 本 広 志 君）
主 幹（深 水 初 代 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
書 記（山 口 礼 浩 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総務企画部長（緒 方 克 治 君）	福祉環境部長（久木田 一 也 君）
産業建設部長（緒 方 康 洋 君）	水道局長（松 尾 健 二 君）
総務企画部次長（本 田 真 一 君）	福祉環境部次長（川 野 恵 治 君）
産業建設部次長（山 田 雅 浩 君）	総合医療センター事務部次長（久木田 美和子 君）
教 育 長（吉 本 哲 裕 君）	教 育 次 長（黒 木 博 寿 君）
総務企画部企画課長（水 田 利 博 君）	総務企画部財政課長（坂 本 禎 一 君）

○議事日程 第1号

平成27年6月12日 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

(付託委員会)

第3 議第57号 水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第4 議第58号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)

第5 議第59号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議第60号 平成27年度水俣市一般会計補正予算(第1号)

第7 議第61号 平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

第8 議第62号 平成27年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第1号)

第9 議第63号 平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

第10 議第64号 平成27年度水俣市水道事業会計補正予算(第1号)

第11 特別委員会の設置について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会

午前9時58分 開会

○議長(福田 斉君) ただいまから平成27年第3回水俣市議会定例会を開会します。

○議長(福田 斉君) これから本日の会議を開きます。

○議長(福田 斉君) 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から、地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越明許費の報告5件、地方公営企業法第26条第3項の規定による予算の繰越しの報告1件、地方自治法第243条の3第2項の規定による水俣市土地開発公社及び株式会社みなまたの経営状況報告各1件、以上8件の報告が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成27年3月分の一般会計、特別会計等及び公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、西田市長、本山副市長、緒方総務企画

部長、久木田福祉環境部長、緒方産業建設部長、松尾水道局長、本田総務産業部次長、川野福祉環境部次長、山田産業建設部次長、久木田総合医療センター事務部次長、水田企画課長、坂本財政課長、吉本教育長、黒木教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（福田 斉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において桑原一知議員、谷口眞次議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（福田 斉君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

平成27年6月第3回定例会（6月12日招集）会期日程表

（会期 6月12日から7月2日まで21日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	6月12日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	13日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	14日	日			市の休日（日曜日）
4	15日	月			議案調査（一般質問通告正午まで）
5	16日	火			議案調査
6	17日	水			議案調査
7	18日	木			議案調査
8	19日	金			議案調査
9	20日	土			市の休日（土曜日）
10	21日	日			市の休日（日曜日）
11	22日	月			議案調査
12	23日	火			午前9時30分
13	24日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
14	25日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託

15	26日	金	——	委員会	委員会
16	27日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	28日	日			市の休日（日曜日）
18	29日	月	——	委員会	委員会
19	30日	火		休 会	議事整理日
20	7月1日	水		休 会	議事整理日
21	2日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（福田 斉君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から7月2日までの21日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、21日間と決定しました。

日程第3 議第57号 水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議第58号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議第59号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第60号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

日程第7 議第61号 平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議第62号 平成27年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議第63号 平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議第64号 平成27年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（福田 斉君） 日程第3、議第57号水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第10、議第64号平成27年度水俣市水道事業会計補正予算第1号まで、8件を一括して議題とします。

議第57号

水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定す

ることとする。

平成27年6月12日提出

水俣市長 西田弘志

水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号）の一部を次のよう
に改正する。

第29条第3項、第31条第3項、第44条第3項及び第47条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

厚生労働省令の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第58号

水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成27年6月12日提出

水俣市長 西田弘志

水俣市介護保険条例の一部を改正する条例

水俣市介護保険条例（平成12年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第10号中「136,300円」を「136,400円」に改め、同項第11号中「143,500円」を「143,600円」に改め、同条第2項中「32,300円」を「32,400円」に改める。

附 則

この条例は、平成27年6月12日から施行する。

（提案理由）

介護保険法施行令の一部改正等に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第59号

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成27年6月12日提出

水俣市長 西田弘志

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例

水俣市営住宅条例（平成9年条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

牧ノ内団地	昭和24年度～36年度	水俣市牧ノ内95番地	木造平屋 簡易耐火平屋	35	を
-------	-------------	------------	----------------	----	---

」

牧ノ内団地	昭和24年度～36年度 平成27年度	水俣市牧ノ内95番地	木造平屋 簡易耐火平屋 低層耐火2階	53	に
-------	-----------------------	------------	--------------------------	----	---

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

牧ノ内団地3号棟の建設による住宅の供用開始に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第60号

平成27年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

平成27年度水俣市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130,809千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,908,031千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年6月12日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
12 使用料及び手数料		176,188	657	176,845
	1 使 用 料	159,575	657	160,232
13 国庫支出金		2,219,227	8,918	2,228,145
	2 国庫補助金	585,980	8,918	594,898
14 県支出金		1,367,410	8,170	1,375,580
	2 県補助金	641,685	8,170	649,855
18 繰越金		1	11,238	11,239
	1 繰越金	1	11,238	11,239
19 諸収入		316,061	101,826	417,887
	4 雑 入	198,322	2,383	200,705
	5 受託事業収入	5,564	99,443	105,007
補正されなかった款に係る額		10,698,335		10,698,335
歳 入 合 計		14,777,222	130,809	14,908,031

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 議 会 費		169,461	△2,742	166,719
	1 議 会 費	169,461	△2,742	166,719
2 総 務 費		1,759,144	42,084	1,801,228

	1 総務管理費	1,322,009	62,246	1,384,255
	2 徴税費	225,033	△11,776	213,257
	3 戸籍住民基本台帳費	109,425	△7,416	102,009
	4 選挙費	47,540	△214	47,326
	6 監査委員費	34,176	△756	33,420
3 民生費		5,148,728	△16,095	5,132,633
	1 社会福祉費	2,766,093	△14,747	2,751,346
	2 児童福祉費	1,710,555	5,467	1,716,022
	3 生活保護費	672,080	△6,815	665,265
4 衛生費		1,928,436	4,132	1,932,568
	1 保健衛生費	323,235	3,161	326,396
	2 清掃費	855,723	△9,740	845,983
	3 簡易水道設置費	3,524	502	4,026
	4 環境対策費	205,954	10,209	216,163
5 農林水産業費		340,465	8,484	348,949
	1 農業費	250,489	8,304	258,793
	2 林業費	56,594	△4,204	52,390
	3 水産業費	33,382	4,384	37,766
6 商工費		352,183	9,362	361,545
	1 商工費	191,833	△638	191,195
	2 総合経済対策費	160,350	10,000	170,350
7 土木費		1,875,231	△3,357	1,871,874
	2 道路橋りょう費	440,600	7,583	448,183
	5 都市計画費	794,695	△12,810	781,885
	6 住宅費	615,020	1,870	616,890
9 教育費		918,681	88,941	1,007,622
	1 教育総務費	198,713	△3,868	194,845
	4 社会教育費	260,614	96,370	356,984
	5 保健体育費	220,195	△3,561	216,634
11 公債費		1,361,541	0	1,361,541
	1 公債費	1,361,541	0	1,361,541
	補正されなかった款に係る額	923,352		923,352
	歳出合計	14,777,222	130,809	14,908,031

議第61号

平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,264千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,600,052千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年6月12日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正 (第1号)

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
9 繰入金		485,814	△4,264	481,550
	1 他会計繰入金	238,266	△4,264	234,002
補正されなかった款に係る額		4,118,502		4,118,502
歳入合計		4,604,316	△4,264	4,600,052

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		82,884	△4,264	78,620
	1 総務管理費	46,023	△6,330	39,693
	2 徴税費	32,284	2,066	34,350
補正されなかった款に係る額		4,521,432		4,521,432
歳出合計		4,604,316	△4,264	4,600,052

議第62号

平成27年度水俣市介護保険特別会計補正予算 (第1号)

平成27年度水俣市の介護保険特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,595千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,466,339千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年6月12日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正 (第1号)

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
4 国庫支出金		925,623	100	925,723
	2 国庫補助金	326,645	100	326,745
6 県支出金		489,565	51	489,616
	2 県補助金	11,258	51	11,309
7 繰入金		515,843	△9,802	506,041
	1 一般会計繰入金	515,843	△9,802	506,041
8 繰越金		1	56	57
	1 繰越金	1	56	57
補正されなかった款に係る額		1,544,902		1,544,902
歳入合計		3,475,934	△9,595	3,466,339

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		89,087	△9,853	79,234

	1 総務管理費	48,624	△6,247	42,377
	2 徴収費	9,464	△3,606	5,858
3 地域支援事業		69,525	258	69,783
	2 包括的支援事業・任意事業	39,359	258	39,617
補正されなかった款に係る額		3,317,322		3,317,322
歳出合計		3,475,934	△9,595	3,466,339

議第63号

平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度水俣市の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,936千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,517,342千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年6月12日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
4 繰入金		686,645	△7,936	678,709
	1 繰入金	686,645	△7,936	678,709
補正されなかった款に係る額		838,633		838,633
歳入合計		1,525,278	△7,936	1,517,342

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 公共下水道事業費		701,331	△7,936	693,395
	1 公共下水道事業費	701,331	△7,936	693,395
補正されなかった款に係る額		823,947		823,947
歳出合計		1,525,278	△7,936	1,517,342

議第64号

平成27年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成27年度水俣市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 平成27年度水俣市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 水道事業費	401,971千円	△2,832千円	399,139千円
第1項 営業費用	372,438千円	△2,839千円	369,599千円

第2項 営業外費用	28,531千円	0千円	28,531千円
第3項 特別損失	2千円	7千円	9千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第6条第1号中、職員給与費「132,068千円」を「129,469千円」に改める。

平成27年6月12日提出

水俣市長 西田弘志

○議長（福田 齊君） 提案理由の説明を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の御説明申し上げます。

まず、議第57号水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

厚生労働省令の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第58号水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

介護保険法施行令の一部改正等に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第59号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

牧ノ内団地3号棟の建設による住宅の供用開始に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第60号平成27年度水俣市一般会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億3,080万9,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ149億803万1,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第2款総務費に、みなまた環境まちづくり推進事業、コミュニティ助成事業、第3款民生費に、放課後児童健全育成事業、第4款衛生費に、水俣病教訓発信事業、第5款農林水産業費に、中山間地域総合整備事業、第6款商工費に、スマートコミュニティの構築事業、水俣市地域ブランド構築事業、水俣観光PR事業、第9款教育費に、埋蔵文化財発掘調査事業などを計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第12款使用料及び手数料、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第18款繰越金、第19款諸収入をもって調整いたしております。

次に、議第61号平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ426万4,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ

れ46億5万2,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費において、人事異動等に伴う人件費を減額いたしております。

財源といたしましては、第9款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第62号平成27年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ959万5,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ34億6,633万9,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、人事異動等に伴い、第1款総務費において人件費の減額、第3款地域支援事業費において包括的支援事業の増額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第4款国庫支出金、第6款県支出金、第7款繰入金、第8款繰越金をもって調整いたしております。

次に、議第63号平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ793万6,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ15億1,734万2,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第1款公共下水道事業費において、職員の異動等に伴う人件費を減額いたしております。

財源といたしましては、第4款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第64号平成27年度水俣市水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、平成27年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的支出の額を283万2,000円減額して、補正後の収益的支出の額を3億9,913万9,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、職員の人事異動に伴う人件費の補正等であります。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第57号から議第64号までについて、順次提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（福田 齊君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

提出議案のうち、議第58号水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、本日審議をお願いします。

これから質疑に入ります。

議第58号水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 齊君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第58号は、議席に配付の議事日程記載のとおり厚生文教委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

休憩 午前10時10分

開議 午前11時19分

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど委員会に付託しておりました議案について、厚生文教委員会から委員会審査報告が提出されましたので、議席に配付しておきました。

これから委員長の報告を求めます。

厚生文教委員長田口憲雄議員。

（厚生文教委員長 田口憲雄君登壇）

○厚生文教委員長（田口憲雄君） 先ほど厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

議第58号水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、介護保険法施行令の改正に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、今回の基準額の考え方についてただしたのに対し、前回は月額を基準にして、段階別の割合を設定にあわせて保険料を設定したが、今回は年額を基準にしたため、四捨五入の端数処理の関係で調整を行ったものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成27年6月12日

厚生文教委員長 田口憲雄

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第58号	水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成

○議長（福田 斉君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑を行います。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認め、これで委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認めます。

これから採決します。

議第58号水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

日程第11 特別委員会の設置について

○議長(福田 斉君) 日程第11、特別委員会の設置についてを議題とします。

特別委員会の設置について

- 1 名 称 水俣市政治倫理条例検証特別委員会
- 2 構成人員 9人
- 3 審査・調査事項 水俣市政治倫理条例に関する事項
- 4 審査・調査期限 今期定例会終了の日まで
- 5 審査・調査費用 議会費の既決予算の中から支出する

○議長(福田 斉君) お諮りします。

水俣市政治倫理条例に関する事項を審査・調査するため、委員9人で構成する水俣市政治倫理条例検証特別委員会を議席に配付のとおり設置したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって水俣市政治倫理条例検証特別委員会は、設置することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました水俣市政治倫理条例検証特別委員会の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、桑原一知議員、田中睦議員、高岡利治議員、田口憲雄議員、藤本壽子議員、牧下恭之議員、松本和幸議員、中村幸治議員、野中重男議員、以上9人を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 齊君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました9人の議員を水俣市政治倫理条例検証特別委員会に選任することに決定しました。

水俣市政治倫理条例検証特別委員会におかれては、直ちに委員会を開催の上、正副委員長を互選し、議長まで御報告願います。

委員会開催のためしばらく休憩します。

休憩 午前11時24分

開議 午前11時40分

○議長(福田 齊君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

水俣市政治倫理条例検証特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

委員長 牧下恭之議員

副委員長 藤本壽子議員

以上のとおりです。

○議長(福田 齊君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

明13日から22日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、23日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により23日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は15日正午まで、議案質疑の通告は23日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午前11時41分 散会

平成27年6月23日

平成27年6月第3回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

一 般 質 問

平成27年6月第3回水俣市議会定例会会議録（第2号）

平成27年6月23日（火曜日）

午前9時29分 開議

午後2時31分 散会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君
谷 口 明 弘 君	高 岡 利 治 君	田 口 憲 雄 君
藤 本 壽 子 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（関 洋 一 君）	次 長（岡 本 広 志 君）
主 幹（深 水 初 代 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
書 記（山 口 礼 浩 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総務企画部長（緒 方 克 治 君）	福祉環境部長（久木田 一 也 君）
産業建設部長（緒 方 康 洋 君）	水道局長（松 尾 健 二 君）
総務産業部次長（本 田 真 一 君）	福祉環境部次長（川 野 恵 治 君）
産業建設部次長（山 田 雅 浩 君）	総合医療センター事務部次長（久木田 美和子 君）
教 育 長（吉 本 哲 裕 君）	教 育 次 長（黒 木 博 寿 君）
総務企画部企画課長（水 田 利 博 君）	総務企画部財政課長（坂 本 禎 一 君）

○議事日程 第2号

平成27年6月23日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|---------|--|
| 1 中村幸治君 | 1 防災について
(1) 国の取り組みについて
(2) 県の取り組みについて
(3) 水俣市の取り組みについて
2 空き家対策について
3 恋路島の活用について |
| 2 藤本壽子君 | 1 湯出地域の振興と水源地保全について
2 原子力発電所から出る高レベル放射性廃棄物の最終処分場選定に関する県内自治体向け説明会について
3 水俣市のひとり親家庭の支援について
4 犬・猫など殺処分を減らす取り組みについて |
| 3 谷口明弘君 | 1 空き家対策について
2 簡易水道の統合について
3 ふるさと納税制度について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時29分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

監査委員から平成27年3月分、4月分公営企業会計、平成27年3月分、平成26年度4月分及び平成27年4月分の一般会計、特別会計等例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますので御閲覧願います。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（福田 斉君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御了承願います。

初めに、中村幸治議員に許します。

（中村幸治君登壇）

○中村幸治君 皆さん、おはようございます。

政進クラブの中村幸治です。

新しい議会構成で、最初の質問者になることを光栄に思い、水俣市発展のために、前向きな質問を行いたいと思いますので、執行部の明快な答弁をよろしく願いいたします。

私が初めて議員になったのは平成15年です。皆さんの記憶にも残っていると思いますが、水俣に土石流災害が発生し、多くの命を奪いました。このことが私の頭から消えることはありません。この時期になりますと、あのときの一こま一こまがよみがえってきます。二度と犠牲者が出ないことを願って質問に入ります。

防災について。

(1)、国の取り組みについて。

①、政府は平成26年10月、中央防災会議の下にワーキンググループを設置し、平成27年6月に総合的な土砂災害対策の推進についての報告書をまとめたが、その内容はどのようなものか。また、市町村に関係する取り組みについてはどのようなものがあるのか。

(2)、県の取り組みについて。

①、県は土砂災害防止法に基づいて、平成28年度までに土砂災害警戒区域、特別警戒区域の指定を完了することになっているが、水俣市の現状はどのようになっているのか。

②、県が創設した土砂災害危険住宅移転促進事業とはどのようなものか。また、市とのかかわりはどうなるのか。

(3)、水俣市の取り組みについて。

①、6月11日に防災会議が開催されたが、どのようなことについて話し合われたのか。

②、6月1日に情報伝達訓練が行われたが、訓練の成果と課題をどのように捉えているのか、質問いたします。

次に、空き家対策について質問をいたします。

空き家対策については、議会の一般質問で最初に取り上げた経緯があり、今回の空家等対策の推進に関する特別措置法制定についても、最初の質問者になり、何かを感じていますので、明快な答弁をよろしく願いいたします。

①、平成25年3月19日に水俣市空き家等の適正管理に関する条例が公布されたが、今までに何

らかの動きはあったのか。

②、水俣市の空き家についての把握、管理の現状はどのようになっているのか。

③、平成27年2月26日に、空家等対策の推進に関する特別措置法が一部施行されたが、その主な内容と水俣市の条例との違いは何か、質問いたします。

次に、恋路島について質問いたします。

①、現在、恋路島の管理はどのようになっているのか。

②、市、市民、市民以外の利用状況はどのようになっているのか。

③、市として今後、恋路島の活用をどのように考えているのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 中村議員の御質問に順次お答えをいたします。

防災については総務企画部長から、空き家対策については私から、恋路島の活用については総務企画部長からそれぞれお答えをいたします。

○議長（福田 斉君） 防災について答弁を求めます。

緒方総務企画部長。

（総務企画部長 緒方克治君登壇）

○総務企画部長（緒方克治君） 防災について、順次お答えします。

まず、国の取り組みについてのうち、政府は平成26年10月、中央防災会議のもとにワーキンググループを設置し、平成27年6月に総合的な土砂災害対策の推進についての報告書をまとめたが、その内容はどのようなものか。また、市町村に関する取り組みについてはどのようなものがあるのかとの御質問にお答えします。

本報告書は、昨年広島市で発生した土砂災害を初めとする土砂災害から得られた課題や教訓を整理し、今後取り組むべき事項が取りまとめられています。

報告書では、今後の土砂災害対策の提言として5つの事項、すなわち、1、土砂災害の特徴と地域の災害リスクの把握・共有、2、住民等への防災情報の伝達、3、住民等による適時適切な避難行動、4、まちづくりのあり方と国土保全対策の推進、5、災害発生後の迅速な応急活動の5つの事項について、ソフト・ハード面から総合的に検討されています。市町村に関係する取り組みとしては、土砂災害の特徴、危険箇所などの把握、それらの住民への周知、住民等への防災情報伝達等があります。

次に、県の取り組みについてのうち、県は土砂災害防止法に基づいて、平成28年度までに土砂

災害警戒区域、特別警戒区域の指定を完了することになっているが、水俣市の現状はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

水俣市の現状としましては、急傾斜地崩壊危険箇所が276カ所、土石流危険渓流が111カ所、地すべり危険箇所が1カ所の計388カ所の土砂災害危険区域があります。このうち、区域の指定済みの箇所が203カ所、指定までには至っていない公表中の箇所が98カ所、調査中の箇所が87カ所となっており、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定については、全体の52%となっています。

次に、県が創設した土砂災害危険住宅移転促進事業とはどのようなものか。また、市とのかかわりはどうなるのかとの御質問にお答えします。

当該事業は、土砂災害から県民の生命及び身体を守るため、危険区域からの移転を促進することなどを目的に、今年度創設された県の単独補助事業です。補助金の交付要件は、土砂災害防止法に基づいて指定した土砂災害特別警戒区域や指定には至っていない公表中の土砂災害特別警戒区域に相当する区域にある住宅を除却し、土砂災害警戒区域及び土砂災害警戒区域に相当する区域外の県内に住居を移転することとされています。補助対象経費は、住宅除却・移転経費、住宅の建設・購入費等で1戸当たりの補助額の上限は300万円であり、既存のがけ地近接等危険住宅移転事業との併用も可能となっています。

次に、この事業と市とのかかわりについてですが、市は県との事業計画の協議や補助の交付等に係る手続を行うこととされています。

次に、水俣市の取り組みについてのうち、6月11日に防災会議が開催されたが、どのようなことについて話し合われたのかとの御質問にお答えします。

水俣市防災会議は、防災計画の作成及びその実施の推進、また、地域の防災に関する重要事項を審議するため、災害対策基本法第16条の規定に基づき設置した組織です。今年度の防災会議では、平成26年度に実施した本市の防災に係る取り組みを報告し、その後、平成26年度に作成した水俣市地域防災計画の修正（案）及び平成27年度の防災関係主要事業（案）について審議を行いました。

防災計画の修正につきましては、災害対策基本法及び土砂災害防止法の改正によるものや防災基本計画の見直しによるもののほか、市の防災対策の追加項目などを踏まえて修正を行っています。なお、防災計画の修正（案）等につきましては、異議なく承認をいただいたところです。

次に、6月1日に情報伝達訓練が行われたが、訓練の成果と課題をどのように捉えているのかとの御質問にお答えします。

本訓練につきましては、重要な気象情報等を各自主防災組織へ確実に伝達するため、平成23年度から毎年実施しているものです。当初は、自主防災組織代表者などへの伝達訓練のみでありま

したが、訓練の効果を高めるため、平成25年度から当該訓練に合わせて地域での情報伝達訓練を実施しております。

訓練の成果につきましては、災害時に市から自主防災組織への情報伝達及び自主防災組織内での情報伝達の円滑化が図られたこと、市民の防災意識が向上したことなどが挙げられます。一方、訓練における課題につきましては、市が伝達する情報が簡潔ではなかった、自主防災組織内で情報伝達がうまくいっていないケースもあった、情報伝達訓練を実施していない自主防災組織があったなどが挙げられます。

今後も引き続き訓練を実施していくとともに、訓練への参加を呼びかけ、これらの点の改善を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは、2回目の質問に入りたいと思います。

まず、中央防災会議の報告書についてなんですけど、部長の答弁でもありましたように、5つの項目ですね、これについて提言なり等をやっているということなんですけど、私はそのうちの2つだけにちょっと注目をしてみました。1つは、土砂災害の特徴と地域の災害リスクの把握・共有、それと住民等への防災情報の伝達ということで、これだけの資料を私なりに少し勉強させてもらって、今回の質問に当たっているつもりです。その中で、報告書の中に、危険な区域は事前に調査すれば、かなりの程度で特定することができ、危険な区域から少しでも離れば、被害を軽減できるため、市町村及び住民は、これらを認識した上で、早目早目に避難行動をとるべきであるというようなことを明記してあります。

そこで、この報告書には避難準備情報について書かれています。避難準備情報というのは、避難勧告の前に取り扱う部分なんですけど、これの現状としまして、平成26年度に避難勧告または避難指示を発令したケースのうち、避難準備情報を発令したケースは約4割にとどまっていると。このことは、土砂災害の突発性ゆえ、避難準備情報の発令が困難だったと考えられる。それと、避難準備情報は、要配慮者を対象とした避難勧告であるとの認識が依然として多いと。それともう1点は、避難準備情報を発令した場合、段階的に避難勧告・指示を発令する必要があると考えている市町村があり、そのことがかえって避難準備情報の発表をちゅうちょさせ、十分に活用できていない可能性があるというようなことをこの報告書にはうたっています。

それで、この中に実施すべき取り組みということで、避難準備情報の意味合い、発令、これについて書いてありますけど、避難に時間を要する要配慮者に対して避難を促すための情報であるとともに、土砂災害警報区域・危険箇所等に居住する住民に対して、早目の自発的な避難を促す情報、自発的に避難を行う人々を避難場所に受け入れ始める目安となる情報でもあるというよう

なことを書いてあります。

それと発令の区域、これに関しましては、避難準備情報は、面積の広い市町村においては、例えば合併前の旧市町村単位、または地形区分、山とかそういうので市内を分けていくという、そのような市町村管内を大まかに分けた区域のうち、土砂災害警戒区域・危険箇所等の土砂災害の危険性がある区域に対して発令すること、これに努めるべきというふうな格好で、市内をある程度分けて発令したほうがいいんじゃないかということを書かれています。それと、発令のタイミング、これに関しましては、夕方等の明るい時間帯、早目に避難準備情報を発令するべきであるというようなことを書かれています。

そこで質問なんですけど、水俣市地域防災計画の中で、避難準備情報について、どのような考え方で、どのような運用をされているのか、まず1点、質問をしたいと思います。

続きまして、避難勧告の現状と課題ということで、この報告書の中に書かれていますのは、都道府県と気象庁が共同で発表している土砂災害警戒情報、これはよくテレビ等でも発令をされていると思いますけど、この避難に要する時間を考慮して、実績降雨量に降水ナウキャストや、降水短時間予報を用いたおおむね2時間先の予測降雨量を踏まえて、土砂災害が発生する危険性が高まった際に発表される情報であり、土砂災害からの避難にとって極めて重要な情報であると。このため、平成26年に土砂災害防止法を改正し、土砂災害警戒情報については、避難勧告等の発令に資するため、関係市町村の長に通知すること及び一般に周知することを都道府県知事に義務づけたというふうになって、多分皆さんの中に、私たちの中にもこの情報が入ってくるというふうなことになっていると思います。

もう一つですね、実施すべき取り組みということで、やっぱり避難勧告を充実させていくということが一番大事じゃないかなということで、発令のタイミング、これら避難勧告の発令の際には避難場所を開設していることが望ましいが、局地的かつ短時間、二、三時間以内ということで書いてありますけど、豪雨の場合は、避難のためのリードタイムが少ないケースも多いことから、避難場所の開設や土砂災害警戒情報の発表を待たずに、大雨情報や土砂災害警戒判定メッシュ情報、記録的な短時間大雨情報なども考慮して、ちゅうちょなく避難勧告を発することが重要である。

この中で、先ほど言いました、1つは避難準備情報、それと今申しました土砂災害警戒判定メッシュ情報というのがあります。これはインターネットでも私たちが見ることができます。これは5キロメートルメッシュということで、これは画面上見ることができるんですけど、この中でうたわれているのは、そのことについて、県が独自に市町村に提供している補足情報として、1から5キロメートルのメッシュ、このメッシュ情報がありますよということを書いてありますが、この情報を水俣市として熊本県から提供されているのかどうか、もし提供されているとした

ら、その運用方法というのはどのようになっているのか、質問をしたいと思います。

それと、今度は避難場所の関係なんです。従来の避難場所を災害から命を守るために緊急的に避難する指定緊急避難場所、それと、災害発生後に被災者等を一定期間滞在させるための指定避難所に分類をすることになっているということで、水俣市もそのような取り組みをされていると思いますけど、この提言書の中にはそのようなことを、この2つの違いについて、十分に認識をされていないんじゃないかなというような提言をされています。

そこで、質問なんですけど、水俣市の現状、この避難場所について、市民がどのような捉え方をしているのか、どういう現状なのかを質問をしたいと思います。

続きまして県の関係なんですけど、土砂災害危険住宅移転促進事業、これは先ほど部長のほうから説明がありました。土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンですね、ここに住まわれている方、これの安全な地域への移転ということで、全国的にも熊本県が初めての取り組みじゃないかなというふうに思っております。

まず条件としては、レッドゾーン内の住宅の移転に対して、集団移転などの条件をつけずに、1戸でも補助の対象とするということが1つの特徴かなと。それともう一つは、先ほども部長の答弁がありましたように、最高300万円ということなんですけど、これは国の関係のがけ地近接等危険住宅移転事業ですか、これをトータル合わせると、約1,100万円ぐらいの費用が補助されるというようなことになっております。これは本当に一番大事なことかなということで、市もこれにかかわっていくということなんですけど、これが、まず受け付け開始が7月上旬の予定ということをお聞きしていますが、市の窓口、これはどこになるのかです。それと、この事業について、今から市民の方もこれを十分理解していかなければいけないというふうに思っていますので、市民に対して積極的なPR、これをどうされるのか、お聞きをしたいと思います。

それと、情報伝達訓練についてなんですけど、私も地域の自主防災のほうにかかわってまして、この訓練、実はそのときにうちの班の行政協力員がおられなかったもんですから、私はその下の副班長になっているんですよ。それで、自治会長から一応連絡を受けまして、そして私のほうが各副班長に連絡をしたという経緯があって、実は7時から始まったのに、7時17分にうちに今から訓練が始まりますよという情報が流れてきたんですね、17分間のロス。だからその前に、ほかの副班長が心配して、どげんなとととですかというようなことを聞きにこられて、結局伝達の訓練の意味がなくなってしまうような状態じゃなかったのかなと思います。

先ほどもちょっと答弁の中で、少し遅かったというようなことを言われていますけど、その遅かった理由というのをもう少し詳しく教えてほしいなということです。

それともう1点は、これはあくまでも訓練ですから、最終、終わりの時間ですね、これがいつ終わるのか。私たちは終わりをちゃんと自治会長に報告というようなことにしていますから、自

治会長から次は市のほうに20区は終わりましたよとか、どこの地区は終わりましたよというのが、当然言って初めて訓練が最終的に終わるのかなというふうに思っています。その訓練の終わる設定、これがどうだったのか、以上質問をしたいと思います。

○議長（福田 斉君） 中村議員、確認いたします。

質問は8項目、7ですね。

○中村幸治君 はい、7です。

○議長（福田 斉君） 緒方総務企画部長。

○総務企画部長（緒方克治君） 7項目について、順次お答えしたいと思います。

まず1点目、市では避難準備情報をどのような考えで運用しているかということなのですが、避難準備情報につきましては、避難に時間を要する避難行動の要支援者の避難を促すため、避難勧告や避難指示に従って発令を行う情報として、地域防災計画の記載の発令基準に基づいて運用を現在しております。

第2点目、土砂災害の危険を知るための情報として、気象庁が提供しているメッシュ情報もあるけれども、県もそのような情報を提供しているのか、その情報は活用されているのかについて答弁いたします。

県からは土砂災害危険度メッシュ情報が提供されており、熊本県の統合型防災情報システムで確認することができ、災害警戒を行う市の職員、また、市災害対策本部会議などで活用しております。

3点目です。昨年度、避難所を指定緊急避難場所と指定避難所を指定しておりますが、市民の認識はどのような状況なのかということだったと思うんです。この周知につきましては、6月1日の市報で掲載しておりますが、市民の方々への周知については、必ずしも十分ではなかったのではないかと認識しております。今後は、市のホームページで掲載したり、研修会等で周知、また自主防災組織の協力も得ながら、さらなる周知に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、土砂災害危険住宅移転事業の窓口はどこになるのかという御質問と思いますが、窓口は防災生活課としております。御相談等は、まずここでお受けして、必要がある場合は担当課におつなぎすると、そのような形で進めさせていただければと考えております。

積極的なPRをしていかないのかという御質問につきましては、県の事業でもありますことから、県と連携して周知を図りたいと考えております。

6点目です。自主防災組織情報伝達訓練について、市からの情報が入ってきたのが17分おくれたと、17分おくれた理由は何かということだったと思うんですが、午後7時から訓練自体は開始しております。情報伝達については、26区それぞれの代表者等へ3人の職員が分割して情報を伝達したことや、伝達の情報が簡潔ではなかったことから連絡がおくれたと、それが理由だと考えて

おります。

7番目、訓練の終了時間の設定についてはどうなっていたのか、これについては特に取り決めを行っていませんでした。1つの課題と考えます。

以上でございます。

○議長（福田 齊君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 ありがとうございます。

それでは、3回目の質問に入りたいと思います。

まず、避難準備情報について、平成26年度の地域防災計画、これ、私もインターネットから取り寄せて見てみました。

まず、第3章災害応急対策計画の第9節避難計画、この中に避難等の基準ということで、まずは市民の自主避難、それから避難準備情報、そして避難勧告、そして避難指示ということを書かれています。その中で、部長の答弁にもありましたように、避難に関する時間を要する避難行動要支援者の避難を促すためというようなことで避難準備情報がここに明記をされています。

国の報告書、先ほどもちょっと触れたんですけど、そこに避難準備情報の意味合いということで、先ほども述べさせてもらったんですが、要するに避難に時間を要する要配慮者だけのものじゃないんですよということを市は認識をしてくださいというふうに書かれています。特にそれはなぜかといいますと、土砂災害警戒区域・危険箇所等に居住する住民に対して、早目の自発的な避難を促す情報でもあるんですよというようなことなんですね。ということは、平成26年度の地域防災計画、これはまだその部分が多分要避難という格好のほうになっているんじゃないかなということを懸念しますので、質問としましては、水俣市地域防災計画、避難準備情報は要支援者の避難を促すようになっていますが、これは改めて見直すということをするべきではないかなということを1つ質問をしたいと思います。

それと、災害で命を落とす確率が高いのはやっぱり土砂災害ですね、これは水俣市もそれを経験しています。広島でもそういうことがありましたということです。そのためにも、より絞り込んだ区域の危険を通知する取り組み、これが必要ではないかなというふうに考えています。県のメッシュ情報などを活用して、地域を絞り込んだ情報等を市民に知らせるということも必要かなというふうに思っています。それについて、このメッシュ情報については、市町村担当者がパソコン上で継続的に監視を続けるという方法、これは大変ですね、ずっと見ておかないといけないという、そういうやり方もありますけど、監視体制を効率化し、正確かつ迅速に避難勧告等の発令区域を絞り込む観点から、基準値を超過するメッシュ情報と土砂災害警戒区域・危険箇所等が重複する区域の情報について、基準値を超えるおそれのある時点で市町村に対してPUSH型で注意喚起するような機能を有するシステム開発を促すということと、土砂災害警戒区域・危険箇所

所等の位置データ、メッシュ情報を容易に重ね合わせができるような形式にする等の工夫が望まれる。そして、さらに都道府県等が市町村に対して基準を超過したメッシュ情報をメールなどで迅速に伝えるシステム、これを構築すべきではないかなというような国の提案がなされています。

そこで質問なんですけど、今言ったようにこのメッシュ情報について、もう少し熊本県のほうにメッシュ情報を迅速に伝えるシステムの構築関係等何らか検討して、市が簡単に動きができるようなそういうシステム、これを熊本県のほうに要望という格好ですることができないのかどうか、それを1点お聞きしたいと思います。

それと、今回、防災無線の新しい防災無線が建設をされるということで、その中で個別受信機、これが全戸配布ということが決まっているというふうに聞いております。この運用についてなんですけど、今言ったようなメッシュ情報とかいろいろな情報、要するに地域を分けた情報が入ってくるといようなシステムになったならば、その個別受信機に対して、一斉放送ではなく、グループをつくった、そういう情報提供、それが大事になってくるんじゃないかなと思います。当然、個別受信機をそれだけお金をかけてつけるということは、市民の命を守るためです、そういう活用方法、そういうことを今後考えられているのかどうか、そのことについて質問します。

○議長（福田 斉君） 緒方総務企画部長。

○総務企画部長（緒方克治君） 4点ほど、御質問あられたと思います。順次お答えします。

まず第1点目、要避難情報について見直すべきではないかという御質問だったと思います。

特に、要避難情報のうち避難準備情報を早い段階で活用するという事は、自然災害から命を守るために重要なことだと考えております。そこで、今後は避難準備情報の発表基準とか、庁内の配備体制、避難所の開設等も考え合わせて、早い段階で避難情報を伝達するため、避難準備情報の活用を検討していきたいと考えております。

また、避難準備情報が有効に活用されるためにも、避難準備情報の持つ意味合い、先ほど議員が述べられました意味合いについて住民の方々に周知するとともに、地域防災計画、この中にも反映させていきたいと考えております。

今、1点目、2点目両方答えてしまいました、済みません。

3点目です。土砂災害メッシュ情報について、迅速な情報提供のために、例えばメール等でPUSH型でしょうか、あれで県への要望をすることは考えていないかとの御質問についてお答えします。

土砂災害メッシュ情報は、県で運用されておりますけれども、確かにメールなどで情報が提供されれば、早目の対応が可能になるといったメリットがあると考えられます。ただ、自動的に情報が提供できるシステムを変更するには、費用がかかる等の課題もあります。現段階では、災害

警戒を行う職員が確認するとともに、災害対策本部会議の中でも確認するという対応をしております。県への要望につきましては、今後そのような情報提供のニーズが高まった段階で検討したいと考えております。

4番目、個別受信機です。個別受信機はグループ分けができると思うけれども、今後の個別受信機の運用について、どのように考えるかという御質問だったと思いますが、議員御指摘のとおり、個別受信機のグループ分けはできます、これは可能であります。現在、市では、防災行政無線の整備を行っており、その中で全戸配付も考えており、情報伝達の方法等については防災行政無線施設整備検討委員会の中でも検討を進めております。グループ分けにつきましても、他市町村の事例を参考にしていき、検討していきたいとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（福田 齊君） 次に、空き家対策について答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、空き家対策について順次お答えをいたします。

まず、平成25年3月19日に水俣市空き家等の適正管理に関する条例が公布されたが、今までに何らかの動きはあったのかについてお答えをいたします。

現在、条例制定から36件の市民からの空き家情報提供を受け付けており、そのうち助言・指導の段階で解体撤去等により解決できたものは15件あり、残りは対応継続中で、崩壊の著しい3件の空き家については勧告書を送付しているところであります。

これまで、危険空き家は総務課、管理不全な空き家は環境課での対応でありましたが、平成27年度からは防災生活課が新設され、危険空き家・管理不全空き家とも防災生活課で対応するという体制になりました。

次に、水俣市の空き家についての把握、管理の現状はどのようになっているのかについてお答えをいたします。

水俣市全体での危険空き家及び管理不全の空き家総数は、約700件あると把握しているところでございます。管理の現状は、電話等の連絡があったところについては、それぞれ対応しておりますが、やはり崩壊寸前の空き家の場合、近隣住民の方も心配され、問い合わせも多いことから、道路等に隣接しているようなところには、瓦等の落下対策のためのフェンスの設置やごみの不法投棄に注意を促す看板等の設置、また、防臭・防虫予防のための噴霧器や薬液を貸し出しているところであります。

また、平成27年2月26日に、空家等対策の推進に関する特別措置法が一部施行されたが、その主な内容と、水俣市の条例との違いは何かについてお答えをいたします。

まず、この空家等対策の推進に関する特別措置法の主な内容といたしましては、地方公共団体の指導・勧告・命令が可能となり、解体や除去などの代執行が可能となること、今までの課税標準の特例の固定資産優遇税制が撤廃され、空き家を放置すると、これまで優遇措置により6分の1となっていた固定資産税が本来の税額で6倍となること、また自治体が固定資産税の課税情報等を利用できることになり、所有者を特定できる内容となっております。また市町村は、その区域内で空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本方針に即して、空き家等に関する対策についての計画、つまり空き家等対策計画協議会を組織することができるとなっております。これは、学識経験者等のメンバー構成による協議会を設置し、空き家等の対策計画を実施していく上でその内容を決定していく機関となっております。

市条例では、空き家についての指導・勧告・命令までは可能ですが、代執行まではうたっておりません。これらが、空家等対策の推進に関する特別措置法と水俣市空き家等の適正管理に関する条例との違いであると考えております。

今のところ、空き家等対策計画作成などは考えておりませんが、今後必要に応じ、また県内市町村の動向を見ながら、条例の見直しなども考えていく必要はあると考えております。

○議長（福田 齊君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは、2回目の質問に入ります。

まず、市長の答弁を見てみますと、水俣市空き家等の適正管理に関する条例を制定してから約2年ぐらいですかね、これで市民から36件の情報提供があったと。それで解体・撤去が15件だったと、これはやっぱり水俣市空き家等の適正管理に関する条例を制定してよかったのかなという気がします。

それと、平成27年度から防災生活課でこれについては対応していきますよということですね。それともう1点は、水俣市全体で危険空き家、管理不全の空き家、これが約700件ありますよということを答弁されました。それとあと1点、ちょっと気になったのが、これ空家等対策の推進に関する特別措置法にあるんですけど、空き家等対策計画作成、これは今のところ考えていないというようなたしか答弁があったというふうに思っております。

それで、空家等対策の推進に関する特別措置法の第5条、これを読みますと、国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針を定めるものとするというふうなうたわれていまして、全てインターネットで私も打ち出しをして、これを相当な覚悟で読まさせていただきました。

その中で、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針、この中で実施体制の整備というのがうたってあるんですけど、市町村内の関係部局による連携体制の重要性というのがうたってあります。先ほどの市長の答弁では、対応については防災生活課というふ

うに聞きましたけど、これ質問なんですけど、庁内連携についてはどのようになっているのか、1点質問をしたいと思います。

それと、この空き家対策の推進に関する特別措置法の第11条に空き家等に関するデータベースの整備が掲げられています。答弁では、水俣市全体で、危険空き家、管理不全の空き家等が約700件あるという答弁でしたが、このデータベースの整備・管理、これはどのように考えられているのか、この点も質問したいと思います。

それと、答弁の中で、各市町村の動向を見ながら、水俣市空き家等の適正管理に関する条例の見直しなども考えていくというようなことを答弁をされましたが、これ質問です。水俣市空き家等の適正管理に関する条例の改正などを早急に行う考えはないのか。それと、空き家対策については、何を基本に取り組んでいくつもりなのか、以上を質問します。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） まず1つ目は、庁内の連携についてなんですけど、ことし機構改革させていただきました。今まで窓口がいろんな形で何か分かれていて、わかりにくいということは、非常にやっぱり市民の方からもそういった意見があったのも確かでございますので、今回、防災生活課に一本化させていただいて、その中から、この案件は環境課につながる、都市計画課につながると、そういったものをそこを中心につなげていく連携をとりたいというふうに思っております。

700件の空き家のデータベースの件ですが、今大体700件ぐらいあるということで、今後、空き家バンク等で、そういった空き家の調査をやる方向でやっております。その中で、そういった空き家の情報をもうちょっと密にして、こういったところと情報を共有化しながら活用できないかというふうにしたいというふうに思っております。

それと、3つ目の水俣市空き家等の適正管理に関する条例の改正については、今のところ、うちにつくっている条例でちょっと対応させていただいて、今後必要性が生じた場合、一部改正なのか、全部改正なのか、その部分は今後の状況を見ながら考えていきたいというふうに思っております。

それと、最後の空き家対策の計画等について、これにつきましては、今答弁しましたように、うちでつくっておる条例がございます。これを今運用しておりますので、この中で、やはり空き家対策計画、また協議会等の設置が必要というふうなことになるれば、やっていきたいというふうに思っております。やっぱりメリットは、6分の1の廃止とか、税務の情報を活用できるというのは、非常にメリットだというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福田 齊君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 水俣市の空き家等の適正管理に関する条例、これ、水俣市空き家等の適正管理に関する条例施行規則がちょっとあるんですけど、その3条を見てみますと、市長は条例第5条の規定による情報提供を受けたときは、次に掲げる書類を作成する。要するに、1つは空き家等に係る情報の受付簿、それと空き家等の管理台帳、条例について運用していくということですので、こういうことを書かれています。

空家等対策の推進に関する特別措置法の空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針、これを見てみますと、空家等に関するデータベースの整備等では、市町村が調査の結果、空家等として把握した建物等については、第11条に基づき、データベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるように努める、これも努めるということになっていますけど、それをやってくださいということ。

それで空き家等の実態把握、これについては、市町村が空家等対策を効果的かつ効率的に実施するためには、統計資料等も活用しつつ、まず市町村の区域内の空家等の所在やその状況等を把握することが重要であるということで、水俣市の条例は、市民の方の通報によって、それでデータベース管理、要するに管理台帳をつくっていきますよというふうになっていますので、若干それについてどうなのかなという疑問が1つあるということです。

それと、全体で危険空き家、管理不全の空き家が約700件あるということ、空き家バンク等でもこれをやっていくということなんですけど、やはり条例でやっていかれるということであるならば、当然データベースの整備、これが必要になってくるんじゃないかなというふうに思っていますので、1点質問なんですけど、データベースの整備は本当に必要なのかどうか、そこをどう思われているのか、1点質問をしたいと思います。

それともう一つは、この空家等対策の推進に関する特別措置法の中で財政上の措置というのがうたっています。それを見てみますと、空き家等に関する対策の実施に必要な財政上、税制上の措置ということで、第15条第1項においては、国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画、ここに対策計画出ていますね、に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとするということにこれはなっています。

それと、それをもう少し細かく言いますと、国は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税等の拡充など必要な財政上の措置や必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとされているところ、例えば市町村が空家等対策計画の作成のため空家等の実態調査を行う場合や、空家等の所有者等に対してその除去や活用に必要な費用を補助する場合、当該市町村を交付金制度より支援するほか、市町村が取り組む空家等に関するデータベースの整備、空

家等相談窓口の設置、空家等対策計画に基づく空家等の活用・除去等に要する経費について特別交付税を講ずる等、空家等対策を実施する市町村に支援をするというふうに書かれています。

ということであるならば、当然これについては早急な動きをしなければいけないんじゃないかなというふうに思っております。水俣市空き家等の適正管理に関する条例改正等については今から考えますというような話をされましたけど、特に先ほど空き家バンクの話もされました。それと、空き家について空き家を撤去した場合の空き家の跡地をどう利活用していくのか、そういう都市計画関係等含めて、いろいろな格好で、これは将来の水俣のまちづくりをするために重要なことなんです。この基本的な部分ができなければ、こういうことはできていけないということになりますので、1点質問なんですけど、空き家等対策を行うために空家等対策の推進に関する特別措置法の実施、また水俣市空き家等の適正管理に関する条例の改正等、これについては早急に行うという必要があるのではないかと思いますけど、その点をどう思われるか。それともう1点は、データベースの関係ですね。この2点だけを質問したいと思います。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） データベース化につきましては、やっぱりまず調べるのが一番大事だというふうに思っております。実はこの空家等対策の推進に関する特別措置法で調べるのかというのがありますけど、今、うちのほうでやっている空き家バンク等の準備の中で、まず700件どういった空き家があるのか、崩壊寸前なのか、たまたまあいているのか、転勤で行かれてあいているのか、やっぱりそういったきちっと、そういったものをデータベース化していきたいというのは、今言われたように細かくやっていきたいというふうに思っております。

空家等対策の推進に関する特別措置法、やっぱりできたので、早急にやったほうが良いということでございます。実際、今できたばかりで、うちのほうでこれが水俣市全体の空き家を把握しながらやっていくにしろ、まず情報を集めて、それからやっていくというふうに思います。できたばかりで、どこの市町村も今からだというふうに思いますけど、他の市町村いろいろな形が出てくるので、そういったところも勘案しながら、見ながら、これには対応していきたいというふうに思っております。

○議長（福田 齊君） 次に、恋路島の活用について答弁を求めます。

緒方総務企画部長。

（総務企画部長 緒方克治君登壇）

○総務企画部長（緒方克治君） 次に、恋路島の活用について、順次お答えします。

まず、現在、恋路島の管理はどのようになっているのかとの御質問についてお答えします。

恋路島は、昭和32年ごろまでキャンプ場や海水浴場、釣り場としてにぎわいを見せていましたが、水俣病の発生によって、湾内での海水浴自粛の行政指導がなされたことに伴い、利用者が激

減し、キャンプ場も閉鎖され、市民の足が島から遠のいた経緯があります。昭和63年に、県の水俣湾埋立地及び周辺地域開発整備具体化構想や水俣湾マリントウンプロジェクトの策定を踏まえて、市民の憩いの場とするため、地域開発用地として約1億4,500万円で購入し、環境創造みなまた推進事業によるイベント開催、トイレや棧橋の整備など恋路島の活用を模索するさまざまな取り組みを行ってきましたが、平成10年度に環境創造みなまた推進事業が終了し、近年は恋路島活用の取り組みは行っておりません。

管理につきましては、市民の方などが島に入られる場合に、日時、人数、目的などを記入した申請書を提出していただいて、入島許可を行うといった事務を行っております。

次に、市、市民、市民以外の利用状況はどのようになっているかについてお答えします。

市では、近年は恋路島を利用するイベントなどは行っておりませんが、市民または市民以外の方からは、野外活動、植生調査、自然観察等に利用されています。入島申請を年度ごとに集計しますと、平成24年度は5件で6日間、延べ133人、平成25年度は3件で3日間、36人、平成26年度は2件で15日間、延べ111人が入島されている状況です。

次に、市として今後、恋路島の活用をどのように考えているのかとの御質問にお答えします。

恋路島は有効な地域資源であり、昨年、第5次水俣市総合計画の第2期基本計画を策定する際に行った市民アンケートによりますと、地域資源を生かした観光振興については、湯の児・湯の鶴の温泉地やエコパーク水俣と恋路島の活用等が期待されております。

そこで、今後は、エコパーク水俣等の地域資源と連携した活用策をまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で検討していきたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは、2回目の質問に入ります。

恋路島について、新水俣市史、これについて書かれていますね。まず、これは百間港に横たわる周囲約4キロメートル、それから総面積が26万3,703.82平方メートル、これは、終戦後間もなく少年保護施設が開設されたが、西念寺のほうに移転し、それが閉鎖された。それから娯楽やゆとりで欠けていた市民に家族同伴あるいは団体など気軽に静養してもらおうとして、市で昭和26年に恋路島キャンプ村を開設をしたというふうになっています。連絡船、これも水俣警察署の救助船を払い下げて、かもめ丸というふうに命名をして、定期運行をしていたというようなことにもなっています。それと、昭和33年にはキャンプハウスも16棟、それと野外テント20張りのほか、モダンな2棟が増設され、飲料水並びに灯台遊園地を中心とした散策道路の整備などを設置して、面目を一新して、さらに7月末から電灯もつき、利用者誘致に万全の体制を整えたということで、結構、このように恋路島は活用されていたということですけど、先ほども答弁にありましたように、ある時期からこれが閉鎖をしてしまったというようなことになっています。

それで一番最後に、この新水俣市史の中でうたわれているのは、連絡船かもめ丸も35年には売却処分され、以来、幾星霜、観光資源を目の前にしながら、活用されないまま放置の状態が続いているということで、これは締めくくられています。

恋路島について、私自身も議員になって売却の話があったりとか、いろんなことがあったんですけど、市民の考え方は、これを活用してほしいという考え方、それとこのままの自然を大切にするために、このままで残してほしいという、そういう意見もあるということをお聞きしています。

そこで質問なんですけど、恋路島の活用について、ここ最近、庁内あるいは市民レベルでの話し合いというのが行われたことがあるのかどうか、1点質問をしたいと思います。

それと、今現在、恋路島に渡る方法、これはどのような方法があるのか、この2点について質問をしたいと思います。

○議長（福田 斉君） 緒方総務企画部長。

○総務企画部長（緒方克治君） 順次お答えしたいと思います。

まず、恋路島の活用について、最近市民レベルの議論が行われたのか、あるいはその市民レベルの議論はどのように考えているかにお答えします。

最近におきましては、市民レベルの意見を聞くという活発な意見をいただくという場がなかったように思います。恋路島の活用につきましては、市民の方々の御意見や御提案は必要であると考えております。恋路島を含めたエコパーク水俣等の地域資源と連携した活用策を検討していく中で、御意見や御提案をお聞きしたいと考えております。

2点目、現在、恋路島に渡る方法としては、船でしか今のところ渡ることができません。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 答弁でも、恋路島の活用ということを検討する必要があるのかなというような答弁だったというふうに思っています。先ほどもちょっと言ったんですけど、新水俣市史の最後のほうに書かれていると、観光資源を目の前にしながら、活用されないまま放置状態が続いているというようなことを書いてあります。やはり、これだけの観光資源をどうするのか、これは本当に水俣市として考えていく時期に来ているんじゃないかなという気がします。

実は、私が議員になって何年前やったですかね、先ほどもちょっと触れたんですけど、これの売却の話があったんです。そのとき、私たちは市民の方にアンケートをとって、これは売却すべきでないということで、私も多分一般質問の中で売却すべきでないというようなそういう意見も述べさせてもらったというふうに思っております。それから相当な年月がたっています。本当にこれをどうするのか、今後考えていく必要があるのかなということで、恋路島の活用につい

て、市民レベルの話し合いというのを仕掛けていくというか、やっていくべきではないかなと思いますけど、それを1つお聞きをしたいと思います。

それと、恋路島に渡るのは、今現在は定期船はないし、船をチャーターするという以外にないのかなという、そういう現状かなというふうに思っています。それで、市民の中には、この恋路島に橋をかけてはどうか、橋をぜひかけてほしいと、そういう意見、そういうことも私お聞きしていますので、その恋路島に橋をかけることの検討関係等を市としてどう思うのか、この2点を質問したいと思います。

○議長（福田 斉君） 緒方総務企画部長。

○総務企画部長（緒方克治君） お答えします。

まず、市民の方々の御意見を聞くということはどうかという御質問なんですが、御意見、御提案を聞くことは必要だと考えております。今後、御意見や御提案をお聞きして活用策を考えていきたいと考えております。

2点目です。橋についてなんですが、恋路島を活用する、この活用の中で、橋の必要性があるとなれば、橋についても検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 以上で中村幸治議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時36分 休憩

午前10時46分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤本壽子議員に許します。

（藤本壽子君登壇）

○藤本壽子君 おはようございます。

無限21の藤本壽子です。

統一地方選挙から初めての一般質問です。市議会の各議員の皆さんと同じように、私も選挙の期間中、市民から多くの負託を受け、身の引き締まるような思いで、この場に立っております。

ある団地では、年金が少なく、これからどのように暮らしていったらよいか不安だという年配の女性、家族の介護が大変なんだよという男性の声、若い女性からは、ひとり親で安定した仕事が欲しい、また走ってきて言われたのは、障がいを持つ子どものことで今後が不安だというお母さん、そんな市民の切実な声が今も頭の中に渦巻いています。また、国の国政についての不安の声も多くありました。夏にも再稼働かという状況の川内原子力発電所、事故が起こらないか不安

だ。安全保障関連法案が決まれば、息子たちは戦争に行くようなことになるのではないかと心配する声もありました。全てが暮らしに直結した問題ばかりです。そして何より、私たちの命にかかわる問題ではないでしょうか。

私は、今こそ立ちどまって、私たちの親、祖先、そして、ふるさとの大地や生物全ての声に耳を傾ける。そして、間違いのない、悔いを残さない選択をしていかねばならないと心から思っています。

質問に入ります。

1 番目は、湯出地域の地域振興と水源地の保全についてです。

昨年、3月議会に復帰しましてから質問いたしましたけれども、産業廃棄物処分場建設計画予定地であったユニオンネットの計画について質問しております。この周辺は水俣市の水源地であるために、その開発には慎重に、また、住民の振興計画の総意と整合性があるように進めていただきたく思い、質問をいたします。

- 1、ユニオンネットの計画の進捗状況はどのようになっているか。
- 2、これまでの湯出地域の振興計画はどのようなものか。
- 3、今後ユニオンネットの計画にどのように対応するつもりか。

2 番目は、6月10日に経済産業省資源エネルギー庁の呼びかけで原子力発電所から出る高レベル廃棄物の最終処分場選定に関する県内自治体向け説明会が行われています。このことについて、質問をいたします。

- 1、水俣市からは、どのような理由で出席したのか。
- 2、非公開だったのは、どのような理由だったのか。
- 3、説明は、どのような内容であったのか。

次に、水俣市のひとり親家庭の支援について。

水俣市のひとり親家庭の方から、職場や子育ての問題などで相談が多くあります。特に仕事の安定しない状況も聞いております。そこで質問します。

- 1、水俣市には、ひとり親家庭はどれくらいおられますか。
- 2、現在の支援策は、どのようになっているか。
- 3、貧困状態と考えられる家庭はありますか。

4 番の質問は、犬、猫など殺処分を減らす取り組みについて。

平成20年度の記録ですけれども、環境省の調査で全国の自治体で殺処分されたペットの数は、犬が8万2,464頭、ガスによる窒息死で10万頭以上が死んでいます。合計27万6,212頭が殺処分になっていました。それ以前は、もっと多くの殺処分数でしたが、現在は、国も殺処分ゼロの方向性となっています。4月に、この動物愛護の観点で犬や猫を自宅で預かっておられたり、譲渡を

するためのボランティアをされている方たちの集いに初めて参加させていただきました。市にもこの活動に目を向けていただけないかと思い、質問します。

1、水俣市の殺処分現状はいかがですか。

2、現在、水俣市が行っている対策はどのようなことか、以上2点です。

本壇からの質問は以上で終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 藤本議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、湯出地域の振興と水源地保全については私から、原子力発電所から出る高レベル放射性廃棄物の最終処分場選定に関する県内自治体向け説明会については副市長から、水俣市のひとり親家庭の支援について及び犬・猫など殺処分を減らす取り組みについては福祉環境部長からそれぞれお答えをいたします。

初めに、湯出地域の振興と水源地保全についての御質問に順次お答えをいたします。

まず、ユニオンネットの計画は進んでいるのかとの御質問にお答えをいたします。

ユニオンネットにおかれましては、木臼野の産業廃棄物処分場計画跡地を取得され、その敷地を活用し、太陽光発電や公園の建設を計画されているとのこととあります。

太陽光発電は、33ヘクタールの敷地を第三者に貸与して、15メガワットの太陽光発電を計画されております。さらに、全体面積約86ヘクタールの約30%に当たる約26ヘクタールを活用して、既存林を伐採や間伐し、四季折々楽しめる木々や花々の樹種転換を図り、その中に宿泊施設、温浴施設、農家レストラン施設、物産販売施設、観光農園施設、高齢者の住居施設などの整備を計画されていると聞いております。

公園化構想を進めるに当たっては、この太陽光発電に貸与することで得た収益を活用して、段階的に整備を進めていくため、まずこの太陽光発電に取りかかりたいとの御意向であります。当該計画地には、国有地が存在しております。市といたしましては、この国有地の払い下げに向け、現在、筆界未定地の境界確定や登記の申請など、払い下げに向けた手続を行っており、境界確定の登記が終了後、財務省による現地確認、払い下げ金額の確定、それに伴う予算計上、議会での議決後、市への払い下げとなります。

次に、これまでの湯出地域の観光振興の成果はいかがかとの御質問にお答えをいたします。

湯出地域の観光振興については、平成22年3月に策定した湯の鶴観光振興計画に基づき、湯の鶴観光物産館鶴の屋の建設、観光案内板の設置や温泉街の外路灯の整備、湯の鶴温泉街の風情にマッチした観光トイレの設置、さらに、昨年度、湯の鶴温泉保健センターほたるの湯をリニュー

アルするなど、地元実行委員会や住民の方々と協議を行いながら、意欲的に温泉街の整備を実施してまいりました。その結果、平成22年に約1万4,000人にまで落ち込んでいた観光入込客数も、平成25年は約3万8,000人に増加をし、平成26年も約3万2,000人の観光客が湯の鶴を訪れており、湯の鶴観光振興計画の成果があらわれているものと思われま

次に、今後ユニオンネットの計画にどのように対応するのかとの御質問にお答えをいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、市が国有地の払い下げを受けた後、ユニオンネットには、地域住民に対して、太陽光発電事業を初め、地域住民が懸念している地下水汚染対策や災害対策について説明を行ってもらい、太陽光発電建設等に問題がないと住民が了承した場合にのみ、ユニオンネットと、土地の賃貸借契約を締結する予定にしております。

また、その後、ユニオンネットが計画している公園化構想については、市の湯の鶴観光振興計画とは、今のところ関連性はないため、今後、必要があれば、協議・連携を図っていきたいと考えています。

○議長（福田 齊君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので、2回目の質問をしたいと思います。

まず、私の質問が湯出地域の観光振興といいますが、地域振興でしたので、観光振興については、平成22年が約1万4,000人であったのが、平成25年には3万8,000人までなったということで、大変成果が上がってよかったなというふうに思っております。ただ、私もちょっと知り合いのレストランがあるんですけども、そこの方に聞きますと、もう少し湯の鶴にレストランのほかに見るところだとか、そういうところがあるといいなということも聞いています。

例えば水俣の歴史や暮らしとかを展示した場所だとか、書や絵画を展示してあるところ、そしてまた環境のまちにふさわしい取り組みをしている、久木野のほうでは小水力発電のこととかやられていると思うんですけども、そういうことも全国の方から見ると、とても観光とあわせたような観光振興につながるような見る場所ということになると思いますので、そんなことも考えていただけないかなというふうに、これは意見です。

それから、湯出地域の方と何人かお話をしましたけれども、やはり湯出のほうは、御存じのとおり、もう中学校がなくなりまして、小学校も危ういという状況の中にあるようで、定住化策ですね、どこもそうですが、定住化策をもう本当にきちんとなさなければいけないというふうに自分たちは思っていると、どんなふうな形で子どもたちがふえてきてもらうのかというのは、いろいろな知恵を絞って、これから先、取り組んでいかなければいけないのかなというふうに思っています。済みません、これも私の意見です。

次に、質問に入りたいと思うんですけども、ユニオンネットの事業についてですが、予定地の国有地を市のほうで所有するというので、このことには私は賛成をしています。といいます

のは、やはり湯出が、言葉があれですけれども、命がけでやっぱり市民が水源地を守ったという経緯もございますので、あの土地については、市のほうとしては責任ある土地の所有という問題も含めて、借用についてもきちんとした方針が必要だと思いますし、国有地について、市のほうで買っていただくといえますか、所有していただくということについては、私は賛成をしたいというふうに思っています。

そこでなんですけれども、ユニオンネットの計画というのが今のところ全くほとんどわからないんですが、2つ心配しております、2つの質問なんです。市民との振興計画が今進んでおまして、それとの整合性、湯出地域の方たち、また私たち市民が湯出地域の振興について受け身になるようなことでは困ると。やはり私たちが持っているものとユニオンネットの方たちがこれから進めていくことについて整合性がある未来があるようなことを考えていくためには、受け身にならないように市としては配慮をしていただきたいというふうに思います。それが1点です。

それからもう一つはメガソーラー事業のことなんですけれども、一昨年12月4日に湯の鶴温泉保健センターで業者の説明会がございまして、そのとき出ささせていただきました。説明会ときには、地域の方たちから、メガソーラーの除草には除草剤を使いますかということとかあって、そのときおっしゃったのは、自分は手で取りますから大丈夫ですと言われて、前予定地のところにお茶をつくっておられた方がおられて、そのお茶に農薬をかけてられたらしいんです。その農薬の汚水が池に流れてきて、コイが死んだということがあったらしくて、この間も湯の鶴に行って話を聞いたときも、そのことを思い出されて、やっぱり上のほうにいろんなものができる、下の水源は影響を受けるので、ぜひこのことも考えてほしいということで、今、メガソーラーがいっぱい水俣市もできているんですけれども、私はやっぱり環境のまち水俣なので、前も申し上げましたが、条例を、今ということは無理としても、やはり市独自で環境影響評価みたいなことをきちんと考えていただけないかなというふうに思っています、この2点を質問したいと思います。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） ユニオンネットの計画について、受け身にならないようにということでございます。

計画をされるにつきましては、まだうちも把握していないところでございます。その中で、メガソーラー、公園化ということをもうちよっと具体的に上がってきたら、公園については、やはり振興計画等との整合性、先ほどはまだ今のところないということで答弁しましたが、今後上がってきた時点で市民の方とつないで、受け身にならないような形でやっぱりしていきたいというふうに思っております。

それと、環境影響評価、独自のものというのは、今のところ、急に言われたところで何とも言

えませんが、メガソーラーについて、今、再生可能エネルギーの部分がどんどん進んでいるところでございます。それについて、影響評価等をうちのほうで議論をしておりませんので、今後検討は、検討というか、意見としてお聞きはしたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 3回目の質問なんです。私1冊の本をこのごろ読みまして、天然水の製造をサントリーの方が阿蘇でやられているんですけども、その方が天然水を生み出す山をつくるということで、私も読みまして、もうびっくりしました。木の植生だとか、それからどんな生物がその山にいるかとか、もうやっぱりある意味企業の方たちのほうが本当に自分たちの商売と言ったらあれなんですけれども、自分たちがどんなふうに天然水をつくっていくかということで、きちんと考えておられるのかなと思ったんです。私は、あの産業廃棄物処分場の計画跡地というのは、やっぱり水俣市民の命の水を生み出すところなので、今申し上げましたのは、私の提案なんですけれども、天然水などを事業として考えてみたりするのも1つではないかなというふうに思います。

それはなぜかという、天然水が生まれるような場所であれば、水俣市民の命の水を守ってけるんじゃないかなというふうに思うので、いろんな方たちの英知を集めて、あの土地を守りながら事業も起こせるような、ユニオンネットの方のこれからの事業の展開にもよると思うんですけども、そんなことを考えています。

その湯の鶴観光振興計画の中身というのも、これからきちんと市の方たちとともにつくっていくということが必要じゃないかなというふうに思いますので、市長の意気込みを聞かせていただければと思います。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 湯の鶴については、前市長のときからずっと振興という部分で計画をつくって、私が見た目にも大分前よりはよくなって、うまくいっているように感じます。今後、環境首都創造事業がございまして、そういったものを活用しながら、今、湯の鶴温泉保健センターリニューアルさせていただきました。そういったところの新しい進入路の建設等も準備をしておりますし、県道沿いの市に寄附された土地を活用して憩いの場、公園の整備、そういったものも計画をしております。

そして、熊本県のほうは緑の創造プロジェクト事業で、湯の鶴の県道の拡幅工事や親水公園の整備なども計画されているところでございますので、水俣は観光というと、湯の鶴・湯の児がどうしてもメインで来ますので、湯の鶴は大事にしていきたいですし、私の思いとしても、やっぱりそこに人が通うような地域にしていきたいというふうな思いはございます。

○議長（福田 斉君） 次に、原子力発電所から出る高レベル放射性廃棄物の最終処分場選定に関する県内自治体向け説明会について答弁を求めます。

本山副市長。

(副市長 本山祐二君登壇)

○副市長(本山祐二君) 次に、原子力発電所から出る高レベル放射性廃棄物の最終処分場選定に関する県内自治体向け説明会についての御質問にお答えいたします。

まず、水俣市からはどのような理由で出席したのかとの御質問にお答えいたします。

今回の説明会は、経済産業省資源エネルギー庁から案内があり、エネルギー政策の動向と合わせて、放射性廃棄物の最終処分政策の基本的考え方に係る情報提供が行われるということでありましたので、政府の考えを直接聞くことができる情報収集の場であるとの認識で出席いたしております。

次に、非公開だったのはどのような理由だったのかとの御質問にお答えいたします。

自治体向けに、政策の内容や今後の進め方について、情報提供する説明会であったので、一般の方々には開催を特に公開しなかったと伺っております。一般向けの説明会といたしましては、全国9都市でシンポジウムが開催されております。

次に、説明はどのような内容だったのかとの御質問にお答えいたします。

一般向けの全国シンポジウムでも使用されている資料をもとに、経済産業省資源エネルギー庁と原子力発電環境整備機構より説明がありました。まず、エネルギー庁からは、高レベル放射性廃棄物の最終処分に向けた法律制定の経緯や諸外国の最終処分に関する状況、地層処分の理由などの説明があり、引き続き、原子力発電環境整備機構から地層処分事業の方法や事業の進め方についての説明がありました。

以上です。

○議長(福田 斉君) 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので、第2の質問に入りたいと思います。

ここに、たまり続ける使用済み燃料という資料がございます。中身の根拠は、さまざまな学者の根拠でございますけれども、国に対して資料の提供をされたのは、国会において、福島瑞穂参議院議員が資料請求をしまして、その資料のもとによって数字が出てまいりました。2012年の記録です。2012年3月末まで、約2万4,000トンの使用済み燃料が57基の商業用の原子力発電所で生み出されたと書いてございます。その累積発生量のうち約7,100トンはイギリスやフランスの再処理工場に送られ、処理されました。約1,000トンは日本原子力研究開発機構の茨城県東海村のほうにありますよね、東海再処理施設に送られ、処理、そして日本原燃株の再処理工場には約3,300トンが運ばれ、もっとたくさん処理されたのかと思いましたが、約400トンが処理をされています。残りの約2,900トンは処理できずに同処理工場で貯蔵したままです。そして、各原子力発電所ですね、57基の商業用原子力発電所には、今、計約1万4,000トンがため込まれておりま

す。どこも満杯の状況というのが現実です。

そして九州管内ですけれども、九州電力の使用済み燃料の貯蔵状況は、これは計算をしたんですけれども、1,759トンでした。政府は、再処理するから大丈夫だということで御存じのとおり進めてまいりましたけれども、再処理ができなかったんですね。再処理することができなかったのも、今申し上げましたように、再処理工場でもこれだけのものが残っている。残りが約2,900トンだという状況でございます。

最もこのことで問題なのは、再処理をした後の高レベル放射性廃棄物をどうするかという問題があるわけです。再処理をしたからいいわけではなくて、高レベルの放射性廃棄物というのが出てきます。それをどうするかということで、国のほうはもうとうとう、今度の説明会につながってくるんですけれども、再処理が困難であるという現実の中で、いよいよ使用済みの燃料を直接処分するという政策に転換せざるを得なくなっているというのが現状だと思います。

現実的には、中間貯蔵施設を全国に立地できないか打診する。これが今回の6月10日の説明会だったと思うんですけれども、ちょっと直接お聞きして申しわけないんですが、仮に、その候補地に水俣市が選定された場合、市としてはどのようなまず見解をお持ちになって、どのように対応されるか、もちろん庁舎内で考えないといけないと思うんです。今もし御返答がいただければ、そのことを聞かせていただきたいと思います。これが1番目の質問です。

次に、この使用済み燃料の処理については、もちろん私たちは拒否することもできるかもしれないんですけれども、無関係なままでおられない自治体が多くあります。つまり、原子力発電所を現在持っている自治体です。いろんな考え方を自治体の中でされていると思うんですけれども、福井県の美浜町の市民グループを中心とした森と暮らすどんぐり倶楽部というのがあるらしいんですが、そこの方たちの政策提案は、こういうものです。

しょうがないから条件つきで貯蔵を受け入れようかという内容で、こういうふう提言をされています。1番目に、美浜町に新たに原発をつくらず、3基の原発は廃炉にする。それから、2番目に、美浜町で使用した燃料のみを保管する。それから3番目に、耐震構造を徹底する、それから4番目は、国は、直下に震源断層のある美浜原子力発電所に、可能な限り早期に使用済み燃料の超長期安全管理体制を期限を切って構築する。これはもう本当に美浜町の方たちが孫や子どもに残したくないものであるけれども、残さなければいけないという選択をしたときに、少なくともこの4つのことは国に担保してほしいという思いで、政策提言をされたものでございます。

この美浜町の考え方4つございますけれども、もちろん再稼働しないこと、再稼働させて、ごみをつくり続けるということがあれば、もう受け入れないということを言われているんです。これは、私は自分の意見としては当然のことだと思いますけれども、水俣市としては、この美浜町の政策提案というものに、どのような意見を持たれるかということをお尋ねしたいと思います。

以上2点の質問です。

○議長（福田 斉君） 本山副市長。

○副市長（本山祐二君） 藤本議員の第2の御質問にお答えさせていただきます。

まず、最初の最終処分受け入れの国からの打診があったらどうするかということでございますけれども、これを検討する科学的有望地というの、まだ条件等がよくわかっていない状況でございますので、果たして今の段階で、水俣市が候補になるのかというのは全然わかりませんが、まず今までも受け入れについては、私の知る限りでは、市のほうで考えたということはございません。また、国からの打診についても、今申し上げましたように、現時点で全然考えたこともありませんし、もしあっても大変難しいものであるというふうに考えております。

それから、美浜町の政策提案等についてどう思うかということでございます。当然原子力発電所が、今うちは直接はないわけですが、近くにはございます。そちらと立場は少し違うことになるのか、ちょっとその辺も難しい面もございますけれども、そういうことで考えさせていただくなら、本市の原子力発電に対するスタンスというのは、基本的には将来的には原子力発電に頼らない、頼るべきではないというスタンスでございますし、まず再稼働については、今までの議会でいろいろお答えさせていただいているように、慎重に国のほうで検討していただきたいということで申し上げます。

ですから、当然これに関連しての放射性廃棄物の貯蔵につきましても、これとあわせて慎重に考えていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁、ありがとうございました。

私どものところは、薩摩川内市から40キロメートルから50キロメートルのところでございます。飯館村は何回も申し上げましたけれども、全村の人たちが避難をするという状況になっております。この問題をやはり人ごととは考えられないというふうに思いますので、第3の質問をしたいと思うんですけれども、小出裕章元京都大学原子炉実験所助教、御存じだと思いますけれども、この方が、日本は現在までで、広島型原爆の120万発分の核のごみを保有しているということをおっしゃられます。

現在、集団的自衛権の行使容認ということで、国会のほうで議論の真っ最中でございますけれども、もしこの憲法9条から逸脱して、アメリカとともに戦争に加担した場合、テロの脅威というのは、本当にもう多くなってくるというふうに思っています。飛躍的ということになる中で、それでなくても地震、火砕流、もう本当に日本は水俣を含め大変な問題をいっぱい抱えている。その中で、再稼働するということについては、私はもういつも申し上げますけれども、

反対をしたいというふうに思います。

これは環境問題の枠を超えて、最も緊急で重大な問題ではないかというふうに考えている。また、何よりこのまま核のごみをふえ続けさせていくというのは、今申し上げたように、あってはならないというふうに思っています。

それで、薩摩川内市のほうによく参りますけれども、地元の方たちは、再稼働しないと地域経済に損失があるということをおっしゃる方もおられますが、私どもは先々の未来を考えるとときには、放射性廃棄物の処理だとか廃炉作業の仕事、それはもう本当に長期にわたることなんです。そのことを先日、薩摩川内市でもお母さんたちが集まって集いをしたんですけれども、市民の方たちに訴えましたが、もうこのまま再稼働させて核のごみをつくり続けるよりも、明るい未来というのをもし考えていくということであるならば、私どもは再稼働しないで、きちんと廃炉作業、それから放射性廃棄物の処理の方向に向かうというのが、子どもたちや孫たちへの責任ではないかなというふうに思っています。このことについて、もし御意見があれば、市のほうからよろしくお願いをします。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 心配されていることで、もう何回もここでやりとりもさせていただきました。今回は、高レベルの放射性廃棄物の件が出ましたが、私も一月くらい前、10万年後の安全というビデオを見られたことがあるかもしれませんが、フィンランドのオンカロの話ですよ。500メートル下に5キロメートルぐらいもう大きい道路をつくって、岩盤の中に、そこに高レベルの放射性廃棄物を10万年置くという話ですね。このオンカロは、隠れた場所という意味だそうなんですけど、よく小泉元首相がここを見にいかれて、これはもう再稼働反対というふうに感じたというふうな御意見を聞いたことがありますけど、このビデオを見ますと、次の子孫というか、もう未来の人たちにこういったものをさわらせないように保管する。

私が一番びっくりしたのは、どういった文字で危ないって書くのか、英語なのかフィンランド語なのか、もう私たちは3,000年、4,000年前の古代の人の文字もはっきりわからないわけですけど、それが何万年後の人間にわかるように書いておきたい。結局最終的には何か絵とかそういったものでやりたいということだったんですけど、ここはもう中間施設でも最終処分でもなく、永久保存というふうにビデオでは流れておりました。やっぱりそのぐらい心配しているところもあるということです。それを見ると、この原子力発電については、よく言われますけど、トイレのないマンションというふうによく表現されますけど、やっぱりそこはどうなのかなと非常に心配をしました、私もですね。

近くの川内原子力発電所については、いろんな御意見が実際あります。その中で、私のいつもの答弁と同じでございますけど、原子力発電再稼働については、安全性の確保というものがき

ちっとできない限り、やっぱり再稼働はしていただきたくない、そういった思いをいつも思っているところでございます。

○議長（福田 斉君） 次に、水俣市のひとり親家庭の支援について答弁を求めます。

久木田福祉環境部長。

（福祉環境部長 久木田一也君登壇）

○福祉環境部長（久木田一也君） 次に、水俣市のひとり親家庭の支援について順次お答えします。

まず、水俣市のひとり親家庭はどれくらいあるのかとの御質問にお答えします。

ひとり親家庭の方が受給の対象となっている児童扶養手当の対象者は、平成27年5月末日現在で母子家庭が261世帯、父子家庭が36世帯で、合計297世帯となっております。

次に、現在の支援策はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

まず、主なものとして児童扶養手当がありますが、これは、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。支給条件は、原則として18歳に達する日以後、最初の3月31日までにある児童を監護している母や、同児童を監護し、かつこれと生計を同じくする父、または父母にかわってその児童を養育する者で、本人及び扶養義務者等の前年の所得が一定の額を超えない者が対象者となります。手当の額は、所得や扶養人数に応じて変動しますが、児童1人の場合、月額4万2,000円から9,910円までとなります。

次に、ひとり親家庭等医療費助成の制度があります。

これは、児童が18歳に達する日以後、最初の3月31日までの間、親と子の医療費の自己負担金の3分の2を助成するものです。こちらも児童扶養手当と同様の所得制限があります。

次に、母子家庭等高等技能訓練促進費として、自立と就業を目的として資格取得のための学校等へ進学する場合、その家庭の生活の負担を軽減するため、最長2年間の給付金を支給する事業があります。

給付金の額は、非課税世帯の場合、月額10万円、課税世帯の場合、月額7万500円となります。同様に自立促進と就業を目的とした資格取得のための講座の受講等に対して、その受講料の一部を助成する自立支援教育訓練給付金があります。この給付金の額は、受講料等の対象経費の2割相当額で、1回限り4,000円から上限10万円までとなっています。

そのほかに、日常生活支援事業として、自立のための通学や就職活動、疾病や冠婚葬祭等により一時的に生活援助を必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣し、生活援助や子育て支援を実施する事業があります。

また、就業に向けた取り組みとしましては、児童扶養手当受給中のひとり親家庭を対象として、自立支援員が家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、必要に応じてハローワークとの

連携を図りながら、面談等を通じて資格取得や就業のサポートを行い、就労を支援しています。

次に、貧困状態と考えられる家庭があるのかとの御質問にお答えします。

貧困状態であるとの認識は、どのような基準で判断するのかによっても違ってくるとおもわれますので、一概に何世帯との回答が困難であると思いますが、生活資金の困難等についての相談があった場合には、無利子または低利子で借入れが可能となる熊本県の母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付制度を紹介しているところです。

また、就業していない方には、先ほども申し上げましたように、市の自立支援員との面談等を実施し、職歴や適性を考慮した上で、自立支援プログラムを策定し、就業につなげていく取り組みを実施しております。さらに、疾病等で就労困難な場合には、公的年金の受給や生活保護受給の相談等へとつなげております。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので、2回目の質問に入ります。

この質問に当たって、何人かの先生方やさまざまな方とお話をしましたけれども、まず、水俣のある中学校の先生に、今、ひとり親家庭ってどれくらいクラスなりにありますかと聞きましたら、びっくりしたんですが、40%くらいあるとおっしゃいました。私どもが子どもを育てるころ、うちの娘が今34歳ですかね、そのころ小学校で5分の1か、それくらいだったんじゃないかなと思うんですけども、40%くらいの方がひとり親で育てていらっしゃるということで、これは本当に看過できない問題だなというふうに思いました。

世間では、離婚とかすると、もう我慢が足りんけんやとか言われて、批判されたりとかするということもあるのかもしれないんですけども、実は大阪子どもの貧困アクショングループというところがありまして、そこでアンケートの調査をしたんですけど、これだけが全てではないんですが、その調査の結果では、何と70%がDVの被害があったということで離婚をしたという結果が出ているんです。もちろんDVだけではなくって、さまざまな問題があって、離婚せざるを得なかったと思うんですけども、やはりまず子どもも親も出発点として、例えば水俣に帰ってこられたりした方たちというのは、人間関係に悩んでいたり、母子ともに困惑の中にまずいらっしゃるんだろうというふうに想像がつきます。この問題については、やはりきちんと取り組まなければいけないのかなというふうに思います。

ちょっと国の調査のあれで大変恐縮なんですけれども、平成23年に厚生労働省の全国母子世帯等調査では、数はもう申し上げませんが、ちょっと貧困の問題ということで考えてみたいと思ひまして、母子世帯の平均年収というのは223万円、これはいろいろな支援があつてですけども、平均の年間就労収入は181万円です。水俣にもたくさんいらっしゃると思ひますけれど

も、家族と一緒にひとり親だけでも暮らしておられるという方の平均が291万円で、少しずつちょっと楽になっているかなという感じです。父子家庭の場合はさらにもっと上がってまいりますけれども、ただ、婦人相談員の松本周子相談員にもお話を伺いましたが、水俣の場合は、賃金がやっぱり男の人でもあんまりよくない、県下で見ても、ひとり親のお父さんたちも大変だろうなというふうにおっしゃいましたし、女性はまた特にそうなのかなというふうに思います。

そして、これと比べるということでは、子どもがいるほかの世帯より400万円低いということになっています。貧困というのが、どのところで線引きをするのかというのはあると思うんですけれども、やはりいろいろな数字を見た中で、半分ぐらいの方たちは5割、50%は暮らしに困っているという状況ではないかということが、いろんな書物の中でも出てまいります。

日本は、OECDの諸国の中でイギリス、ドイツというのが貧困率が低いんです。アメリカもちょっとこのごろ挽回をいたしまして、日本の相対的貧困率というのが残念ながら60%ということで、日本はもうたいへんこのひとり親の問題ではおくらしているというふうなことが言われています。

私は、今回、あるひとり親の方にお会いしたんですけれども、仕事をかけ持ちでやっているというので、今、ハローワークに行くと、介護の仕事とかいっぱいあるので、介護とかそういうのをしたらどうだろうかというふうに申しあげましたら、自分は余りにサービスするのは苦手で、できれば手作業とかそういう仕事場があればいいだけだなというふうに言われて、結局2つ3つをかけ持ちでやらなければならないという状況で、松本周子相談員に伺いましたら、一番多いお母さんで4つ、朝の新聞配達から始まってやられている。帰ってくるのがもう午後8時か9時ぐらいだという感じで働いている方がおられたそうです。なかなかそういう窮状というのは公にはなっていないと思うんですけれども、PTAの会合とかにも行きたいと思っても行けないというふうな状況があるようです。

私はここでまず提案したいのは女性の働き場です。昔はちょっと縫製工場とか行ったり、女性が昼間にきちんと働けるような場所というのが、曲がりなりにもあったというふうに記憶しているんですけれども、いろんな企業誘致というのがあると思うんですが、できましたら女性がやはり大変苦勞してますので、女性の働きやすい場所というのを意識的につくっていただけるような施策を考えていただけないかというふうに、まず1つ質問します。

それから2番目が事業者です。いろんな事業者があると思うんですけれども、やっぱり1人で子どもを育てていらっしゃる方は、子どもが病気したときだとか、もうさまざま大変な状況を抱えるんですが、そのときにやっぱりいろいろな事業者の中に、セーフティネットといいますか、そういうひとり親の方たちに対する社内での思いやりの規定、そういうものを持つように、市のほうから要請をしていただけないかという、この2点について質問したいと思います。

○議長（福田 斉君） 久木田福祉環境部長。

○福祉環境部長（久木田一也君） 藤本議員の2回目の御質問でございます。順次お答えをさせていただきます。

まず、女性の働く場、昼間に働く場を意識的につくっていけないか、そういった御質問だろうと思います。なかなか就職先が見つからない、こういう方々に対しましては、先ほども申しあげましたとおり、市の自立支援員が面談等を行いながら、その方の職歴あるいは職制を考慮した上で、自立支援プログラム等を策定しながら就業につなげていく、そういった取り組みを現在も実施をしておるところでございます。

昼間働く場が少ないということですが、先ほど御提案もございました。そういった取り組み等も含めまして、引き続き就労に結びつくように、各種制度等も継続して活用しながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

また雇用主、企業側への啓発、そういった事柄につきましても、これはひとり親に限らず、仕事あるいは子育ての両立を推進していくためには、今後も広報あるいは企業訪問等によりまして、子育てしやすいまちづくりを啓発してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 いろいろ御努力をいただいております。私もガイドブックを見せていただいて、本当に充実しているんだなというふうに感じました。そのガイドブックすら知らないひとり親の人もおられるのかもしれないなと思われましたので、またぜひこの辺の啓発もしていただければというふうに、これは意見を述べておきたいと思っております。

それで、ここで提案いたしますのは、熊本市に住んでいたというシングルマザーの方がおられるんですけども、その方がおっしゃっていたのは、熊本市には病後児保育所があったので、それに登録をされていて、安心して働くことができましたということを知りました。水俣市は、この間も県の水俣・芦北地域振興計画のほうでも、また病後児保育所が出ておりましたけれども、なかなかこれが実現をいたしません。就職するときに、病後児保育所に登録をしていますという、その一言でもやはり背中を押すことができるんじゃないかなというふうに思っていて、ぜひ早い施策を市のほうでは、私どもも一緒に協力したいと思っておりますので、お願いできないかというふうに思います。

○議長（福田 斉君） 質問じゃないですね。

次に、犬、猫など殺処分を減らす取り組みについて答弁を求めます。

久木田福祉環境部長。

（福祉環境部長 久木田一也君登壇）

○福祉環境部長（久木田一也君） 次に、犬、猫など殺処分を減らす取り組みについての御質問に順次お答えいたします。

まず、水俣市の犬、猫の殺処分の現状はいかがかについてお答えします。

現在、犬や猫等の殺処分に関しましては熊本県が行っていることから、県水俣保健所に問い合わせいたしましたところ、水俣、芦北管内1市2町の合計数になりますが、犬の殺処分は、平成25年度が28頭、平成26年度が3頭、猫につきましては、平成25年度が92匹、平成26年度が73匹ということでありました。

次に、現在、水俣市で行っている対策はどのようなことかについてお答えいたします。

ただいまお答えいたしましたように、犬猫の捕獲や殺処分は熊本県が行っており、水俣市では行っておりません。市といたしましては、9月の動物愛護月間に合わせ、殺処分などをなくすため、飼い主等に対する啓発を広報紙等により実施いたしております。また、本年11月に水俣市において動物愛護祭りを開催する予定ですので、その中で犬、猫の飼い主への指導や、捕獲した子犬の里親探しも実施しながら、殺処分にならないよう努力してまいります。

以上でございます。

○議長（福田 齊君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 2回目の質問に入ります。

水俣の状況につきましては、先日保健所に二度ほど参りまして、聞かせていただきました。今は、本当に捕獲をして殺処分になるというのが、犬の場合でも年間3匹までなってきているということで、大変喜ばしいことだと思っています。猫のほうは、もう捕獲をやめたということで、その前の数字が73匹ということだったようです。その捕獲をやめたということに関連してもちょっと質問をしたいんですけども、まず、この殺処分に関することで、ペットのことで、一番先進でありますドイツでは、殺処分をする場所が全くないんですね、全くございません。そのかわりにシェルターがあるんですけども、ティアハイム、動物の家というシェルターが500以上国の中にあるそうなんです。だから、譲渡できないからといって殺処分をされる動物はいない、殺処分場がないからです。それから適切な飼い主が見つかるまで、何カ月でもそこで暮らすことができるということです。

私は、これには大分ちょっと費用が要るのかなというふうに思っていましたら、この運営費は、1万5,000人ぐらい会員がいらっしゃるらしいんですけども、その1万5,000人の会員が寄附をして、それによって賄っているということで、いろんな意味でドイツは先進地ではあるんです。私どもが産業廃棄物処理の問題に取り組んでいたときも、産業廃棄物処理場が10カ所しか国内にないという、だからもとを断つという考え方なのかなというふうに思いましたけれども、やはり大胆な政策を進めるということで、このような動物を殺してしまう、殺処分するということ

が減ってきているのかなというふうに考えました。

日本では、もう御存じのとおり、2009年度から環境省の方針で、まず半分にしていこうという政策で、2017年までに90カ所の施設、飼い主を探す、譲渡をするための施設を計画して、9年間で殺処分半減を目指し、施設整備に加え、不妊手術とかマイクロチップ装着なども推進するということに決めました。2014年には、自民党の牧原秀樹さんが環境大臣政務官だった環境省のころに、いろいろな議論があったんですけども、殺処分ゼロということを決めまして、プロジェクトチームをつくったという経緯があるようです。

そしてそれを受けて、熊本のほうでも政令都市として、その動きになってきているんですが、御存じのとおり、熊本市の動物愛護センターは全国でも有名で、殺処分ゼロという目標を昨年度達成をしました。新聞にも載っておりましたけれども、そういうことで、だんだんと取り組みが進んでいるということなんです、ここで私が第1の質問にしたいのは、自治体の取り組みというのがありまして、東京の湯島のほうです。これはネットで見させていただきまして、猫助けカフェというところあるらしいんです。猫を助けるといいますか、いっぱい猫がいて、しかもみんなが集えるような場所があるんだそうです。

それから、広島県神石高原町では、ふるさと納税のコンセプトの中に、「いのちをいつくしむ」ということで発信をいたしまして、動物たちの愛護のための費用を盛り込ませてもらえないかという発信をされているところ。それから、沖縄では猫の専門誌で「うちにゃ」というのをつくっている若者たちが中心になってやっておられるところや、こんなこともあるそうです。動物好きのカップルで婚活のイベントをすると、そこで愛が芽生えるようにということだと思んですけども、そういうふうな取り組みをされている自治体もあるということです。私はここで、現実的にはもう猫を捕獲されないということです、いろんな取り組みがあると思うんですけども、1つの質問の中に2つ入って申しわけないんですが、まず野良犬、野良猫というのが私どもの周りにもたくさんおまして、このままいくと、今もですけども、ふえ続けているものだから、やはり去勢、避妊、そういうことに助成をしているというまちがございますので、そのことをちょっと考えていただけないかということが1つあります。

そして、さっき申し上げた猫助けカフェなんですけれども、水俣のボランティアの方の中にも猫を10匹ぐらい自分で預かっているという方もおられたりするそうで、私も現状を本当に知らなかったんですが、もう少し市民の現状を聞いていただいて、このような譲渡の場所なり、そういうことを考えていただけないかというふうに思います。

今のが質問です、2つです。譲渡の場所と避妊と去勢のためのそういう手術代とかを考えていただけないかということです。

○議長（福田 斉君） 久木田福祉環境部長。

○福祉環境部長（久木田一也君） 藤本議員の2回目の御質問でございます。順次お答えをさせていただきます。

まず、野良猫の数をふやさない対策、不妊とか去勢に係る費用の助成、このことでございますが、近年ペットブーム等によりまして、犬や猫を飼われる人も多くなっているというふうに思っております。また以前と比べて、ペットである犬や猫は家族同然といった意識も高くなり、最期まで面倒を見る飼い主の方がほとんどではないかというふうに思っております。

御質問の不妊や去勢につきましては、あくまで飼い主の責任において行うことだというふうに思っておりますが、しかしながら、今後、野良猫等に関する苦情がふえていくようでしたら、何らかの対応も必要ではないかというふうに思っております。

あわせて、そういった譲渡の機会ですね。譲渡の機会をさらに設けてはということでございますが、ただいま、年に1回動物愛護祭りにおいて譲渡の機会を提供いたしております。これにつきましては、まあ年1回でございますので、また再度そういった機会を設けたほうがいいのか、この点につきましては、また検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 最後の質問になりますが、避妊や去勢の助成制度というのは、まずは地域の状況を調べていただかないと、なかなか難しいのかなと思いますので、今後ちょっとできましたら考えていただきたいということをお願いをしたいと思います。

そして、3回目の質問で、水俣保健所の方とずっといろいろこの問題で話をしていたんですが、水俣市は狂犬病の予防接種の登録といいますか、狂犬病を受ける人が低いということでお伺いして、市のほうも多分御努力いただいていると思うんですけども、これ原因はあれだ思うんですが、今後、どのように取り組んでいかれるのか、最後、お聞かせ願えればと思います。

○議長（福田 斉君） 久木田福祉環境部長。

○福祉環境部長（久木田一也君） それでは、最後の御質問でございます。

狂犬病の予防注射の接種率が低いと、そのあたりの理由と今後どう対応していくかと、そういった御質問でございましたが、狂犬病の予防接種は飼い主の義務ということで、年に1回の接種を受けるよう法律で定められており、水俣市におきましても、春と秋の2回、集団接種を49カ所で行っております。

接種率につきましては、平成24年度が66%、平成25年度が60%、平成26年度は61%、こういった60%台を推移いたしております。また、平成25年度の熊本県全体の接種率は68%となっております。

接種率が伸びない理由といたしましては、飼い主が、死亡した場合の届け出が市のほうに届け

出されていないということで、登録数に入っているため、数字的に低くなっていることが1つは挙げられるというふうに思います。これにつきましては、解消に向けて確認作業をやっておるところでございます。

しかしながら、やはり飼い主の狂犬病に対する認識の低さもあるというふうには思われます。そのため、市では接種率を上げるために、広報紙による啓発を行い、また春の1回目の集団接種を受けておられない飼い主には、封書で通知を出してお願いをしているところでございます。それでも接種を受けていただけないため、今後も引き続き広報紙あるいは通知などにより、接種率の向上、狂犬病予防に対する理解促進に努力してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 以上で藤本壽子議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時53分 休憩

午後1時29分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷口明弘議員に許します。

（谷口明弘君登壇）

○谷口明弘君 皆さん、こんにちは。

真志会の谷口明弘です。

梅雨の長雨が続いております。水俣市でも局所的な被害が発生しているようです。水俣市にとって、土石流災害は最も警戒しなければならない災害の1つですが、大きな被害が出ないように、行政も市民も一体となって事前の避難などを徹底しなければなりません。私も地元の自主防災組織のメンバーとして、また消防団員として、住民の命を守るために努力してまいりたいと思っております。

自然の驚異という点では、日本各地で火山の噴火や地震が相次いでおります。避難生活を余儀なくされている皆さんに対して、お見舞いを申し上げるとともに、一刻も早く通常の生活に戻るようにお祈り申し上げます。

ところで、4月は市議会議員選挙が実施されたわけですけれども、選挙期間中、市民の皆さんからの声が多かったのは、やはり企業誘致や雇用の確保といった声でした。ところが、選挙直前に湯の児の老舗旅館の倒産というショッキングなニュースが飛び込んでまいりました。ここ数年、水俣市では市民の願いとは裏腹に大きな企業の撤退や倒産が続いております。何とか湯の児海と夕やけさんのように、この倒産した老舗旅館にも再度明かりがともるよう、水俣市役所の皆

さんも努力してもらいたいと切望しております。

さて、今回は4月選挙後初の定例会です。市政のチェック機能としての議会と議員としての政策提言により、市政の発展や活性化を図るために、私のとるべき行動は何かといったことを念頭に置いて、2期目の議員としての職責を全うしたいと思います。

それでは質問に移ります。

大項目1、空き家対策について。

空き家対策については、私も一般質問でたびたび取り上げてきましたが、全国で空き家は820万戸、総住宅数に占める割合が13.5%を超えたというデータもあり、10軒に1軒は空き家となっております。大変社会問題化しているこの問題、きのうテレビで見えておりましたら、熊本県内でも7軒に1軒という割合で空き家があるそうです。国もようやく空家等対策の推進に関する特別措置法を5月26日に全面施行しました。本市は、県内でもいち早く独自の条例を制定して対策に乗り出しているわけであります。条例制定後、市民からはたくさんの相談が寄せられていると聞きます。

そこで、以下3点お聞きします。

①、国が施行した空家等対策推進に関する特別措置法により、水俣市独自で定めた条例の改正は行うのか、その内容とはどのようなものか。

②、住民からの相談件数はどのようになっているか。

③、代執行が必要な案件はあるのか。またそれを行う考えはあるのか。

続きまして、大項目2、簡易水道の統合について。

①、現在、本市東部に位置する地域の簡易水道を水俣市の水道に統合を進めていますが、現在の進捗状況はどのような状況か。

②、住民との間で工事金額などのトラブルがあると聞かすが、どのような原因があるのか。

大項目3、ふるさと納税制度について。

最近テレビなどで取り上げられ、関心の高まっているふるさと納税制度。2015年4月からは特別控除額の上限が引き上げられ、ふるさと納税枠が約2倍になり、5つの自治体までのふるさと納税は控除に必要な確定申告が不要になるなど、より身近な制度になり、各自治体も都市部の住民に対して猛アピールをしているような実態を目にしたり耳にしたりします。

例えば、東京都は平成25年度4億8,860万円が他の自治体へ控除され、同じく都市部の神奈川県や大阪でも1億6,000万円が他の自治体へ回っているという調査結果が出ています。つまり大都市圏の住民は、この制度に高い関心を寄せており、また、国もまたメディアも大いにこの取り組みを取り上げて推進しようとしていることが明らかであるということです。

そこで、本市の取り組み状況について、以下質問します。

- ①、ここ数年のふるさと納税の金額の推移はどのようになっているのか。
- ②、ふるさと納税をいただいた方への水俣市の対応はどのようなものか。
- ③、受け取ったふるさと納税はどのような予算に使うのか。
- ④、今後ふるさと納税をふやすための取り組みを行う考えはあるのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 谷口議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、空き家対策については私から、簡易水道の統合については水道局長から、ふるさと納税制度については総務企画部長からそれぞれお答えをいたします。

初めに、空き家対策について順次お答えをいたします。

国が施行した空家等対策の推進に関する特別措置法により、水俣市独自で定めた条例の改正は行うのか、その主な内容はどのようなものかについてお答えをいたします。

まず、水俣市が定めた条例、水俣市空き家等の適正管理に関する条例が平成25年7月1日に施行されております。今回、この空家等対策の推進に関する特別措置法の内容を確認したところ、確かに国の施策による特別措置法でありますので、内容等も細かく多岐にわたって記載されておりますが、市条例でも空き家に対しての指導・勧告・命令までうたっておりますので、市の条例の改定までは考えておりません。今のところ、各市町村の努力目標であると捉えております。今後新たな動きがあった場合には、その時点で対応したいと考えております。

空家等対策の推進に関する特別措置法の主な内容であります。一番に考えられるのは税法上の優遇制度が撤廃されたことであると認識しております。議員も御承知のとおり、家が建っていれば、その土地の固定資産税が6分の1になるといった優遇措置がありましたが、この特別措置法では、家が建っていても空き家であればこの優遇措置が撤廃され、今の固定資産税が6倍になるというものでございます。このことは、空き家を所有して放置している者はきちんと処分・処理を行いなさいと強く発信しているものと考えます。このほか、地方自治体の指導・勧告・命令が可能となり、解体や除去など代執行が可能となることや、自治体が固定資産税の課税情報を利用できるようになり、所有者が特定できるなどの規定がありますが、これは代執行を除き、市の条例でも可能なことであります。

次に、住民からの相談件数はどのようになっているかについてお答えをいたします。

これまで、総務課や環境課で対応してきた相談件数は約700件になります。市の条例が施行されてからは、平成27年5月末現在、36件の相談を受けており、そのうち15件が解決、残りは対応

継続中、そのうち3件については勧告書を送付している状況であります。平成27年度に防災生活課になってからの相談件数は対応継続中が3件、新規の分が3件となっております。

次に、代執行が必要な案件はあるのか、また、それを行う考えはあるのかについてお答えをいたします。

老朽化のかなり進んだ空き家は3件ほどあると認識しておりますが、代執行を行うのかどうかについては苦慮しているところであります。近接する住民の方のことを考えると、代執行を行ったほうがよいのか、市費を投じて個人所有の家屋を解体・処分するのか、市のスタンスとしては、できるだけ所有者の方との話し合いで解決を行えるものならと考えているところであります。

○議長（福田 齊君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 空き家問題について、2回目の質問をいたします。

今回の議会では、きょう一番最初に中村議員も質問され、また質問要旨集の中では牧下議員も取り上げられているというところで、私で3人、この空き家問題について、今回一般質問で取り上げております。答弁の中にも相談件数は延べ700件と、私にも市民の皆さんから空き家問題に関して何とかしてほしいという御相談をいただいております。これだけ、関心の高い問題であり、国もようやく本腰を入れて、空家等対策の推進に関する特別措置法を制定いたしました。ことしは、全国的にですが、空き家対策元年となる年かもしれません。いち早く条例を定めて取り組んできましたこの水俣市は、ここでさらに他市に先んじて、空き家問題に前向きに取り組む姿勢を見せてもらいたいと私は思います。

先ほど答弁にもありましたように、今回の空家等対策の推進に関する特別措置法の主な内容は、税法上の優遇制度が撤廃されたこと。これは、空き家を放置して適切な管理をしない所有者に対して、逃げ得は許されないというメッセージを強く発信したものと捉えております。さらに、解体や除去などの代執行が可能となること、所有者の特定の目的で自治体が固定資産税の課税情報を利用できるようになること。

さて、水俣市の条例の施行後、36件の相談を受け、そのうち15件が解決と、残り対応継続中、そのうち3件については勧告書を送付しているという状況であるという答弁でございましたが、市の条例にのっとって放置された空き家の情報を市役所に通告した市民にとっては、いつ、この問題が解決されるのか、安心して生活できるのはいつになるのか、とても気にしていらっしゃるはずです。

そこで、既に勧告を送付したとされる3件の勧告について、ちょっと詳しくお尋ねいたします。

まず1点目、この3件は、新たに施行された空家等対策の推進に関する特別措置法の言うところの特定空き家に分類されるのか。

2点目、それぞれ、いつ、その勧告書を送付して、猶予期間はどれくらいと設定されている

のか。

3点目、送付後の現時点での所有者の対応は、どのような状況なのか。

4点目、条例では命令にも従わない場合に、氏名や住所の公表となっていますが、勧告の発送からこの氏名の公表まで、どれくらいの期間がかかるのかをお尋ねします。

以上4点、お答えをお願いいたします。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 勧告の処分につきましてですが、3軒対応をしております。基本的には、平成26年2月17日に2件、平成26年6月3日に1件、簡易書留で郵送をしております。これが1つですね。

それと、勧告して命令まで30日以内の期限があるということです。30日経過しても従わない場合は、氏名の公表ということでございます。

それと、特定空き家になるかということですが、うちの水俣市空き家等の適正管理に関する条例でいきますと、勧告をした状態で税務課等へ通知するようになっておりますので、その時点で優遇措置の撤廃となるというふうを考えております。流れとしてはそのような形になります。

（「ちょっとよろしいですか。特定空き家に分類されるのかどうかという明確な回答がないんですけども、特措法の言うところの特定空き家というものに分類されるんですか」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 3番目の質問ですね。

暫時休憩します。

午後1時46分 休憩

午後1時48分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁をお願いします。

○市長（西田弘志君） 今、確認しましたところ、ちょっとここありますので、助言・指導後、1カ月から3カ月経過しても対応がない場合は勧告、90日以内の履行期限を行う。何らかの前向きな反応があった場合は、次の手続に進まず、話し合いで解決に向けて努力する。90日を経過しても勧告に従わない場合、命令、30日以内の履行期限を行う。何らかの前向きな反応があった場合は次の手続に進まず、話し合いで解決に向けて努力する。30日を経過しても命令に従わない場合は、氏名等の公表を行う。

それと、先ほどの特定空き家になるかということですが、特定空き家になるということです。

（発言する者あり）

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 今、3軒の対応ですね。3軒は、6月から9月にかけて電話での確認を行っており、うち2軒については、近くの住民の間で売買の話が出ているということでございます。それについては、現在では思うように進んでいないということでもあります。1軒については、水俣市の不動産業の連絡先を指名して相談するように指導を行っているところであるというふうに聞いております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 最終的に所有者が従わない場合は、水俣市空き家等の適正管理に関する条例では、所有者の氏名や住所など、または命令違反の事実などを公表することになっております。空家等対策の推進に関する特別措置法では代執行を行うことができますとなっています。最初の私の1次質問の中で、この代執行については、市のスタンスとしては、できるだけ所有者との話し合いで解決を行えるものならと考えているという答弁がございました。しかし、危険な空き家の近隣に住んでいらっしゃる住民にとっては、大変切実な問題でありまして、一刻も早い問題解決を望んでおられます。

西田市長が代執行を行うことには大きな判断、または決断が伴うことはよく理解しますが、しかし、その最終判断は行政の長である市長にしかできません。西田市長、その決断を最終的に下さる覚悟がおりか、まず1点目お尋ねします。

2点目ですが、空き家が手の施しようがない状態になる前に、適切な管理を行う目的で、現在、民間の建設業者さんとかシルバー人材センターなどを活用しまして、空き家をそういう危険な空き家になる以前に、管理を委託する仕組みを整えている自治体が最近ふえてきているという話を聞いております。水俣市もこういった対策を事前に先手先手で打って行って、所有者が水俣市に住んでいない場合とかにこういった制度の活用などを提案して、危険な空き家をさらにふやしていかないというような努力、要は管理を委託するというようなところに水俣市も取り組んで行ってはどうかと思いますが、その件について市長のお考えをお聞きしたいと思います。

以上、2点お願いします。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 代執行をやる気があるかどうかということだと思んですけど、代執行自体やって、町なかで売れるような土地、山手のほうで処分しても売れないような土地、いろんな案件によって違うというふうに思っておりますので、それについては、その時点で考えていきたいというふうに思っております。

管理委託については、今のところ、うちのほうでそういった議論したことがございませんけ

ど、先手先手に空き家にならないように、先ほど空き家率が13.5%ですか、ドイツは1%、イギリスは4%と聞いたことがありますので、やはり日本は高いですし、水俣も空き家率がかなり高くなっておりまして、そういうものを出さないような施策というものも必要かなというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 次に、簡易水道の統合について、答弁を求めます。

松尾水道局長。

（水道局長 松尾健二君登壇）

○水道局長（松尾健二君） 次に、簡易水道の統合について順次お答えします。

まず、東部地域の簡易水道を市の水道に統合を進めているが、現在の進捗状況はどのような状況かとの御質問にお答えします。

簡易水道等統合整備事業は、平成21年度に策定されました水俣市簡易水道事業等統合計画に基づき、平成24年度から平成28年度までの5カ年で整備を行っているところであります。東部地域の進捗状況につきましては、平成26年度までに長野町から渡野地区までの送水ポンプ所、送水管及び配水管の新設工事が完了しました。平成27年度は、平成26年度の繰越事業である深川配水池の用地造成は既に完成しており、引き続き配水池本体工事を実施し、平成26年度給水開始を予定しておりました渡野地区の給水を今年中に開始する予定です。また、市渡瀬のひご山地区に配水池を設置する計画です。さらに、深川地区から釣橋地区までの国道268号に送水管及び配水管を布設する予定です。平成28年度には、深川地区、釣橋地区、ひご山地区、下向地区及び松山地区に送水管及び配水管を布設し、計画どおり平成28年度中に全域で給水の開始を目指しています。

次に、住民との間で工事金額などのトラブルがあると聞かすが、どのような原因があるのかとの御質問にお答えします。

議員御指摘の問題は、簡易水道等統合整備事業で布設しました配水管から各世帯へつなぐための給水管の工事において発生したものであります。水道の個人宅への引き込みにつきましては、公道などに布設してある配水管から分岐して利用することになりますが、その給水管の工事の費用は利用者の負担で施工することとなっております。平成21年度に水俣市簡易水道事業等統合計画の策定に先立ちまして、各簡易水道施設等の代表者に、市が布設する管に組合員の所有する給水装置をつなぎ込む費用は、当該給水装置の所有者または使用者が負担するということを説明し、当時の簡易水道組合の代表者から同意を得ております。

また、平成23年5月から6月にかけて、各地区におきまして住民説明会を開催しましたが、この場におきましても、新たに設置する配水管から各家庭への給水管布設工事費用は住民の負担になることを説明を行いました。この説明会において、住民の皆様から給水管にかかる費用について示してほしいとの要望があったことから、平成24年2月に当時の簡易水道組合の代表者宛てに

各世帯の費用を試算した見積もりを提示しました。また、実際の施工に当たり、実施設計による数量の変更や物価の変動などにより費用の増減が生じることを申し添えたところであります。

このような経過の後、平成26年度に市水道局で渡野地区の送・配水管の布設工事を発注しました。この配水管を布設する際に、同時に給水管の布設工事を行うことにより、安価な施工が可能となることから、簡易水道組合が配水管の施工業者との間で給水管布設工事の契約を締結し、工事を実施しております。

この工事完了後に、施工業者から組合に請求があり、組合が各世帯に費用の請求を行ったと聞いております。この請求額につきまして、住民の想定より高額であったり個人間での工事費に差があったことがトラブルの原因ではないかと考えております。

○議長（福田 齊君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 簡易水道とは、市内にお住まいの方は余りどういった仕組みかというのは御存じないかもしれませんが、私も簡易水道の水を飲んでおります。地域で組合をつくって、井戸を掘り、簡易的な滅菌設備をつくって、組合の担当者を決め、塩素を定期的に投入して、自主的に水質を管理して水を飲んでいるわけです。高齢化や過疎化で、今後の設備の維持や水質の管理などさまざまな問題を抱えており、東部地域では今回の市の水道への統合整備事業によって、安心して水が飲めることにつながり、早い完成が望んでいる者の私は一人であります。

答弁の中で平成26年度の繰越事業である深川配水池の用地造成がおくれたとありましたが、この工事がおくれた原因は何なのか、この遅延により平成28年度末の全域給水開始に影響は生じないのかをまず1つ目の質問といたします。

また一方で、今答弁をいただきましたように、配水管本管から各世帯へつなぐ給水管の個人負担の部分の請求額について、当初の想定よりも高額の請求であったり、個人間で工事費に大きな差が生じているというものですという答弁がございました。私のもとにも、この件に関して幾つかの相談が寄せられました。その多くは、平成24年2月に市から示された見積もり、先ほどの答弁にもあったわけですが、3年前です。その見積もりと見比べますと3万円とか5万円とか高いというのが見受けられます。何か配水管を設置している工事業者と同じ業者を選ぶことによって、安く給水設備をつなぎ込むもできるというような御答弁がありましたが、その言葉とは裏腹な結果になっているケースが結構あるというようなところで。

確かに市は、実施設計や施工の段階で、数量の変更や物価の変動により費用の増減が生じると一文を入れてありますが、各簡易水道組合の組合長も任期によってかわる場合も多く、またその情報が3年とか平成21年度から始まっていますので、5年とか6年とか前の話、そのような重要な情報が各世帯に確実に伝わっているかというような疑問がございます。

今後、各簡易水道組合施工業者とが給水管敷設工事の契約を締結する際に、今回の教訓を踏ま

えて、無用なトラブルをなくすため、最新の見積もり価格が全世帯へ情報が行き渡るような指導、また施工業者にもできるだけ工事費が抑えられるような工事方法などを事前に住民と相談の上、工事を進めていただくような助言を水道局の皆さんに、お手数ですがけれども、お願いしたいと思いますが、この点について局長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（福田 齊君） 松尾水道局長。

○水道局長（松尾健二君） 谷口議員の2回目の御質問にお答えします。

1つ目の給水開始がおくれた理由ということですが、おくれた理由が渡野地区に給水するために深川配水池の用地造成を行ったんですが、工法変更のためにおくれまして、それに伴って、配水池本体の着工がおくれたためにずれ込んだという格好になっております。

現在は、既に給水池の用地造成は完成しております。これから現在発注しております配水池本体の工事に着手し、渡野地区につきましては、ことし中の給水の開始は予定しております。それによって、平成28年度中の事業完了が大丈夫かということなんですけれども、それについては、順次作業を進めていきますので、工事が終わるように進めていきたいと思っております。

それと、2番目の質問です。今回の住民とのトラブルにつきまして、そういう教訓を受けまして、今後市としてはどういう対応ができるかということで議員も御要望されたんですけれども、市としましては、このようなトラブルがないように、今後とも施工業者に見積もりの内容とか工事方法とか、そういうのを住民の方と十分な説明や打ち合わせをするようお願いしてまいりたいと思います。また、市としましても今後とも組合や住民の方々と協力して、事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田 齊君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 今回の給水管のつなぎ込みにかかる部分は全額自己負担であります。市内の住宅を建設したり新築したりする場合と全く同じ扱いですので、不公平はありませんというような御説明なんです、市内の中心街のように配水管本管にそれほど離れていない住宅街に家を建てるのと違いまして、配水管から自宅まで引くのに傾斜地を40メートルも掘り進めなくちゃいかんとか、そういったのを自分で水を引かなくちゃいけないケースも多々あるんですよ。その場合に工事費などは自己負担が20万円とか30万円とかいう金額がかかる場合もあります。平均しても約10万円くらいは各世帯負担しているような感じに見受けられます。

東部地域は市内でも高齢化や過疎化が著しく進んだ地域の一つでありますので、独居老人の方でありますとか、高齢者二人暮らしの方など、たくさん住んでいらっしゃいます。彼らにとって、工事費の負担は大変重くのしかかってきます。まして、跡継ぎもおらんくなると、自分の代でこの家も終わりかもしれんのに、水がなくては生きていけないので何とか工面するしかない

と、その工事金額をです。そういった不安の声を上げられる方もいらっしゃいます。

ぜひとも、こういった事情があるということを重く受けとめていただいて、工事費の自己負担について何らかの市の補助が検討できないか。または、せめて既存で組合で持っている施設、給水ポンプであったり滅菌室であったり、そういったものの解体にも費用がかかって、これは組合自体で何とか捻出しなくちゃいかん。組合で捻出するということは、例えば私の加入しているところは、23戸の戸数で運営しておる簡易水道組合、そこで給排水は自己負担、今まで使っておった施設は自分たちで解体してもとに戻さないかん。相当巨額な支出の捻出になってきますので、そういった部分に、せめて施設の解体撤去などに何らかの市の負担が検討できないかといったところをお尋ねいたします。

○議長（福田 斉君） 松尾水道局長。

○水道局長（松尾健二君） 既存の簡易水道施設の解体費用につきましては、現在のところは水道局としての撤去というのは考えておりませんが、今後は地元と協議していきたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 次に、ふるさと納税制度について答弁を求めます。

緒方総務企画部長。

（総務企画部長 緒方克治君登壇）

○総務企画部長（緒方克治君） 次に、ふるさと納税制度についての御質問に順次お答えします。

まず、ここ数年のふるさと納税の金額の推移はどのようになっているのかとの御質問についてお答えします。

金額の推移については、平成22年度は15件で106万6,020円、平成23年度は12件で344万5,000円、平成24年度は24件で486万4,865円、平成25年度は19件で189万5,578円、平成26年度は32件で197万8,664円、平成27年度は5月末現在での実績となりますが、1件で10万円となっております。

次に、ふるさと納税をいただいた方への水俣市の対応はどのようなものかについてお答えします。

ふるさと納税をいただいた方に対するお礼としましては、市長からの感謝の手紙や感謝の品のほか、市報や観光パンフレットなど本市の情報を送付しております。また、希望される方には、みなまたファンクラブに加入していただき、水俣市の情報等をメールを通じて無料で配信しています。

感謝の品につきましては、感謝の品を希望されますと、1万円以上の寄附者には水俣茶を、5万円以上の寄附者には水俣の旬の特産品を年1回、10万円以上の方には年2回贈らせていただいております。

次に、受け取ったふるさと納税はどのような予算に使うのかとの質問にお答えします。

いただきましたふるさと納税は、その方の御意向に沿って、水俣の元気づくりに関する事業、環境モデル都市づくりに関する事業、福祉モデル都市づくりに関する事業、読書のまちづくりに関する事業、文化振興、スポーツ振興に関する事業の5つの事業の基金に積み立てさせていただき、当該基金から各事業に対し充当しています。このふるさと納税の活用状況については、いただいた方にも御確認いただけるよう市のホームページにおいて紹介しております。

次に、今後ふるさと納税をふやすための取り組みを行う考えはあるのかについてお答えします。

現在の本市の取り組みとしましては、水俣市のホームページにふるさと納税の方法や申込書などを掲載しているほか、関東・関西の同郷会でのPRも行っております。また、ことし4月に国において、ふるさと納税制度の改正が行われ、利便性が向上しておりますので、この点についても機を捉えて周知を図っているところです。

今後、全国にいらっしゃる水俣の御出身の方、水俣にゆかりのある方などに、さまざまな機会を捉えて周知を行っていきたいと考えています。

○議長（福田 齊君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 答弁の中で水俣市の過去5年間の推移を示していただきました。それによりますと、一番多い年が平成24年度で486万円、昨年が197万円ということでした。でも、およそ押しなべて、年平均約200万円前後で推移しているような印象を受けました。しかも、市の担当者にちょっと話を聞いたところ、ほとんどが市にゆかりのある人とか出身者からのものである、もしくは市内の方もいらっしゃるのではないですか、事業者とかですね。そういった状況であるというふうに聞きました。

世の中には、最近テレビ等々でもよくこのニュースは取り上げられますけれども、驚くべき実績を残している自治体があります。2014年、昨年のふるさと納税の実績で、最も多い寄附金額があったのは、長崎県平戸市、金額が14億6,200万円。平戸市は人口3万4,000人で水俣市ともさほど変わらない規模の自治体です。平戸市の個人住民税が9億4,891万円で、固定資産税を合わせても約22億円ということですから、このふるさと納税で集まった14億6,200万円という金額がどれほどの高額かはおわかりいただけると思います。また水俣市が今平均200万円とすると、もうこれは雲泥の差があるというような状況です。これは特別、全国の1位ですから、そういった状況もいたし方ない部分があるかもしれません。

また、3位になっていますのが、北海道上士幌町、ここは人口5,000人でしたかね。寄附額が個人住民税の4倍に上がったと。一方で、ふるさと納税への関心が高まるのに伴いまして税収が減る自治体も出てきております。これは東京都など首都圏の自治体がほとんどなのですが、よく考えますと水俣市の市民でも、他の自治体にふるさと納税制度を使ってすることも可能というようなことになってきます。そうなれば、水俣市の税収が減ることにも、市民税が減る

ということにもつながります。

ふるさと納税を紹介するサイト、ふるさとチョイスというのがあるんですが、これがまとめた市町村別で見た昨年の寄附額上位のうち長崎県の平戸市、佐賀県玄海町、これが2位、北海道の上士幌町3位、宮崎県の綾町、これが4位、これらの自治体がことごとく寄附が個人住民税を上回っております。

寄附額の多い自治体にはそれぞれ自治体で工夫があります。先ほど挙げた平成26年度ふるさと納税額第1位の平戸市ですが、これは寄附に応じて得られるポイントでカタログから特産品を選ぶ制度を導入したところ、これが昨年の6月だったかから取り組んだ、つい最近取り組んだそうです。平成26年度は約34倍にはね上がった。14億円とかいう金額にはね上がったと。

私は、この平戸市の企画財政課の黒瀬さんという方に電話でいろいろヒアリングをお願いして聞きました。そしたら、去年の6月からこの制度、これを本格的に取り組み始めたということでした。まだ1年しかたっていません。ところが昨年末に多額の寄附があったと、平成24年度までの平戸市の寄附金額は年間約200万円前後で推移していたそうです。今の水俣市と変わらない状況ですね。ところが、わずか半年の取り組みでこれだけの寄附を集めた、その理由をいろいろ聞かせてもらいました。

まず、何名の職員でこの事業を行っているのかと尋ねたところ、去年は1人の職員でやっていたそうですが、その6月からいろいろ体制を変えていったところ、注文がわんさか押し寄せるようになって、まず担当職員を2人にふやし、さらに年末には、それでも受け切れないということで、臨時雇用の職員を5名にふやして8名体制で対応したそうです。また、民間団体にもふるさと納税のお礼の品を発送したりするために18名の雇用が生まれたそうです。また、市のお礼状を封入する作業などに福祉施設の障がい者を10名ふやしたと、新たな雇用が生まれたそうです。

ここで1つの質問ですが、現在水俣市のほうでは、何名の職員がこの制度に専従で取り組んでいるのでしょうか、これが1つです。

黒瀬さんは、平戸市の成功の理由が3つあると仰いました。まず成功の1です、地元の水産加工組合、野菜を扱う農業法人、観光協会、商工会議所などの民間団体をふるさと納税の特産品選定や開発、発送などで組織化し、ふるさと納税によって享受できるメリットを一生懸命伝えたそうです。そうすることで、若手の方々が積極的にこれに賛同して動いてくれたそうです。また、それとは別に市役所内でも市役所の垣根を取り払いまして、別の部署との横の連携を意欲的に行ったそうです。

そこで、2つ目の質問ですが、水俣市は今現在、このふるさと納税制度につきまして、このような民間団体との連携、または市の内部での横の部署との連携は行われておりますでしょうか、これが2点目です。

成功理由のその2ですが、独自のふるさと納税専用サイトをつくって、寄附をする人の視点に立って、見やすく興味を湧くホームページの仕上がりになっています、私も見ました。また、お礼の特産品の到着を日時指定できる仕組みも整えてあります。

水俣市役所のホームページから、先ほどの答弁もありましたけれども、ふるさと納税制度のサイトを拝見しますが、これは見比べると、それはもうとても比べ物にならないぐらいの差があるように私は感じます。

そこで、この水俣市のふるさと納税のコンテンツ、何かひな形をそのまま使ったような状況に、ほかの自治体と似通っているので、何かひな形があるのかなと思いましたが、ちょっと独自色を打ち出さなくちゃいかんだろうというところで、この辺のデザイン変更を見直す考えはありませんか。

そして、最後の成功のポイントその3ですが、ポイント制を導入したということです。寄附額を押し上げた最大の要因がこのポイント制を導入したことだと、この黒瀬さんという担当者の方はおっしゃっています。平戸市の場合は、1万円を寄附すると4,000ポイントが付与され、この納税した方は、そのポイントで特産品をカタログの中から自分で好きなものを選んで注文して受け取ると、それはポイントがゼロになるまで何回にも分けて注文することができるというような制度らしいです。特産品は、最低2,000ポイントから準備されているそうですが、有効期限もないと。納税している側からすれば、特に今、首都圏でそういったものが過熱しているというような報道がよく耳にしますが、首都圏に住む主婦層では、このふるさと納税制度に対して、自分のふるさととかそういった部分の考えは全くなくても、ネット通販感覚でそういったことをやっている方々がいらっすると、それは皆さんもニュースやテレビなどで報道で御存じのことと思います。

寄附のときにもう既にその時点で、水俣市の場合は1万円の場合はお茶とか、そういったものが決まっているわけですが、後からそうやって注文できる、自分でいろいろな品物を特産品を選べる。特に平戸市あたりは、私も見てみましたが、海産物などが非常に中身が充実しています。やっぱり全国的な流れの中で、そういう海産物を特産品としてどんとサービスするようなところに集中して寄附されている傾向が見えます。海産物やったり、お肉であったりとか、水俣市の場合はこういう水俣病の教訓なども踏まえまして、今、漁港のほうでは漁師市なども開催されておりますが、そういったやっぱり海産物の商品開発などにも、このふるさと納税制度を活用しまして、横の連携も図りながら、特産物の開発などもどんどん積極的に進めていけばいいのではないかというのが私の考えです。

この平戸市は5億5,000万円、昨年12月だけですよ、5億5,000万円の寄附があったそうです。ほとんどが関東の首都圏からの寄附、地元出身者とかそういったのがほとんど、それぞれ200万

円時代とほとんど変わっていないそうです、地元出身者は。それ以外から16億円という金額が上がっていると。

そこで質問ですが、今の水俣市のふるさと納税の寄附者の内訳ですけど、水俣市の出身者とか、水俣市ゆかりの方を中心にということですが、その割合といいますか、200万円の中のほとんどとは思うんですけども、それで間違いないかお尋ねいたします。

以上4点。

○議長（福田 齊君） 緒方総務企画部長。

○総務企画部長（緒方克治君） 順次お答えします。

まず第1点目、担当職員は何人で業務に当たっているかなんですが、担当のほうは企画課の地域振興室で対応しており、そのうち担当の職員は1人です。

第2点目、民間団体及びほかの部署との横の連携ができているかにつきまして、お礼の品につきましては、水俣観光物産館まつぼっくりから特産品の発送を依頼しております。

ホームページのデザインの変更についてが第3点目だったと思うんですが、確かに議員御指摘のとおり、なかなか魅力に薄いコンテンツになっておるかとも思います。現在のホームページの内容につきましては、随時見直していきたいと考えております。

そして最後の点、内訳につきましては、金額の内訳ですかね、市内とかの内訳。

（「ほとんどが出身者ということでもいいのか」と発言する者あり）

○総務企画部長（緒方克治君） なるほどですね、済みません。計32件ありまして、市内6件、出身者が21件、関係者4件、そしてそれ以外の方が1件、計32件、このようになっております。

以上でございます。

（「ちょっと1つ質問の回答が漏れているんですけども、庁内の横の連携」と発言する者あり）

○総務企画部長（緒方克治君） 失礼しました。庁内の横の連携、現在ふるさと納税の受け付けと広報につきましては、企画課のほうで担当しておりますが、税務処理はもう当然税務課のほうでやっております、各部署での連携につきましては、今のところ企画のほうで対応していると、このような状況になります。

以上でございます。

○議長（福田 齊君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 ちなみにこの平戸市ですけど、ふるさと納税の件で視察に伺いたいとお尋ねしたんですが、全国から視察の問い合わせが押し寄せておりまして、今年度は受け付けを終了しましたと言われました。ことし、ことしというか来月ですけど、7月3日、4日に、全国ふるさと納税サミットというのを実施されるそうです。そちらはまだホームページから申し込みが可能なので

来てくださって言われましたが、たしか議会の最終日だったかなというようなところが歯がゆいところです。

〔2日、終わりましたかね〕と発言する者あり)

○谷口明弘君 2日、そうですね。じゃあ3日から行けそうなので、何人か連れ立って行きたいなと思います。

全国ふるさと納税サミットもここで実施されるという今の話ですが、高額な納税額があったという以外にも、こうして平戸市にもたらした経済効果が大変大きなものがあるのではないかと思います。ふるさと納税に取り組んでわずか1年で日本中から関心を集めることになったこの平戸市、我々も大いに見習う必要があるのではないのでしょうか。

また、昨年ふるさと納税全国3位の上士幌町、平成26年度の寄附額が9億7,475万円に上ったそうです。先ほども言いましたように、上士幌町は人口約5,000人の町です。ここの町長がお礼の気持ちを伝えたいということで、昨年、東京都内に寄附者1,000人を招待し、感謝祭を実施したそうです。このときには上士幌町から100人のスタッフを東京品川に派遣して、十勝和牛をPRしたり、アイスクリームの試食会を行ったり、または航空券が当たる抽せん会を実施して、町内への旅行や移住を促すイベントを一緒に行ったそうです。このイベントにかかった予算が約950万円、ほぼ寄附金で賄ったそうです。

この竹中貢町長ですが、人口は5,000人に達しないが、4万人以上の寄附者が我が町を応援してくれる。寄附金は教育などに役立てたいと話していたそうです。特産品は寄附額の約半分に当たり、送付経費なども必要となるんですが、その分、地元の特産品が売れるということになるわけですし、町への定住に関心を示す東京在住の関東近辺の方がふえたり、また特産品を寄附者が、また新たに、寄附とは別にその商品が気に入って新たに注文するなどの寄附額以上の効果が上がっているそうです。

以前、ふるさと納税に関する答弁で市の考え方といたしましては、水俣市の考え方ですよ、納税をしていただく方の善意を受け取るもので、華美なお返しなどは考えていないという答弁があったと記憶しております。このような取り組みは、この制度を市の活性化のために最大限に活用したいと願う真に考えるリーダーか、もしくは職員の存在がないと進まないと考えます。

そこで、西田市長、ちょっと最後は市長にお尋ねしますが、今後、水俣市として、このふるさと納税制度の取り組みは現状のままで行うのか、今申し上げたように平戸市や上士幌町などに倣って、具体的に目標を定めて、目指せふるさと納税10億円ぐらいの大きな目標を掲げて、水俣市も本腰を入れて取り組む考えがないのかお尋ねして、私の質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） ふるさと納税の話は、もうテレビでもさんざんやっておるのを私も見せて

いただいております。どんどん過熱している、今取り組み、上士幌町、平戸市ですかね、そういう取り組みをやっているのは非常に参考になります。中には今、過熱して、3万円もらうのに1万円、1万5,000円、どんどん過熱して行って、結局それがどこまでヒートアップするのか、非常に心配をしているという報道もあります。成功しているところを別にけなすつもりはありません。こういったところは、やっぱり私たちも勉強していかなくてはいけないというふうに思っております。

ふるさと納税の仕組みというか、結局ネットで、ふるさとにやるじゃなくて、ネットでいいものがあるから、自分の利益になるから、多分そういったことでお金が流れている。それを市に持ってくる、納税してもらう、それをうまくいかに使うというのは全然構わないと思いますけど、うちの考えとして、前から言っているのは、やっぱり水俣市に寄附をしていただきたい。

先ほど、うちのほうは元気づくりとかスポーツとか福祉とか大まかにやっておりますけど、実際はもっとそういうのは細かく、恋路島の話がありましたけど、じゃ恋路島の開発するとしたら、恋路島の開発にするのに納税をしたいとか、何か細かくして、水俣らしい独自のものをやってもいいかなというふうにも思います。

そういうふうに品物でつるといふか、品物によってどんどん入れてもらうというのも1つの方法だと思いますけど、これはまたうちの職員との中でもやっぱり話していきたいなと思っております。今、1つお茶と特産品あります。私も前から見て、これではというのはすごく感じます。もっと親切な、ネット上に、自分もインターネット好きですから、よく見ています。ネットを見ていると、やっぱり親切さが足りないと思います。やっぱり見やすく、そして細かく、ポイント制というのは非常にいい考えだと思います。やっぱりそういうのも勉強もしていきたいですけど、逆にヒートアップしていくような、これをつけるから納税してくれというのは、余り水俣市にはそぐわないような気がしております。でも、よそで成功しているものは、やっぱり勉強はしていきたいというふうに思っております。

〔「ちょっと、どうなんですか。進めたい」という者あり〕

○議長（福田 斉君） 以上で谷口明弘議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明24日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時31分 散会

平成27年6月24日

平成27年6月第3回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

一 般 質 問

平成27年6月第3回水俣市議会定例会会議録（第3号）

平成27年6月24日（水曜日）

午前9時29分 開議

午後2時48分 散会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君
谷 口 明 弘 君	高 岡 利 治 君	田 口 憲 雄 君
藤 本 壽 子 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（関 洋 一 君）	次 長（岡 本 広 志 君）
主 幹（深 水 初 代 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
書 記（山 口 礼 浩 君）	

（説明のため出席した者） 15人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総務企画部長（緒 方 克 治 君）	福祉環境部長（久木田 一 也 君）
産業建設部長（緒 方 康 洋 君）	病院事業管理者（坂 本 不 出 夫 君）
水道局長（松 尾 健 二 君）	総務産業部次長（本 田 眞 一 君）
福祉環境部次長（川 野 恵 治 君）	産業建設部次長（山 田 雅 浩 君）
総合医療センター事務部次長（久木田 美和子 君）	教 育 長（吉 本 哲 裕 君）
教 育 次 長（黒 木 博 寿 君）	総務企画部企画課長（水 田 利 博 君）
総務企画部財政課長（坂 本 禎 一 君）	

○議事日程 第3号

平成27年6月24日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|---------|----------------------------------|
| 1 野中重男君 | 1 安全保障関連法案について |
| | 2 水俣病について |
| | 3 政府の政策と水俣市立総合医療センターの将来像について |
| | 4 義務教育での歴史・公民教科書の選定について |
| | 5 水俣市体育施設での障がい者割引制度について |
| 2 牧下恭之君 | 1 空き家・廃屋対策について |
| | 2 高校生までの医療費無料化について |
| | 3 5歳児健診実施について |
| | 4 教育問題について |
| 3 岩阪雅文君 | 1 第5次水俣市総合計画、第2期基本計画の具体的取り組みについて |
| | 2 水俣市の観光振興対策について |
| | 3 水俣市過疎地域自立促進計画の中の広域観光推進事業について |
| | 4 スポーツ拠点の整備構想（仮称）について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時29分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日の会議に地方自治法第121条の規定により、坂本病院事業管理者の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（福田 斉君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御了承願います。
初めに、野中重男議員に許します。

(野中重男君登壇)

○野中重男君 おはようございます。

日本共産党の野中重男でございます。

国政にも物を言い、地方自治体ではチェックとともに政策提案を中心に議員としての活動を続けたいと思います。

今、国会では安全保障に関する関連法案が審議されております。共同通信が行ったこの法案関連全国世論調査では、憲法に違反しているが56.7%、違反していないが29.2%、安保法案について反対は58.7%、賛成は27.8%、5月の調査と比較して反対が11.1ポイント増加したというふうに熊日の記事では報じております。また、安倍内閣の支持率は47.7%、前回から2.5ポイント減少しております。不支持率は43%で5ポイント増加しています。また、読売新聞系列の日本テレビが実施した世論調査では、内閣の支持率が41.1%、不支持率が39.3%で支持と不支持が拮抗し衝撃を与えています。国の主権は国民にあります。一人一人の国民が国のあり方を決めます。時の権力者は、このことをしっかり理解して政治に当たることが必要だと思っております。

早速質問に入ります。

1、安全保障関連法案について。

- ①、戦後の日本はポツダム宣言の受諾から始まったが、宣言の6項と8項はどのような内容か。
- ②、法律は憲法のもとでその範囲内で作られると考えるがいかがか。
- ③、地方自治体が制定する条例は憲法・法律・最高裁判所判決及び確定判決のもとで作られると考えるがいかがか。

2、水俣病について。

- ①、水俣病救済特別措置法で熊本・鹿児島両県で異議申し立ての人員は何人か。
- ②、異議申し立てについて新潟水俣病ではどのようになっているか。
- ③、ノーモア・ミナマタ第2次裁判の原告は何人か。
- ④、5月1日の水俣病犠牲者慰霊式の後に環境大臣と被害者団体との意見交換会が開かれたが、水俣病被害市民の会が除外されている。理由を聞いているか。

3、政府の政策と水俣市立総合医療センターの将来像について。

- ①、国から出された地域医療構想策定ガイドライン及び新公立病院改革ガイドラインはどのような内容か。
- ②、熊本県はICTを活用した医療情報ネットワーク構想をスタートさせている。これはどのような内容か。

③、医療センターの県外からの利用率は直近で何%か。

4、義務教育での歴史・公民教科書の選定について。

①、教科書はどのような仕組みで選定されているのか。

②、教育委員会について各自治体の首長の権限が拡大されているが、教科書選定に当たっては教育委員会の権限で選定するという文部科学省の答弁があるが、そのように認識されているか。

5、水俣市体育施設での障がい者割引制度について。

①、障がい者の体育施設の個人的利用状況は把握されているか。

②、障がい者の個人に対する割引制度の他市町村の実施状況はどのようになっているか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 野中議員の御質問に順次お答えします。

まず、安全保障関連法案については副市長から、水俣病については私から、政府の政策と水俣市立総合医療センターの将来像については病院事業管理者から、義務教育での歴史・公民教科書の選定について、及び水俣市体育施設での障がい者割引制度については教育長から、それぞれお答えをいたします。

○議長（福田 斉君） 安全保障関連法案について答弁を求めます。

本山副市長。

（副市長 本山祐二君登壇）

○副市長（本山祐二君） 安全保障関連法案についての御質問に順次お答えいたします。

まず、戦後の日本はポツダム宣言の受諾から始まったが、宣言の6項と8項はどのような内容かとの御質問にお答えいたします。

第6項の内容は、日本国民を欺き世界征服に乗り出す過ちを犯させた勢力と軍国主義を取り除くことが述べられています。

また第8項の内容は、1943年に連合国の対日方針を定めたとされるカイロ宣言の条項の履行と、日本国の主権は本州、北海道、九州及び四国並びに諸小島に限ることが述べられています。

次に、法律は憲法のもとでその範囲内でつくられると考えるがいかかとの御質問にお答えいたします。

我が国の最高法規である憲法を頂点とした法の体系、つまり法秩序の中では、法律の形式的効力は憲法より下位であり、法律は憲法のもとでつくられるものと理解しております。

次に、地方自治体が制定する条例は、憲法・法律・最高裁判判決及び確定判決のもとでつくら

れると考えるがいかかとの御質問にお答えいたします。

地方自治体が制定する条例は、憲法第94条を根拠とし、法律の範囲内で制定されるものと理解いたしております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 余りにも当然のことを、なぜ今聞かれるのかという疑問もあろうかと思えますけれども、1点だけ質問をします。

答弁のとおり、私たちの近代社会というのは、法治国家として憲法が存在し、そのもとで民法とか、民事訴訟法だとか、刑法だとか、刑事訴訟法だとか、商法だとか、あるいは地方自治法だとか、たくさんの法律がつくられて、それらの法体系のもとで存立が成り立っているというふう

○議長（福田 斉君） 野中議員、暫時休憩します。

午前9時39分 休憩

午前10時30分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議場においででの執行部の皆様—————に御報告いたします。

先ほど野中議員の一般質問において、議長において、その内容が市の指定事務の範囲を超え、国防・外交などの国政に関する部分に及ぶものと判断したため、これを中断し、議会運営委員会で協議を行いました。その結果、先ほどの2次質問に関しては、国政の範囲に踏み込んだ内容となることを質問者本人と確認いたしまして、議会運営委員会の中でも了解を得、これを行わないことに決定いたしました。

この際、野中重男議員に発言を許します。

○野中重男君 議長から議事整理権に基づいて御発言がございまして、一回中断いたしましたけれども、議事整理権は議長にございましたので、その指示に従って基本的には動くということになります。それで、2次質問については、先ほど申し上げましたけれども、砂川事件云々かんぬんというふうに行ったところでもとめられましたので、砂川事件云々かんぬん以降のところについては削除をお願いしたいというふうに思います。

それで、私の思いを1つだけ申し上げて、完結に申し上げて、この質問を終わりたいと思いま

す。現在、この問題をめぐっては、合憲か違憲か議論になっておりますけれども、基本的には重要な案件ですので、国民的合意が得られるように審議されることを私は望んでおります。

以上でこの問題は終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、水俣病について答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、水俣病についての御質問に順次お答えをいたします。

まず、水俣病救済特別措置法で、熊本・鹿児島両県で異議申し立ての人数は何人かについてお答えをいたします。

水俣病救済特別措置法については、熊本県及び鹿児島県が申請等の窓口となっており、異議申し立ての状況について両県に確認したところ、熊本県が127人、鹿児島県が102人とのことであります。

次に、異議申し立てについて、新潟水俣病ではどのようになっているかについてお答えをいたします。新潟水俣病につきましては、新潟県が申請等の窓口となっていることから、新潟県に確認したところ、異議申し立てを行われている人数は92人、そのうち5人について新潟県が独自に再判定を行い、3人を救済対象とし、2人は棄却となっております。残りの87人については、継続審議中とのことであります。

次に、ノーモア・ミナマタ第2次裁判の原告は何人かについてお答えします。

環境省に確認したところ、熊本、新潟、東京、近畿の4カ所で提訴が行われており、それぞれ原告の数は熊本が1,001人、新潟76人、東京が48人、近畿が37人、全体で1,162人であるとのことであります。

最後に、5月1日に水俣病犠牲者慰霊式の後に、環境大臣と被害者団体との意見交換が開かれたが、水俣病被害市民の会が除外されている。理由を聞いているかとの御質問にお答えをいたします。

水俣病犠牲者団体との懇談を主催された環境省に確認したところ、懇談については認定患者や被害者といった水俣病の被害に遭われた方等から構成される団体の中から、さまざまな経緯等を踏まえて参加団体が決まり、その意見を聞くための機会として開催しているとのことであります。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 2回目の質問をいたします。答弁のように、ノーモア・ミナマタ関連の訴訟の原告が1,100人を超えているというのがありました。それで、水俣病救済特別措置法が締め切られずに継続しておれば、新たに訴訟が、原告がこんなにふえてくるということはありませんかというふうに私は思います。私はそのように考えるんですけれども、市長はどのよう

にお考えでしょうか。これが第1点であります。

第2点目です。水俣病救済特別措置法の救済対象にならなかった方たちが、熊本県でも鹿児島県でも新潟県でもたくさんいらっしゃって、異議申し立てをしている人の数も今答弁あったとおりです。熊本県・鹿児島県では異議申し立てそのものを受け付けませんでした。同じ法律なのに、県によってこのように対応が違っているということについては、どのように市長、考えられるでしょうか。これが2点目であります。

3点目は、今の患者団体が除外されているというのは、差別されているんじゃないかなと私は思うんですけども、これはさまざまな団体の中からいろんな経緯を踏まえておいでいただく団体を決めてるという話でした。物差しがないんですよ、全く物差しがない。当初は、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく認定患者さんだけなのかといたら、どうもそうではなさそうだと。水俣病救済特別措置法の救済対象になった人がいるから入れたのかというと、どうもそれでも整合性をつかない。水俣病救済特別措置法の結論が出る前は、芦北町の団体だとか出水市の団体だとかいっぱいあそこに集めて会議をされてたわけですから、だから、もう全くこれは環境省がおっしゃることは整合性がなくて、これは私は不合理だというふうに思っているんですけども、明らかに私は患者団体の差別だというふうに考えています。これについてはどのようにお考えでしょうか。

以上3点です。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 3点ございました。1つは、1点目が水俣病救済特別措置法の締め切りが締め切られ、継続していればこのようなことはなかったということでございます。法律の定めによりまして、期間中さまざまな事情によって救済されなかった方々において御不満が残っていることは、私も確認をしているところでございます。このことにつきましては、国・県等へこういった御意見あるということは、きちっと伝えていきたいというふうに思っております。

2つ目の熊本県、鹿児島県、そして新潟県の対応が異なっているということについてでございますけど、水俣病救済特別措置法につきましては、法律に基づきまして、先ほども言いましたように、県が窓口となっております。県によって対応が異なっていることは、被害者の方々の混乱につながるというふうにはやはり思っております。そのようなことがなく、混乱が起きないように被害者の救済、円滑に進めていただきたい、そういった思いでございますので、それも、こういった御意見ございますことは、国・県へ伝えていきたいというふうに思っております。

それと、患者団体の呼ばれなかった、差別ということを先ほど、何についても差別ということは許されないというふうに私は思っております。懇談の構成につきましては、環境省が基本的には所管しておりますので、このような意見があっても、この件については今後また議論もされると

思いますので、それはきちっと伝えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 今、3番目に御答弁があった、呼ばれない患者団体もあるっていうことについては、環境省はそうしているんですけど、市長の考え方はそれに対してどうですかということを知っているんですよ。その部分はもう一度、市長はどう考えられるかっていうことをお聞かせください。

それから、3回目の質問の2つ目ですけれども、今からでも遅くないから、異議申し立てはできるよにすると。行政不服というのは、憲法上の規定ですから、行政が行った処分に対しては、国民はいつでも異議申し立てすることができるっていうのは、これはもう現在の憲法と法律ではそのように認めているわけですから、これはあって当然だと思います。そもそも受け付けないのがおかしいのであって、これは異議申し立てを受け付けるということで進言してくれるように、していただくようお願いしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

以上、2点です。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 団体の方で、差別という、結局呼ばれないことが差別じゃないかということでございます。基本的にはもう差別されることは、どうなんでしょう、環境省のほうが決めることって言うてはあれなんですけど、基本的には公平にしていきたいというふうな思いがございます。

それと、異議申し立てを受け付けるようにしたらどうかということでございますけど、基本的にここも法律的な判断が非常にございます。先ほどお答えしましたように、被害者等の混乱を一刻も早く解消するために、このような意見、こういった議論があるということは、やはりきちっと伝えていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 次に、政府の政策と水俣市立総合医療センターの将来像について答弁を求めます。

坂本病院事業管理者。

（病院事業管理者 坂本不出夫君登壇）

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 次に、政府の政策と水俣市立総合医療センターの将来像についての御質問に順次お答えいたします。

まず、国から出された地域医療構想策定ガイドライン及び新公立病院改革ガイドラインはどのような内容かとの御質問にお答えいたします。

初めに、地域医療構想策定ガイドラインについて申し上げます。当該ガイドラインは、昨年6

月に成立した医療介護総合確保推進法により、都道府県は地域における効率的・効果的な医療提供体制を確保するために、将来のあるべき姿を示す地域医療構想を医療計画において策定することが定められたことを受け、ことし3月末に国から出されたものであり、構想の策定プロセスをまとめたものであります。

ガイドラインでは、大きく2つの内容が示されております。まず、1つ目に、超高齢化社会が当来する2025年に向けて病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能、いわゆる高度急性期、急性期、回復期、慢性期の四つの機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し定めるものとされております。なお、この推計は、都道府県内の原則二次医療圏単位で行われることになっております。

2つ目に、目指すべき医療提供体制、つまり2025年に必要な機能別病床数に近づけるための都道府県の取り組み方法が示されております。

その取り組み方法として、大きく3つの方法が示されております。1つ目に、地域医療構想の実現に向けて都道府県は二次医療圏ごとに地域医療構想調整会議という組織をつくり、そこに医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体、保険者、市町村などの代表者が参加し、現在の医療提供体制と将来の病床の必要量を比較して、どの機能の病床が不足しているか等を検討すること。

2つ目に、都道府県は地域医療介護総合確保基金等を活用し、医療機関による自主的な機能分化・連携を推進すること。

3つ目に、自主的な取り組みだけでは機能分化・連携が進まない場合には、都道府県知事が一定の役割を発揮することが書かれており、その役割として3つ示されております。

1つ目に、医療機関の開設許可の際に不足している医療機能を担ってもらうよう条件をつけることができること。

2つ目に、医療機能の転換への対応として、過剰な機能に転換する場合と、不足している機能に転換する場合とで、それぞれ調整を要請できること。

3つ目に、稼働していない病床について、医療審議会の意見を聞いた上で、稼働していない病床の削減を要請できること。さらに公的医療機関等に対しては、病床の削減を命令できることが書かれております。

以上が、地域医療構想策定ガイドラインの主な内容でございます。

なお、このガイドラインをもとに、都道府県は平成30年3月までに地域医療構想を策定する必要があるとありますが、平成28年半ばごろまでに策定することが望ましいとされております。

次に、新公立病院改革ガイドラインについて申し上げます。

平成19年、前ガイドラインに当たる公立病院改革ガイドラインが国より策定され、病院事業を

設置する地方公共団体により公立病院改革プランが策定され、一定の成果を上げているところではありますが、依然として医師不足等の厳しい環境が続いており、持続可能な経営を確保し切れていない病院も多いことから、ことしの3月末に新ガイドラインとして策定されたものであります。この新ガイドラインをもとに、改めて公立病院改革プランを策定する必要があります。

新ガイドラインの内容についてですが、まず公立病院改革の目指すものとして、公・民の適切な役割分担のもと、地域において必要な医療提供体制を確保すること、その中で公立病院が安定的に不採算医療や高度・先進医療などの重要な役割を担っていくことができるようにすることが書かれております。

主な項目として、3つ示されております。

1つ目に、改革プランの策定期間について、前述の地域医療構想の策定状況を踏まえつつ、平成27年度または平成28年度中に策定すること。

2つ目に、改革プランの期間について、策定年度から平成32年度までとすること。

3つ目に、改革プランに記載する内容について4つの項目が示されております。

1つ目の項目として、地域医療構想と整合性のとれた形で当該公立病院の具体的な将来像について。

2つ目の項目として、経営の効率化のために、経常収支比率等の数値目標の設定や経費削減・収入増加等の具体的な取り組みについて。

3つ目の項目として、病院間で機能の重複競合が見られる病院や病床利用率が低水準の病院等において、再編・ネットワーク化を引き続き推進することについて。

4つ目の項目として、民間的経営手法導入等の観点から、地方独立行政法人化等、経営形態の見直しの推進について。

以上、4つの項目を改革プランに盛り込む必要があります。

また、都道府県の役割として、医療介護総合確保推進法に基づき、地域医療提供体制の確保について、これまで以上の責任を有することから、地域医療構想の実現に向けた取り組みとも連携しつつ、再編・ネットワーク化等に積極的に参加すること、及び管内の公立病院施設の新設・建て替え等に当たっての都道府県のチェック機能を強化することが書かれております。

以上が、新公立病院改革ガイドラインの主な内容でございます。

次に、熊本県はICTを活用した医療情報ネットワーク構想をスタートさせている。これはどのような内容かとの御質問にお答えいたします。

本構想の背景としてあるのは、昨今の高齢化の進展による疾病構造の変化により、必要とされる医療内容が病院完結型から地域全体で支える地域完結型に変わらざるを得ない状況にあることであります。

このような状況から、急性期医療を中心に人的・物的資源を集中投入し、早期の家庭復帰・社会復帰を実現するとともに、受け皿となる地域の病床や在宅医療・介護を充実させる必要があります。そのためには川上から川下までの提供者間のネットワーク化が必要不可欠であることから、現在、国においてICT技術を活用した地域の医療機関や介護事業者による迅速かつ適切な患者・利用者情報の共有・連携が推進されております。

以上のような国の動きから、熊本県においても、医療情報連携ネットワークを県内の関係する全ての医療機関や介護関係施設等の中で結び、オールくまもとによるネットワークづくりを目指すものであります。

本事業は、熊本県医師会が事業主体となり、県の補助を受けて実施されるものでありますが、まずは平成26年度から29年度までの間においては、熊本大学、熊本市内の三次医療機関、中核病院、及びパイロットエリアとして指定された阿蘇、人吉・球磨、そして水俣・芦北の3つの医療圏において先行的にシステム構築されることになっております。

平成30年度以降は、順次、県下全域への構築が進められることになっております。本ネットワークが導入されることで、重複検査や重複処方が解消されること、説明を受けた上で医療の提供を受けるというインフォームドコンセントが充実されること、検査歴の参照や禁忌、アレルギー情報の把握によるミスが回避できること及び治療内容が標準化されることなどが期待されています。

次に、医療センターの県外からの利用率は、直近で何%かとの御質問にお答えいたします。

直近であります平成26年度のデータで申し上げますと、出水、伊佐等、北薩を中心とした地域からの患者で、全入院患者数の24.5%、全外来患者数の21.3%となっております。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 法律に基づいた地域医療構想策定ガイドラインだとか、新公立病院改革ガイドラインだとか御説明いただきました。それで、2025年に向けて、熊本県単位、あるいは熊本県だけじゃなくて、県単位でどう医療を構築していくのかという方針なんだろうというふうに、総論的に申し上げますと、そうなるかなというふうに思うんですけども、2回目の質問です。

熊本県が取りまとめて進めることになる地域医療計画ですけれども、県単位で物事を判断するのではないかとということが考えられます。そうすると、医療センターの場合、水俣・芦北圏域の人口などによって、約人口が5万5,000人くらいだと思いますけれども、ベッド数や医療の内容が一定決められたり、制限されたりしてくる可能性があるのではないかとということも考えられます。しかし、今御答弁いただきましたけれども、県外から入院で24.5%、外来で21.3%ですので、20%を超える患者さんが、今、受診しておられます。これらを勘案して、今の機能を維持していくために、あるいはさらにいろんな工夫するために努力を継続されているというふうに思うんで

すけれども、今後これからどういうふうに地域医療計画との関係で進んでいくんだらうかというところについては、どのようにお考えになっているのでしょうか。これが1点目であります。

それから、二、三年前に神経内科医が非常勤であった、あるいは脳外科のお医者さんが不安定であったということがあって、そのほかの科の先生たちが救急外来等でも随分カバーされていたというふうに伺っているんですけれども、しかし、受け入れ制限も一定あっていて、芦北方面の脳出血、脳梗塞などの患者さんについては、一定、八代方面で診ていただかないといけないということもあったやに聞いております。現状ではこの辺のところはどのようになっているのでしょうか。

以上、2点お願いします。

○議長（福田 齊君） 坂本病院事業管理者。

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 今後の地域医療の問題と推移でございますけれども、過去5年間で入院患者数は約11%減少しております。外来患者数が約6%減少しておるわけですけれども、北薩を中心とする県外からの患者の割合については、先ほど申し上げましたように入院で23から25%、外来で19から21%と、ほぼ同じ率で推移していることから、患者数としては人口減少による自然減はあるとしても、率としては今後も同程度の数値で推移していくものと考えております。

なお、今、議員おっしゃられたように、水俣・芦北圏域の人口が今後減少していくことが推計されていることからしても、その推計をもとに県知事の権限でベッド数の削減命令が出るおそれは十分でございます。

ガイドラインの中ですけれども、精査しますと大幅な入院患者の流出率が見られる圏域については、医療提供体制が必ずしも二次医療圏域と一致する必要はなく、都道府県間を含む構想区域間で調整を行うように書かれていることから、当院としては機会あるごとに県境を越えた同じ生活圏域の中での将来につながる地域医療構想が策定されるよう、強くまた今後とも要望していきたいと思っております。

次に、脳疾患治療の現状でございますけれども、確かに平成19年度から24年度までの間、神経内科の常勤医が確保できておりませんでした。議員がおっしゃるように、神経内科常勤医不在の間は、救急外来において、市外からの脳神経疾患患者の受け入れについては制限しておりました。ただし、入院中の患者から発生した場合については、循環器内科及び脳神経外科の医師で対応するなど、できる限りの努力はしてまいりました。現在は、平成25年度から神経内科の常勤医2名を確保することができており、圏域の脳神経疾患患者の受け入れ体制が整っている状況でありますので、安心していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 野中重男議員。

○野中重男君 確かに人口が減少していて、それに見合うくらいの入院患者数だとか、外来患者数が減っているというのは、それはそのとおりかもしれませんが。神経内科の先生は常勤がおいでになって、これはよかったなというふうに考えているところです。

それで、去年あたりからでしたか、日本全国で限界集落とか、あるいは地方は消滅するだとか、そういう議論が盛んに言われてきました。その流れの中で地方創生の議論も出てきましたし、その流れの中で、今、1回目の答弁のところでおっしゃっていただいた地域医療計画を新たにつくることという、そういう流れも私は医療の分野において、地方の医療をどう再び整備するかという流れが出されてきたんだろうと、流れとしてはそういう流れなんだろうなというふうに思っているんです。前提は、地方は人口は減るもの、衰退するものということが前提になった計画になっているんじゃないか、というふうに私は思っています。

それで、医療とか福祉とか介護というのは、例えば若い御夫婦が来たとして、そこでおめでたく妊娠されたら、産婦人科が要ります。子どもができたなら小児科が要ります。そして、24時間の対応が必要ですし、恐らく家庭では保健師さんだとか、あるいは保育所だとか、そういうのが基礎的な社会的インフラとしてなければ、若い人たちの人口がふえていく、安心してそこで生活していくというふうになりません。ですから、人口が一部は減っているから、医療機能も全部閉鎖、縮小していったいいんだという発想は、私は地方をこれからどう再生するのかという議論とは全く逆行する議論のように僕は思っています。

ですから、医療センターでは、今、御答弁あったんですけれども、県境にある医療機関については、その県に偏らないで、入院とか、外来、他県からおいでになっている病院については、それも考慮するというふうになってるんですが、基本的な必要最低限の医療はきちっと確保する。そして、人口も国策を変えるし、私どももっと知恵を出して諦めないで、人口をふやすためにどうするか、産業を興すためにどうするかっていうことも考えながら、医療機能をしっかり維持していく。そして、先ほど答弁ありましたように在宅医療だとか、地域の介護だとか、福祉だとかそういうものを整備していくという、そういう流れをつくっていくことが必要なんではないかなというふうに思っているんです。

それで、今言いましたけれども、全国には県境にある自治体病院も幾つかあるというふうに聞いています。そういうところの取り組みは、水俣であれば北薩関係の人たちが入られているのがありますし、ほかの県でもそういう事例があるんだろう思うんですよ。それで、きちっと機能を維持するために、他の自治体、あるいは他の県では、そういう取り組みはどのようになっているのか、そして、それらを使いながら、今後、医療センターをどういうふうに維持し、機能を維持し、発展させようとお考えになっているかということ、坂本病院事業管理者にお尋ねしたいと

思います。

以上です。

○議長（福田 斉君） 坂本病院事業管理者。

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 今、お尋ねのとおり、この政策が県単位で行われているということに関しては、やはり県境に位置している我々の病院としては非常に危機感を持っております。国から示された2013年の数値データ、そして2025年の人口予測に基づく病床機能のデータ、それを見ますと、やはり水俣地域はかなりの削減を求められているのが、もう国のほうの数値の中に出ているんですね。そういう中で、今、県庁所在地、そしてその周辺地域の市町以外の地方都市では、どこも人口減少の歯どめがとまらないような、やはり様相になっております。

私は昨年秋に全国の自治体病院開設者協議会の経営セミナーがございまして、そこの講演をする機会を与えられました。県境問題のことを訴えましたところ、やはり私たちと同じ危機感を持っておられる方々が多数おられると。その後、これと歌山県の橋本市民病院といいまして、これは奈良県と大阪府と接しているところですけども、そこの院長、事務長から、県境に位置する病院サミットの開催の提案がございました。早速、あさってになりますけれども、和歌山県の橋本市において、和歌山・熊本周辺地域の病院及び隣の出水の総合医療センターも参加してくれることになりました。問題を共有する機会を設けることができ、そこで私が基調講演をさせていただくという予定になっております。

このように県境に位置する病院関連の情報交換をきっかけに、次なるステップにつなげて、地域住民が安心して生活していくための医療提供体制、これを維持できるように、現場からやはりデータを持って県・国に訴えていく必要があると私は思っております。そういう努力をまたしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、義務教育での歴史・公民教科書の選定について答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、義務教育での歴史・公民教科書の選定についての御質問に順次お答えします。

まず、教科書はどのような仕組みで選定されているのかとの御質問にお答えします。

教科書は、学校教育活動の中で主たる教材として使用が義務づけられている図書であり、その教科書の選定に当たっては、特に慎重かつ適正な採択が行われることが最も重要であります。

このような中、本年度は、水俣市、芦北町、津奈木町地区の中学校で平成28年度から使用する教科書採択の年度であります。水俣・芦北地区は共同して同一の教科書を採択する地区になっ

ております。これは熊本県教育委員会の指導・助言のもとで、教科書について審議・調査研究を行い、適切かつ慎重な教科書採択を行うことに努めなければなりません。

そこで、教科書採択の仕組みとしては、まず教科書内容について、十分かつ綿密な調査研究と、調査審議のために芦北地区教科用図書採択協議会が設置されることとなります。この協議会が、水俣・芦北地区の各学校の代表から成る教科書の調査研究を行う教科書研究委員を委嘱・招集します。それを受けて、教科書選定委員会が開かれ、幅広い視点から調査審議がなされます。さらに、その結果が芦北地区教科用図書採択協議会へ答申され、芦北管内の教育委員会として、1種目につき1種類の教科書を採択するということになっております。

次に、教育委員会について、各自治体の首長の権限が拡大されているが、教科書選定に当たっては、教育委員会の権限で選定するという文部科学省の答弁があるが、そのように実施されるのかについてお答えします。

本年4月1日に施行された地方教育行政法の改正により、首長が主宰する総合教育会議の設置や、教育方針である大綱を策定するなど教育行政への首長の権限が強化されることになりました。法改正の折には、下村文部科学大臣が、予算等の権限を有する首長は、教育政策において教育委員会としっかりと協議し、方向性を定めていくことが重要である。また、教育委員会を執行機関として、教育行政における首長と教育委員会との職務権限は変更しないこととし、教育委員会の権限が侵される懸念はないと述べられています。

このようなことから、教科書選定につきましては、前段の御質問で答弁しましたように、教育委員会はその責任と権限を明確にし、教科用図書の採択に至りますので、今回の御質問の義務教育での歴史・公民教科書の選定につきましては、首長の権限は及ぶことはありません。

さらに、このことについては、ことし4月22日の国会でも取り上げられ、文部科学省の初等中等教育局長からも、たとえ首長が教育大綱に教科書採択の方針を掲げた場合でも、教育委員会はそれを尊重する義務はないと明らかな答弁がなされています。教科書採択権は教育委員会固有の権限として、教育委員会が首長の大綱に拘束される義務はありません。特に社会や公民などの教科書は、国の外交や歴史問題等を記された場合もありますが、次代を担う子どもたちへの学びを提供する教育委員会としましては、決してこのような問題に臆することなく公明・公正な立場から、正しい判断のもと教科書選定に努めてまいります。

○議長（福田 齊君） 野中重男議員。

○野中重男君 教科書選定の仕組みについてはわかりました。それから、2点目のところの首長の権限は及ばないということもわかりました。文部科学省の国会での高官の答弁をそのまま述べてましたけど、そのとおりだと思います。

それで、今回対象となるのは、中学校の歴史と公民の教科書だというふうに思うんですけど

も、出版社が6社か7社あるんですよ。私も書店に行って確認しました。その中から先生たちが、担当の先生たちが読まれて、どのようにするか決められるんだらうというふうに思います。それはもう専門の先生たちがこれまでの経験等を生かしながら、選定されることをお願いしたいと思います。

実は、この教科書の見本というのが、書店で注文すると買うことができます。熊本市内にはもう積んであるらしいんですけども、水俣で買うときは、書店に頼んで熊本から取り寄せなきゃいけない、そういうふうになっているんですが、私も教科書手に入れました。歴史と公民の教科書、きょうはもう実は重たいんで2冊しか持ってきておりませんが、全部は触れません、私は歴史的事実がきちっと書かれたものが使われるべきだというふうに考えております。

あえて出版社は申し上げませんが、私が手に入れた教科書の中の1つですが、こういうふうになってます。太平洋戦争のところは、米英に宣戦布告した我が国は、この戦争を自存自衛の戦争としたというふうに書かれています。しかし、実際は、1941年12月8日に、真珠湾を奇襲攻撃し、その後で米英に宣戦布告したというのが歴史的事実なんです。この辺をきちっと踏まえてほしいなというふうに思いました。

2点目は、沖縄戦のところなんですけれども、これは1945年にアメリカ軍が沖縄に上陸するというところになるんですが、こういうふう書いてます。逃げ場を失い集団自決に追い込まれた人々がいましたとあります。誰が集団自決に追い込んだのかというところは書いてありません。そのほかの教科書はみんな書いてあります。

ですから、どれを選択されるか、選定委員会でお決めになることですが、2点目の質問なんです、教科書は歴史的事実と憲法の根幹である国民主権、基本的人権の尊重、生存権の保障、平和主義の理念を尊重したものが、子どもたちに提供されなくてはならないと思うんです。教育委員会はどのようなお考えでしょうか。

以上1点だけです。

○議長（福田 齊君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 教科書採択の基本的な要件と申しますか、歴史的事実に基づくべきであるとか、そういうことございますけれども、教科書採択につきましては、文部科学省の審査を通った教科書目録の中から、熊本県の教育委員会の指導・助言を得まして、採択地区の教育委員会で決定をされると、そういう運びになります。その採択については、いかなる出版社、幾つかがあるというぐあいに申されましたけれども、いかなる出版社であっても、その採択基準としておおむね10項目ですか、そういった観点から調査研究を慎重にされるというものでありますし、議員が御指摘いただきました国民的主権である、あるいは基本的人権の尊重である、生存権の保障、平和理念もその観点に当然含まれています。

○議長（福田 斉君） 次に、水俣市体育施設での障がい者割引制度について答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、水俣市体育施設での障がい者割引制度についての御質問に順次お答えします。

まず、障がい者の体育施設の個人的な利用状況は把握されているのかとの御質問についてお答えします。

現在、本市では、障がい者スポーツレクリエーション実行委員会など、団体での利用の場合は減免対象としており、把握していますが、障がいを持った方の個人的な利用につきましては把握できていないのが現状です。

次に、障がい者の個人利用に対する割引制度の他市町村の実施状況はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

県内14市、及び近隣市町に照会を行ったところ、熊本市、菊池市、八代市、人吉市の4市、近隣市町では出水市のみが障がい者の個人利用に対して、使用料の減免措置を行っている状況でございました。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 2回目の質問なんですけれども、障がい者の方は社会的にも経済的にも、あるいは日常生活でも多くの困難を抱えておられるというふうに思います。私の周りでも多くのところで障がい者への配慮がそれなりにされているんです。体育施設のところも割引制度、他市町村で実施しているところもありますので、これ条例改正せないかんとおもいますけれども、条例改正手続を教育委員会から出してもらって、議会の承認を得て、これを実施されるというふうにしていただきたいというふうに思いますが、この辺はどのようにお考えでしょうか。

以上1点です。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 障がい者の個人利用に対する割引制度につきましては、障がい者が施設を利用しやすい体制となることから、障がい者の機能訓練の促進や、自立支援、あるいは社会参加の推進にもつながると、そのように思っております。今後、関係部署、あるいは指定管理者とも協議をいたしまして、前向きに検討してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（福田 斉君） 以上で野中重男議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前11時19分 休憩

○議長（福田 齊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、牧下恭之議員に許します。

（牧下恭之君登壇）

○牧下恭之君 皆様、こんにちは。

公明党の牧下恭之でございます。

それでは、通告に従い、順次質問したいと思います。

まず初めに、空き家・廃屋対策について。

5月26日に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法は、防災、防犯、景観などの観点から、空き家管理に市町村が取り組む具体策を定めた法律です。人口減少と少子高齢化の急速な進行で、今や空き家の戸数は全国で820万戸もあるといます。法律の施行で市町村は固定資産税の納税情報を利用し、空き家の所有者を把握できるようになりました。

そこで、1つ、倒壊などの危険がある、2つに衛生上著しく有害である、3つ、景観を著しく損なっている、4つに周辺的生活環境に悪影響を与えている、これらのいずれかに該当する空き家を特定空き家と認定し、立入調査や所有者に対する修繕・撤去、勧告、命令が可能となります。所有者が勧告に従わなければ固定資産税の優遇措置を打ち切ることもでき、命令に従わない場合は強制解体も行えます。法律は市町村にまち再生の権限を委託したようなものである。それだけに特定空き家をふやさないためにも、補修費助成や貸し出し、さらには空き家を生かした地域活性化へのアイデアの創出を期待されています。

総合窓口の設置はどうなったのか。市内全域の空き家調査はできたのか。市内全域でのアンケート調査は済んだのか。空き家バンクの設置はどうなったのかお尋ねいたします。

次に、高校生まで医療費無料化をについて。

子育てしやすいまちづくりの一步として、平成26年10月より中学生まで医療費無料化が実現できました。実施から9カ月目になるが実施状況はどうか。現在の県内45市町村の医療費無料化の実施状況はどうなっているか。高校生まで医療費無料化を実施しないのかお尋ねいたします。

次に、5歳児健診で軽度発達障がい早期発見をについて。

平成17年4月1日、発達障害者支援法が施行されました。その中で、国・都道府県及び市町村の役割として、発達障がいの早期発見、早期支援、就学前の発達支援、またその他発達障がい者の家庭に対する支援が行われるよう、必要な措置を講ずることとあります。

現在、水俣市においては3歳6カ月児健診を行っておりますが、3歳までの健診では、集団行動における問題点は明らかにされにくい、ほとんどの5歳児は保育所、幼稚園で集団生活を受けているため、それまで明らかにならなかった軽度の発達上の問題、社会性の発達における問題

が明らかになると言われています。就学前にそれらの児童を発見し、就学後の不適応を少なくするための支援を行うのが5歳児健診の目的であります。

母子保健法では第12条にて、1歳6カ月児健診、3歳児健診の実施が市町村の責務とされています。また、第13条にて、必要に応じ、妊産婦または乳児もしくは幼児に対し、第12条で定める以外の健康診査の実施または勧奨をしなければならないとされています。

厚生労働科学研究「軽度発達障害児に対する気づきと支援のマニュアル」によれば、1,000名を超える5歳児を小児科医が診察するという確度で持って軽度発達障害児の発生頻度は8.2から9.3%であると推定をされたと考察されています。しかも、こうした児の半数以上が3歳児健診では何の問題指摘もなされていなかったことから、軽度発達障害児に気づくための場としては、5歳児健診が極めて有用であるとされています。5歳児健診から就学までには時間があるため、その間に丁寧な指導を受けることで子どもに成長が見られたり、保護者が特別支援学級など適切な就学先を考えることができるというメリットもあります。

また、発達障害児は虐待と関連づけられることが少なくありません。発達障害児のある子どもは、親または保護者から虐待を受けやすいと言われています。子どもの発達障害児は外見や明確な検査によって診断することができず、診断には高度な専門的判断が必要で存在がわかりにくいという特徴があります。そのため親が子どもに障がいがあることがわからず、ふざけている、できるのにやろうとしないなど、子どもへの否定的な感情を持ちやすくなります。子どもは親から困難な課題を与えられ、自己評価を低下させます。さらに、周囲が子どもの障がいの存在や特性を理解していないと、子どもの問題を親のしつけ不足など不適切な子育てによるものと考え、親に対して子どもの問題の改善を強く求めます。それにより親は自責感を強め、子どもにより厳しい、不適切な対応をとるようになります。これらの悪循環の過程で条件が重なると虐待につながります。

このような悪循環から抜け出すには、親が子どもの障がいを適切に理解することが不可欠であります。障がいを受け入れる過程は、親にとって大きな心理的負担があるとされていますが、一方で、障がいを告知されることにより、自責感を持っていた親が子どもの問題の原因を理解することで納得・安堵し、肯定的な感情が生まれ、虐待の解消にもつながるというケースもあります。このことから、発達障害児の早期発見は子育てに不安を持った親に寄り添う支援、ひいては虐待予防の重要な要素となると考えられます。

しかし、5歳児健診を実施する自治体はふえているものの、政令指定都市や特別区といった人口の多い自治体でも現時点では実施しているほうが少なく、余り普及していないのが現状です。法制化されていないため、自治体のコスト負担となる、健診方法が確立されていない、健診実施後のフォロー体制を検討する必要があるなどの課題により、実現に至っていない自治体が多いよ

うであります。困ったときや悩んだとき、ささいなことでも相談に応じてくれる人、何もなくても温かく見守ってくれる人がいるだけで心の負担が軽くなるものだと思います。地域とのかかわりの希薄化が進む今、その反動により生じるひずみを埋めるために、5歳児健診のような気づくための場をふやすことが求められているのではないのでしょうか。

5歳児健診の実施について、どう考えているか。就学前の療育は実施されているが、その状況と就学時療育の必要性をどう考えるかお尋ねいたします。

次に、教育問題について。

一般会計における教育費が他市と比較して少ないと思うが、どのような状況か。読書が子どもに与える影響をどう考えているか。

水俣第二小学校で図書貸し出し数が年間3万冊を突破したが、その要因と成果は。

図書予算額が全国平均にはほど遠い現状をどう考えているか。

特別支援学級生徒数が年々ふえているが、支援員数は対応できているのかお尋ねいたします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 牧下議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、空き家・廃屋対策については私から、高校生までの医療費無料化及び5歳児健診実施については福祉環境部長から、教育問題については教育長からそれぞれお答えをいたします。

初めに、空き家・廃屋対策について、順次お答えをいたします。

まず、総合窓口の設置はどうなったのかについての御質問にお答えをいたします。

空き家・廃屋対策につきましては、総務課において対応しておりましたが、ますます市民や地域にとって切実な問題となっており、また防犯、防災、環境衛生、景観、固定資産、都市計画など庁内でも担当部署が多岐にわたるようになり、窓口を一本化する必要が出てきておりました。そこで、これらの業務を一つの窓口で対応できるよう、市役所の組織体制を見直し、ことし4月、防災生活課を新たに設置いたしました。空き家・廃屋対策の総合窓口については、防災生活課において対応することとしていきます。ただし、空き家の利活用に関する空き家バンクについては、定住促進の業務を担当する企画課において対応をいたします。

次に、市内全域の空き家調査はできたのか、市内全域でのアンケート調査は済んだのかについての御質問にお答えをいたします。

平成22年8月から10月にかけて、市街地を中心に職員の日視による空き家調査を実施したところ、空き家が493件、そのうち危険家屋が24件ありました。さらに平成24年12月から翌年1月に

かけて市街地以外の自治会へ依頼し、空き家の実態調査をしていただきました。その結果、空き家が199件、そのうち危険家屋が35件ありました。つまり、今のところ692件の空き家と59件の危険家屋が把握できております。しかし、調査した人によって空き家かどうかの判断がまちまちであり、その判断基準が統一されていませんでした。空き家かどうかを判断するに当たって、人の住んでいる気配が感じられない、電気メーターが動いていない、郵便受けに郵便物がたまっているなど、あらかじめ目視で確認できる項目を選定するなど、調査手順や判断方法をマニュアル化した上で行う必要があると思います。

そこで、今年度、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業を活用して、市内全域において空き家の実態調査を実施する予定であり、調査技術を持った実績のある事業者へその業務を委託することとしております。その業務の中に、空き家と判断された家屋については、所有者を特定し、使用の有無の頻度や、空き家となったきっかけ、維持管理の状況などアンケート調査を実施し、さらに貸したい、売りたいなどの利活用の意見も伺いたいと考えております。

次に、空き家バンクの設置はどうなったのかについての御質問にお答えいたします。

定住促進業務への取り組みの中で、空き家バンクの設置を考えております。先ほど答弁いたしました空き家の実態調査及びアンケート調査結果を踏まえ、貸し出し可能な空き家を選定し、利活用を希望される所有者の方に承諾をいただいた上で、速やかに空き家バンクへの登録を行っていきたいと考えております。

水俣市への移住を希望される方々に向けて、市のホームページのみならず、総務省の全国移住ナビや熊本県移住定住ポータルサイトなどへも掲載し、積極的な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 今回で4回目の質問となりました。平成20年住宅・土地統計調査から水俣市には空き家が1,900件で、530件の住宅に損壊があるというデータがありました。

1回目の平成23年3月議会での答弁では、空き家問題は市民からの切実な相談だと感じております。今後、市民や地域から空き家等の相談があった場合、市役所のどこに相談すればいいのかわからないといったことがないように、関係する課で協議し、総合窓口となる担当部署を設けたいと考えております。また、空き家対策は、先ほど申し上げましたように、大変重要な課題であると今回認識しております。市内全域の調査にも早速取りかかっているように、そのように思いますとの答弁でありました。

2回目は、1年3カ月後の平成24年6月議会では、空き家の実態調査はできていない。空き家対策総合窓口の設置もできていない。国からの支援制度の活用を視野に入れた本市独自の助成制

度は、国による支援制度創設に期待しているとのことで、何もできていない。空き家の活用のための建物に関するアンケート、空き家の持ち主に対して、売りたいのか貸したいのか、寄附したいのかなどの意向を調査し、今後の利活用につなげていくのが目的ですが、これもできていない。

3回目は、平成24年9月議会で、全然進んでいない状況でありました。

総務課が意見を集約する総合窓口は、総合窓口ではないと思います。国の補助事業は平成25年度までとなっており、解体撤去の後押しができ、市民の命と安全が守れるので、スピード感を持って取り組んでもらいたいと再三提案をしてもできない。

最後の答弁は、非常にこれまで進まなかったということを、二度とこういう指摘がなされないように、職員全部で頑張っていきたいと思っております。まずは問題の全体像の把握と条例制定に向けてできるだけ早い形で示すことができればと思っておりますであります。

平成25年3月に水俣市空き家等の適正管理に関する条例が制定をされました。そして、平成27年4月に総合窓口が新設の防災生活課に設置し、企画課が空き家の利活用を担当することになりましたが、市民の利便性を考えたとき、統一した窓口が必要だと思えます。空き家問題は大変に重要なときに来ています。市民にわかりやすい総合窓口を提案してきました。今までの答弁でもそうだと思います。真の総合窓口を設置するべきと思うが、いかがかお尋ねします。

平成27年6月現在、1回目の質問から4年3カ月、何をしてきたのか、非常にこれまで進まなかったということを、二度とこういう指摘がなされないように職員全部で頑張っていきたいとの答弁されたが、どう考えるか。

総合窓口を早期に設置してこなかったために、全体の把握も、アンケートも中途半端、さらに空き家の利活用もこれから、議会での答弁も反省ばかりでなぜ進まなかったのか、4年3カ月何をしてきたのか、何が問題だったのか、お尋ねをいたします。

危険家屋撤去に、水俣市独自の支援策はできないかお尋ねをいたします。

○市長（西田弘志君） 反問してよろしいですか。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 今の御質問を聞くと、私が非常にこれまで進まなかったことを、二度とこういう指摘がないように、職員全部で頑張っていきたいと答弁されたって、これは前市長のということでもよろしいですか、でよろしいんですね。何かここだけ聞かれると、こうやりとりすると、私がこういうふうに言って、それについてというふうに思われるとあれなんで、そこをちょっと確認をして。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） まず、総合窓口につきましては、きのうからも言っておりますように、空

き家対策の窓口を総務課、以前は総務課、環境課、企画課、都市政策課が協力してやっておった。それを今年度、機構改革の中で防災生活課をつくりました。そこで窓口を一本化したいということで話をし、今、3階に行っていただくと防災生活課のところには総合窓口の看板もつくってあります。基本的にはそこで市民の方が困らないようにしたいと、それはもう手を打っておりますので、ぜひそこで御理解をいただきたいというふうに思っております。

それと今まで4年3カ月、議員が質問されてから4年ぐらいたって、なかなか進んでないんじゃないかということでの御質問でございます。これについては、以前からずっと動いた流れをずっと私も確認をさせていただきました。平成22年の8月から10月にかけて市街地の調査、平成24年12月から翌年の1月にかけて調査実施というふうにやっております。アンケートにつきましては、多分、空き家の方に1戸1戸アンケートってとりようが今のところないので、今後、先ほど答弁したように、空き家バンク等で調査しますので、そこでやっていきたいというふうに思っております。

議員が今までやってきたことに非常に不満を持っていらっしゃることはわかります。その中で前市長も条例を平成25年に、全国では早いほうだったと思います。水俣市の空き家等の適正管理に関する条例というのをつくっておられます。それを、流れを私が引き続きこれをやっていく。その中で、今後、調査もやっていくというところでございますので、スピード感がないと言われるとあれですが、今までの流れとしては、今後の対応はこういった流れでやっていきたいというふうに思っております。

3つ目の、空き家の撤去の補助の件ですけど、これは国の支援の補助をいろんな形で探しながらというか、視野に入れながら、国の支援をいただきながら、そういったものが対策としてできるようでしたら、やっていきたい、それはぜひ検討していきたいというふうに思っております。

○議長（福田 齊君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 水俣市には1,900件の空き家があるというデータがあります。その中の530件に倒壊・損壊した件数があると。市内ばかり調査、四百九十何件ですか、危険家屋が24件とか、そういう調査ばかりで、実際に総合窓口をつくらないと、前に進まないというのは、私はずっと言ってきました。だから、4年3カ月何をしてきたのかというのを、ここで腹が立ったものですかから言っております。

本当に取り組み方が違うんじゃないかなというふうに思います。熊本県は5月31日に熊本県への移住を検討している首都圏在住者を対象に、くまもと移住フェアを行いました。東京でありましたけれども、地域の魅力や支援制度を紹介しております。本年度は7回程度実施する予定だそうでありまして、そこには市町村のブースも設置されておりまして、天草市と宇城市、五木村、あと一つの担当者も出席して就職先や居住地の支援制度も紹介されています。

なぜ遅いというのかといいますと、これに全然間に合っていない、何もまだ、遅いということで私は、打ち方が遅いということで、今発言をしておりますので、その辺を生かしていただいて、お願いします。

空き家バンクに取りかかったのであれば、支援策の充実が必要だと思います。茨城県利根町は2011年に空き家バンク制度を開始をしました。定住促進へ銀行と連携し、住宅取得プラン、購入後のリフォームプラン、住みかえプランに金利優遇措置をしております。

和水町は平成25年に高校生以下の医療費無料化など定住促進策に空き家バンクを加えて、過疎・少子化の歯どめを図っています。移住希望者と所有者の交渉や契約は、町と業務協定を結んだ不動産業者らが仲介をしております。

西日本シティ銀行は、空き家の解体費用を低利で融資するローンの取り扱いを始めました。融資額は10万円から500万円で、金利は年2.6%だそうです。福岡銀行も始めたそうです。水俣市は空き家バンクをどのように進めていこうとしているのかお尋ねいたします。

天草市は老朽危険家屋を解体する際、所有者に費用の一部助成を昨年8月より取り組んでおります。天草市内には3,220棟の空き家があり、そのうち645棟が老朽危険家屋でありました。そこで担当者に、所有者に責任がある空き家に対して、予算を投入することが適切か、また公平性は保たれているかと聞きました。すると、市民に被害が及ぶかもしれない家屋をどのようにすれば解体・除却し、危険を取り除けるかという視点を最優先に考え検討した結果、即時性のある補助のほうがいいと判断したそうです。解体費の2分の1を助成、上限50万円です。あくまで老朽危険家屋と判定が必要だということです。

市民の安全と命を守るためには考えるべきだと思いますが、いかがかお尋ねいたします。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） まず、空き家バンクをどういった形にするかということでございます。今から調査をさせていただきます。そして、今言われたように、不動産関係の方、どういったお話をするか、不動産業界の方は私も知っている方は非常に多くて、どういったものかとちょっと話もしたこともございます。実際どういった形でできるかは、今後、市の職員で空き家バンク、やはり議員が言われるのは空き家の活用で、移住とか、そういった促進につなげていったらどうかということだというふうに思うので、それはよくわかっております。以前から4年かけて、なかなか移住についてIターン、Uターン、Jターン、あんまり進んでなかったのかもしれませんが、それにつきましては、今回、地方創生等でも、まず東京からどうやって人を地方に流すかということでございますので、そういったことは重々考えながら進めていきたいというふうに思っております。

助成につきましては、空き家に対して、崩すのに助成、よく私たちにも聞かれます。もう助成

金つけてどんどん更地にしていけばよかじゃないだろうかという話もありますが、それはやっぱり財源の問題もありますし、不公平感がないようにしていきたいと思っておりますので、ぜひそこも今後検討はしていきたいというふうに思っています。

(「危険家屋」「危険家屋対象に助成金を」という者あり)

- 議長(福田 斉君) 牧下議員、もう一度、マイクを使って。
- 市長(西田弘志君) 反問で聞きます。
- 議長(福田 斉君) 反問を認めます。
- 市長(西田弘志君) 助成する対象を危険家屋に限定してということ。
- 議長(福田 斉君) 答弁を求めます。

西田市長。

- 市長(西田弘志君) 当然、助成する部分につきましては、今、市内には3件、非常に苦慮しているところがあるというふうに、きのうから見るとやりとりがありました、やっぱり危険家屋について助成、それがまず優先的になると思えますけど、助成自体が、財源の問題がありますので、今後、国の方向性もあると思えますし、検討はしていきたいというふうに思います。

以上です。

- 議長(福田 斉君) 次に、高校生までの医療費無料化について答弁を求めます。

久木田福祉環境部長。

(福祉環境部長 久木田一也君登壇)

- 福祉環境部長(久木田一也君) 次に、高校生までの医療費無料化についての御質問に順次お答えします。

まず、子育てしやすいまちづくりの一步として、平成26年10月より、中学生まで医療費無料化が実現できた。実施から9カ月目になるが、実施状況はどうなのかについてお答えします。

中学3年生までの子ども医療費無料化の実施状況は、平成26年度の子ども医療費助成費で見ますと、総額8,404万円のうち、10月開始からの6カ月で833万円を中学生に助成しております。

次に、現在の県内45市町村の医療費無料化の実施状況はどうなっているかについてお答えします。

平成27年4月1日現在において、高校3年生までを対象に無料化を実施している市町村は9市町村、中学3年生までが、本市を含めまして28市町村、小学6年生までが5市町、小学3年生までが3市という状況になっております。

次に、高校生まで医療費無料化を実施しないのかについてお答えします。

子ども医療費につきましては、熊本県が補助する制度がありますが、その対象者は4歳未満と就学前までの多子世帯であり、医療費が3,000円を超える部分に対し、その2分の1が補助対象

となっております。

平成26年度の子ども医療費助成総額で県補助額を算定しますと、8,404万円のうち799万円となります。したがって、それ以外の費用は一般財源で賄っています。

本市におきましては、毎年、熊本県都市財政課長会議等を通じまして、県に対し補助対象年齢の引き上げについて議題を提出しております。その反応を注意深く見守るとともに、中学生までの子ども医療費無料化の実施から、まだ9カ月である現状を踏まえ、年間の医療費助成総額の推移を見ながら、高校生までの医療費の無料化について慎重に判断したいと考えております。

○議長（福田 斉君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 水俣市が平成22年10月に小学校6年生まで拡大したときは、県下においては45市町村のうち、中学3年生まで20自治体でありました。今年6月時点では28自治体となっています。高校3年生までが1自治体だったのが、現在は9自治体となっています。県内の45市町村は少子化対策に取り組んでおります。若い人がやはり子育てするときが一番お金が要りますと西田市長は言われておりましたが、子育てしやすいまちづくりのためにも、さらに子育て世帯への経済的な負担を軽減し、定住促進をするために、高校生までの医療費無料化を実施するべきだと思いますが、いかががお尋ねをいたします。

○議長（福田 斉君） 久木田福祉環境部長。

○福祉環境部長（久木田一也君） 子育て支援充実のために、高校生までの医療費無料化を実施すべきではないかとの御質問でございますが、先ほども御答弁申し上げましたとおり、中学生までの医療費無料化を実施してまだ9カ月目でございます。年間を通じての実績が不透明なところもございまして、今後、推移等を見守りながら、高校生までの無料化につきましては、慎重に判断してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 では、西田市長にお尋ねいたしますが、西田市長は、高校生までするべきだとは思っていないのかお尋ねをいたします。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 前回の選挙戦のときに、中学校までやりたいということでマニフェストにも載せて、中学校まで医療費無料化をさせていただきました。今後次は、もう当然、中学校、高校と上がると思いますけど、現時点で、財源の問題、空き家に助成をしろ、高校生まで医療費無料にしろ、いろんなことを、中にはもっと建設関係の仕事、福祉の予算をふやせ、いろんなのが来ています。その中でやっぱり考えていくことだというふうに思っています。基本的には、私も移住とか来てもらうには、若い人に来てもらうには、やっぱりそういったことを充実するのは大事

だというふうに思ってます。やっぱり先ほど言われたように、子ども育てるときは一番お金が要りますので、その辺もいろいろ職員とも話しながら、財源等を勘案しながらいきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 次に、5歳児健診実施について答弁を求めます。

久木田福祉環境部長。

（福祉環境部長 久木田一也君登壇）

○福祉環境部長（久木田一也君） 次に、5歳児健診実施についての御質問に順次お答えします。

まず、5歳児健診の実施についてどう考えているかについてお答えします。

5歳児健診は、発達障がいや早期発見し、就学前に療育につなげていくことが目的となっております。そのため、健診内容としては、医師の発達に関する診察だけではなく、集団活動や、友達とのコミュニケーションが苦手といった発達障がいの特徴を見るため、保育園、幼稚園等の集団活動の観察が有効とされています。

現在、5歳児健診は法制化されておらず、本市においては、診察を行う発達小児科医師の確保が困難であり、また保護者の受容に時間を要することから、実施しておりません。しかしながら、5歳児健診と同様な目的で保育園・幼稚園を保健師、療育相談員、教育主事、児童相談員等の関係機関の職員が訪問しています。この保育園・幼稚園訪問では、これまでの健診で要経過観察になっていた子どもだけでなく、ふだんから園のほうで発達が気になっている子どもの様子を観察し、情報交換を行い、支援の方向性を協議した上で、発達相談や療育、教育相談へつなげています。

今後も、新たに5歳児健診を実施するのではなく、各乳幼児健診後のフォローの継続、保育園・幼稚園訪問、各関係機関との密接な連携により発達障がい児の早期発見、早期療育へつなげていきたいと考えています。

次に、就学前の療育は実施されているが、その状況と就学時療育の必要性をどう考えるかについての御質問にお答えします。

本市は、水俣・芦北地域1市2町で、在宅の重症心身障がい児、知的障がい児、身体障がい児、発達障がい児並びにその疑いのある児童及びその保護者、家族等を対象に、身近な場所で療育指導、相談支援を行うことを目的として、平成17年4月から水俣芦北圏域地域療育センター事業を水俣市こどもセンター内において実施しています。

事業の内容は、1、療育相談員を配置し、在宅障がい児等への療育に関する相談や、各種福祉サービスの提供に係る援助、調整等を行う療育相談員設置事業。2、在宅障がい児等へ訪問の方法により指導・助言を行う在宅支援訪問療育等指導事業。3、在宅障がい児等へ外来の方法により、指導・助言を行う在宅支援外来療育等指導事業。4、障がい児通所支援を行う事業所及び障

がい児保育を行う保育所等の職員に療育に関する技術の指導を行う施設支援一般指導事業の4つの事業を実施しております。

本年4月からは、この水俣芦北圏域地域療育センター事業を、今後の事業の発展性を考慮して児童養護施設光明童園に委託し、これまでと同様の4人の指導員体制で週5日の療育事業を実施しているところです。

なお、地域療育センター事業のうち、在宅支援外来療育等指導事業として、集団療育事業にこにこなかまを実施しております。現在、利用者登録が40人で、週3日間の午前中に2歳未満児、3歳児、4・5歳児、5・6歳児のグループに分け、母子療育を集団で行い、各利用者が2週間に一度は集団療育が利用できるように実施しております。集団療育以外の時間については、集団療育用教材の準備や療育記録作成、家庭や保育園等への訪問、相談業務、保護者交流会、勉強会等を実施しています。

水俣芦北圏域地域療育センターの利用は、就学児も対象としており、相談等については利用ができますが、こにこなかままでの集団療育は、就学前の児童を対象としているため、就学後は利用できません。就学後についても、引き続き療育を行うことができれば、学校や家庭での生活能力等を高めることができ、本人や保護者もより安定した生活を送ることができるものと思われます。このようなことから、就学後の療育の必要性については、十分に認識しているところです。就学後の療育事業については、児童福祉法による放課後等デイサービス事業もございますが、現在のところ、就学児以上の療育事業を行う放課後等デイサービス事業を実施している事業所は、水俣市内にはありません。そのため、このサービスを希望する児童や生徒は、送迎等のサービスを利用して、市外の事業所に通われております。

利用者のニーズや利便性、また、こにこなかまの療育に参加している児童数を考えた場合、放課後等デイサービス事業を市内で実施する必要性は十分あると考えております。このため、昨年の地域療育センター事業の委託に当たっては、保育所や児童養護施設に対し、放課後等デイサービス事業に関する説明会や関係者との協議を行ってきており、今後なるべく早い時期に放課後等デイサービス事業が市内において実現できるよう、市といたしましても努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田 齊君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 就学後の療育は、本人や保護者のためにも絶対必要だと思います。補助もあるとのことですので、早期に実現できるよう努力をしていただきたいと思います。

さて、5歳児健診ですが、平成18年度の厚生労働省の研究報告があります。その中で鳥取県の5歳児健診では9.3%、栃木県では8.2%もの児童が発達障がい疑いがあると診断をされました。

その半数以上は、3歳児健診では発達上の問題の指摘はされておりました。報告書の結論としては、現行の健診体制では十分に対応できないというふうになっております。

軽度の発達障がい、集団行動を行う5歳児前後の発見が多いと指摘されています。ですから、5歳児健診の必要性があると思います。各関係機関との密接な連携で、5歳児健診と同様な早期発見ができていると考えているのかお尋ねをいたします。

○議長（福田 齊君） 久木田福祉環境部長。

○福祉環境部長（久木田一也君） 各関係機関との密接な連携で、5歳児健診と同様な早期発見ができているのかというような御質問でございました。平成25年度は各健診で経過観察が必要となった5歳児及び保育園、幼稚園等の関係機関のほうで発達が気になっていた5歳児の52人を対象として、保育園、幼稚園訪問を実施いたしました。その結果、5歳児全体の8.5%に当たります18人を就学前にフォローすることができました。この8.5%は、国の疫学調査による5歳児健診を基盤とした軽度発達障がいの発生頻度であります8.2%から9.3%に近い数値となっており、園訪問によりまして5歳児健診と同様の目的が達成できているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田 齊君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 男性の方で、33歳のときに初めて注意欠陥多動性障がいと診断をされた方がおられます。その方は、幼少のころから多くの苦しい思いが脳の器質的な問題から起こるものということを知りました。それからNPOを立ち上げまして、同じ苦しい思いをしている方たちにエールを送る活動をされております。大人の注意欠陥多動性障がいの90%以上の方が、子どものうちの早期発見が必要と考えておられます。ただし、条件としては、発達障がいに関する周囲の理解、支援体制、特に医療と学校との連携、各分野の連携がスムーズになされていることだそうでありまして、周囲の環境は整ってきた今こそ、早期発見が必要だと思えます。

気づかないで苦しむ思いをさせてはならない、各分野の連携を強固にして取り組んでいただきたいことをお願いして、この質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 次に、教育問題について答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、教育問題について順次お答えします。

まず、一般会計における教育費が他市と比較して少ないと思うが、どのような状況かについてお答えします。

県下14市の一般会計における教育費の占める割合の平均は、この数年、10%前後を推移しており、本市におきましても、平成22年度及び23年度はほぼ同程度でございました。その後、平成24

年度は平均値10.37%を下回る6.3%、平成25年度は平均値9.33%を下回る5.0%となっております。また、14市それぞれの過去数年分の教育費割合を調査したところ、多額の費用を費やす耐震工事や学校再編に伴う改修工事などにより、年度間のばらつきの大きい自治体が多く、単純に比較するのは難しい状況ですが、本市としましては、必要に応じて、弾力的な予算措置を行い、事業を実施しているところです。

次に、読書が子どもに与える影響をどう考えるのかとの御質問にお答えします。

学習指導要領では、読書は児童・生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で重要であり、児童・生徒の望ましい読書週間の形成を図るため、学校教育活動全体を通じ、多様な指導の展開を図ることが大切であります。

また、平成26年2月に熊本県教育委員会から出されました肥後っ子いきいき読書プランでは、子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことは極めて重要であるとあります。

本教育委員会としまして、子どもにとって読書は、物の見方、感じ方及び考え方を広げたり深めたりして、子どもが未来をたくましく切り開くための力になります。したがって、子どもたちが豊かな心を持ち、正しく判断し、行動する力を育むために、読書はとても大切であると考えます。

次に、水俣第二小学校で貸し出し数が年間3万冊を突破したが、その要因と成果は何かとの御質問についてお答えします。

水俣第二小学校が平成26年度の年間貸し出し数3万冊を達成したことが新聞紙面で紹介されましたが、非常にうれしいニュースとして拝見しました。水俣第二小学校は、以前から図書館教育に力を入れてこられた学校のうちの1校で、PTAの協力のもと、学校図書館に図書司書補を配置しており、蔵書管理や館内の環境整備、読書ビンゴ大会などのイベントの企画・開催に当たっています。また、昼休みのうち週2回は児童が図書館へ行くように、図書館へ行くこの日を設定するなど、このような学校独自の取り組みが大きな要因と考えられます。

さらに、平成24年・25年度には、みずから進んで読書活動をする児童の育成を研究主題に、市の学校図書館活用教育研究推進校として事業を実施しました。その結果、児童1人当たりの年間貸し出し数も平成22年に60.2冊だったものが、平成25年度には73.6冊と高い水準で伸びており、市の児童1人当たり年間貸し出し数の平均値の引き上げに大きく貢献をしています。これらの図書館教育への積極的かつ継続的な取り組みが、3万冊という大きな目標を達成させたものと思われれます。

水俣第二小学校によりますと、子どもたちは前にも増して話を聞く、本を読む姿勢がとれるよ

うになり、落ちついて授業に臨んでいるとのこと。今後は各校での取り組みについて学校間での情報の共有を図り、よい取り組みについては波及させていきたいと考えています。

次に、図書予算額が全国平均にはほど遠い現状をどう考えるかとの御質問についてお答えします。

全国学校図書館協議会が調査した、学校図書館整備施策の実施状況によりますと、平成26年度の当初予算における小学校1校当たりの平均図書費は45万9,780円、同じく中学校1校当たりの平均図書費は66万1,870円となっております。これらの数値は単純に予算額を学校数で割ったものであり、児童数を勘案しておりません。本市でも同様に、本市の平成26年度の予算額を学校数で割った平均額は、小学校1校当たり29万571円、中学校1校当たり42万5,625円と、金額だけで比較しますと下回る結果となりました。

本市としましては、学校図書館のスペースの問題等もありますので、配置できる図書数には限りがありますが、児童・生徒が読みたい本、学校が児童・生徒に読んでほしい本を1冊でも多く配置できるように努めてまいります。

次に、特別支援学級の生徒数が年々増加しているが、支援員数は対応できているのかの御質問にお答えします。

水俣市の小・中学校の特別支援学級の児童・生徒在籍数は、5年前の平成22年度と比べて、約1.6倍となっております。また、文部科学省の調査では、小・中学校の通常の学級に在籍している児童・生徒のうち、学習面や生活面で特別な支援が必要な児童・生徒は約6.5%おり、学校としての適切な対応が求められています。

このような中、本市では平成19年度から学校生活や授業中のサポートを行う特別支援教育支援員の活用を始めました。昨年度まで、市内各小・中学校に24名配置されていた特別支援教育支援員を、今年度から3名増員し、合計27名としております。本来、特別支援教育支援員は、通常の学級での支援が基本となりますが、学校の実態によっては、特別支援学級で支援を行っているケースもあります。限られた特別支援教育支援員を効果的かつ組織的に活用するため、各学校では特別支援教育コーディネーターが中心となって、学級担任や教科担任と特別支援教育支援員との連携を図り対応をしています。

通常の学級での特別な支援を必要とする児童・生徒や特別支援学級の児童・生徒は年々増加傾向にあり、特別支援教育支援員もそれに対応し、各学校の状況を把握しながら配置しているところですが、教育委員会としましては、学校の現状を踏まえ、さらに適切な人員配置に努めてまいります。

○議長（福田 斉君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 予算のことになりますので、西田市長は、PTA会長とか読み聞かせ等で教育に力

を入れてこられた、ということで西田市長にお尋ねしたいと思いますが、平成25年度決算額における教育費の占める割合が、熊本県14市の中で水俣市は14位であります。一般会計決算額147.5億円に対して教育費は7.4億円で、教育費の占める割合は5.0%、これは水俣であります。1位は天草市の決算額557.3億円に対して74.0億円、13.3%を占めております。4位は人吉市で決算額154.0億円に対して教育費17.3億円で11.2%、水俣市と近い決算額の宇土市は7位で決算額156.9億円で、教育費は15.1億円で9.6%であります。お隣の津奈木町では決算額29.6億円で、教育費は2.6億円、9.1%、また芦北町では決算額107.4億円、教育費が7.8億円で7.3%でありました。芦北町は水俣市よりも教育費に使っているということでもあります。

余りにも一般会計決算額に占める教育費が少な過ぎると思います。一概には言えないと思いますが、児童・生徒にどのような影響があると考えられるのかお尋ねをいたします。また、余りにも低い教育費の改善についてどう考えているかお尋ねをします。

水俣市は日本一の読書のまちづくりに取り組んでまいりました。読書が子どもに与える影響は、人間性を磨き、価値創造の人生をつくり上げていく最高の力であります。

学校図書館図書費の予算化及び子どもの読書活動の推進に関するアンケート調査の平成26年度分の公表がありました。小学校だけで申しますと、1校当たりの学校図書館図書費平均は全国で、さっき言われました45万9,780円です。水俣市は1校当たりの学校図書館図書費平均で29万571円です。平均にもほど遠い取り組みであります。

全国で一番多いのは長野県朝日村の1校当たりで平均351万1,000円です。水俣市と同じく、日本一の読書のまちを目指している埼玉県三郷市は、市を挙げた取り組みで、子どもの読書活動優秀実践校・図書館として、3小学校と図書館が文部科学大臣表彰を受けております。その三郷市の1校当たりの平均図書費は50万9,053円、全国平均の45万9,780円を超えています。県内で平均を超えているのが、合志市が93万3,857円、宇土市が87万6,333円、菊陽町が72万1,667円、小国町は55万円、湯前が50万円、益城町が48万4,400円であります。水俣市は29万571円です。

子どもは宝、子どもの幸せを一番に願う、水俣市はどこに向かっているのか、何をどうしようとしているのか、見えてこないのが現実であります。1番は必要ないと思いますが、せめて全国平均は達成して、本気になって取り組んでもらいたいと思いますが、いかがかお尋ねをいたします。

教育長にお尋ねをいたしますが、支援を必要とする児童・生徒は年々ふえております。平成26年度は小・中学校で68名でしたが、本年27年度は79名となっております。各学校を回ったとき、自由奔放に動く生徒の対応、また校長先生に遊ぼうとせがむ等々、担任の先生、特別支援教育支援員の皆様は非常に御苦勞をされております。特別支援教育支援員の待遇改善はできないのか、学校からの特別支援教育支援員の要望人数は達成できているのかお尋ねをいたします。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 2点、教育費全体のもの、図書費の問題だったというふうに思います。教育費が5%より少ないということで御指摘を受けております。先ほど答弁ありましたように、平成22年、23年は耐震工事等を行って上がったと、その後下がっているということでございます。教育費、どう見るかだと思います。全体で、そういった耐震工事がおくれているところは今やっていると思いますし、合併をしたところは図書館も2つ、公民館も2つ、それには人件費も倍になっていると思いますので、それ全体に見てるので、教育費が高いつてなっているのかもしれませんが、そこちょっと確認をしますけど、全体に水俣だけがそこだけ見て教育費を少ないと見るのは、私も今後調べさせていただきます。

でも、子どもに対しての予算というのは、自分も潤沢というか余裕があったら、やっぱりそういったところにやっていきたいというふうな思いはあります。教育で格差ができるということが非常に心配をします。田舎の学校へ行くとるけん、その後、所得に対して低かったとか、結局、高学歴イコール高所得とかいうふうな、今だんだんできてきているようにも聞いております。今、資本を持っている人が労働所得より大きいという、ピケティとって、何かすごく有名になりましたけど、運用した利益のほうが高くなって、働いている人は働いている部分は超えられない。どんどん格差社会になっていくということ、今言われる、国会でも言われてます。格差社会をなくすには、やっぱり学歴というか、水俣の子どもたちに、そういった教育というのは非常に大事だというふうに私は思っています。

今、アカデミー構想もやっておりますけど、ここには慶應義塾大学と連携だったり、南栄科技大学と協定を結んでますが、そういったのも、一流の大学を身近に感じてほしい、よその大学、世界の大学も水俣の子どもたちに感じてほしいという思いもやっぱりあります。水俣の子どもたちには、教育環境というのは充実したいというのは、もう議員も私も同じだというふうに思っておりますので、そこはもう少し精査しながら、足りない部分があるんでしたら、投資的なものですけど、ICT系なのか、タブレットをふやすとか、そういったものなのか、今後ぜひ支援はやっぱり手厚くというか、していきたいというふうに思っております。

2番目の図書費についてですけど、図書費をいつも言われて、ちょっと私も調べてもらうようにちょっと言うたんです。1校当たりの金額は今言われたように、合志市が93万円、菊陽町だと72万円、うちは29万円ですけど、1校単位で見ると少ないと思いますが、それをどう見るか、1,000人いる学校に100万円、500人いる学校に100万円やったら、結局人数的なもの、子どもの数で割るのが一番公平だと思うんです、私は。子どもの数で割ってみました。そうしたら、合志市の93万円1校当たりありますけど、1人当たりで数字出しますと、1,542円、菊陽町だと1校当たり72万円ですけど、1人当たりだと1,404円、水俣市は1校当たりだと29万円ですけど、1

人当たりでは1,639円というふうになってます。

ですから、そういったどういったふうに見るかだと思いますけど、私は1人ずつの換算というか、図書費というのは、これを見る限りはそう少くないなと思いますが、自分もずっと図書館に行ってます。平成12年から行ってます。15年も行っております。それ考えますと、やっぱりそういうところは、充実はしたいというのは、やっぱり同じ思いであります。

私からは以上です。

○議長（福田 齊君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 特別支援教育支援員の処遇改善はできないのかというお尋ねでございますけれども、水俣市の特別支援教育支援員の身分といいますか、これは水俣市の特別職の非常勤職員という扱いとなっております。水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例に基づき報酬等を支払いしているところでございます。

平成25年度から市職員の健康診断実施の際、特別支援教育支援員の方にも健康診断を受けるように改善をいたしておりますけれども、そのほかにも改善できる点がないか、他の自治体の情報とか、そういったものも得ながら、今後考えてまいりたいというぐあいに思っています。

それから、学校からの要望人数は達成できているのかというお尋ねでございましたけれども、今年度、学校の要望どおり配置できた学校は3校でございます。残りの8校は、したがって要望に沿うことはできていません。通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒は、平成26年度9月調査時点で70人程度おまして、先ほどの答弁でもお答えしましたが、年々増加傾向にある、そういった状況でございます。

今後また各校の状況を把握しながら、適正に特別支援教育支援員等の配置については考えてまいりたいと思います。

○議長（福田 齊君） 以上で、牧下恭之議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時40分まで休憩いたします。

午後0時36分 休憩

午後1時39分 開議

○議長（福田 齊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岩阪雅文議員に許します。

（岩阪雅文君登壇）

○岩阪雅文君 発言の機会をいただきました。市民の皆様方の負託に応えるべく最善の努力をしてまいります。

それでは早速ですが、一般質問通告に従い質問をいたします。

市長の就任から1年以上が経過すると同時に、第2期基本計画も2年を迎え、具体化へ向けて推進しているものと思います。御承知のように、総合計画は水俣市の8年後に向けてその方向性を決める大切な計画であります。これまでの政策推進の方向の一方で、市長が立候補時に公約された政策もまた推進していかなければなりません。いわゆる西田カラーをどう具体的に反映し推進されていくのか。2年目以降の取り組みにこれまで以上に市民の関心も高まるだろうと思われまます。この1年は実務、また事務事業の把握等にエネルギーを費やされたかもしれませんが、今後、公約の実現と経済活性化や雇用、福祉等諸問題に積極的に取り組まれることに期待して、質問に移ります。

まず初めに、さきに示された第5次水俣市総合計画第2期基本計画への具体的取り組みについてであります。

まず第1点目に、平成26年度からスタートした第2期基本計画の実施から1年が経過をいたしました。市長としてまちづくりへのスタンスと今後の計画策定に向けての方策を明らかにすべきと思います。基本的な考えはいかがか。

第2点目に、3月定例会での施政方針で、各分野について目標を掲げられました。そこで3年間の具体的な実施計画と財政計画について市民に明らかにすべきではないかについて質問をします。

次に、水俣市の観光振興対策についてであります。

この問題は、さまざまな角度から多くの質問がなされています。個別の事業や取り組みについての提言もあり、議会として最も関心のある問題でもあります。本市の観光の核となるのは、海の温泉湯の児、山の温泉湯の鶴として内外に知られています。湯の児温泉については、平成23年3月に策定した水俣市観光振興計画書に基づき進められていますし、また湯の鶴温泉については、平成21年度に策定された湯の鶴観光振興計画書に基づいて進められています。

いずれの計画も実施の中間地点であり結果について問われる段階ではありませんが、先ごろ湯の児温泉の山海館の閉鎖という現状は、今日の低成長時代や、また企業努力もさることながら、一方で水俣市の観光行政についても大きな課題を残したものといわざるを得ません。これまでのさまざまな質問や提言に対して行政としてどう取り組んできたのか検証しつつ、今後の観光行政に取り組んでいただきたいものであります。

そこで質問します。

第1点、これまでの計画に基づいた構想は観光客の誘致に功を奏したのか事業効果の検証が重要と思うが、今後の対応をどう認識しているのか。

第2点、3年後には南九州西回り自動車道が開通する見通しであるが、今後の湯の児、湯の鶴温泉を含めた水俣市の振興対策に具体的にどう取り組む考えであるのか。

第3点、修学旅行や視察団体客の誘致には、一定のPR、または積極的な誘致活動が必要であるが、どう推進する考えであるのか。

3番目に、水俣市過疎地域自立促進計画の中の広域観光推進事業についてであります。

水俣市過疎地域自立促進計画は、平成21年度に策定され、平成27年度を最終年度としています。また、短期の水俣市観光推進計画も平成26年度までとなりました。新幹線の開通から3年、今後、高速道路の開通を見据えれば、水俣市の観光資源に限らず、広域観光の役割はますます増大をします。

過疎地域自立促進計画第3章で、交通体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の中で、航路について、各関係機関と連携し、航路の維持に対して支援していくとしています。さらに観光振興計画では、広域連携を進めるための協議会の設置も検討するとしています。

そこで質問します。

第1点、水俣市の観光推進を図る一方で、水俣市を起点とした広域での観光資源の活用も視野に入れた広域圏での観光構想の整備も必要です。御所浦町を含めた近隣自治体との取り組みについてどう推進していく考えであるか。

第2点、さきの計画で天草や離島との航路については、廃止や休止状態にあり、復活の要望もあり地域振興や医療福祉の面から、関連企業や自治体との検討を進める必要があるとしています。これまでの取り組みがどうであったか、またどう対処するのか。

第3点、現在運航中の獅子島・水俣間の航路、御所浦・水俣間の海上タクシーは利用客も増加したと聞き及んでいるが、水俣の海の玄関口として利便性の向上に対策を講じる考えはないか。

最後に、スポーツ交流拠点の整備構想（仮称）についてであります。

近年、スポーツは新たな観光資源として全国各地で注目を浴びています。また、ランニングブームやオリンピックの話題などでスポーツ熱が一層高まりつつあります。本市のエコパーク水俣内のスポーツ施設も整備が進み、周辺の道の駅、バラ園、まつぼっくり等利用客も飛躍的に増加し、新たな整備構想についても検討されているようであります。

本年、3月定例会で、エコパーク水俣内の利用客増進を図るため、新たなイベント等を行うことやインフォメーションの充実、施設の改修や利活用を検討し、さらなる交流人口の増加につなげたいとしています。今後一層流入人口の増加や地域振興に貢献されるものと期待しています。

また、民間主導によるマラソン大会も開催されるようになり、集客人口の増加が期待されます。蘇った水俣湾と恋路島を背景に、広々とした環境は県内外の方々へ送る最高のロケーションです。

そこで次のことについて質問します。

第1点、「スポーツと観光 だからみなまた！」のリーフレットは、流入人口増加の方策であ

るが、その誘致、PR等具体的取り組みについてどう推進していく考えであるか。

第2点、去る5月開催されたローズマラソン大会は3回目を終え、流入人口の増加、情報発信、経済効果を大いに期待したいと思いますが、水俣市の具体的対策をどう講じていく考えであるか。

第3点、エコパークの利用促進について、関係者会議を設立し、推進する必要があると思うがどう考えるか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 岩阪議員の御質問に順次お答えします。

まず、第5次水俣市総合計画第2期基本計画の具体的な取り組みについては私から、水俣市の観光振興対策については産業建設部長から、水俣市過疎地域自立促進計画の中の広域観光推進事業については総務企画部長から、スポーツ拠点の整備構想（仮称）については教育長からそれぞれお答えいたします。

初めに、第5次水俣市総合計画第2期基本計画の具体的な取り組みについて順次お答えをいたします。

まず、市長としてまちづくりへのスタンスと今後の計画策定への方策を明らかにすべきと思うが、基本的な考えはいかがかとの御質問にお答えをいたします。

私は昨年2月の市長選挙において、命と環境をまちづくりの基盤に据えて、住民協働で政策を進めていくこと、地場企業の支援や企業誘致に取り組み、地域経済の浮揚を図ること、新たな水俣のイメージを創造すること、市民が安心して暮らせるまちづくりを進めることなどを掲げ、そのための取り組みを示すものとして、活力あるまちづくり、市民が主役のまちづくり、医療、福祉のまちづくり、子育てしやすいまちづくり、仕事のできる市役所づくりの5つの約束をマニフェストに掲げております。

その具体的な取り組みを市の総合計画に反映させるため、昨年2月の市長就任後、直ちにそれぞれの事業に係る現状と課題を確認し、実現が可能であるか、またどの程度の期間をもって実現を図っていくかなど検討し、第5次水俣市総合計画第2期基本計画の策定に反映したところであります。

私は、市政運営に当たってさまざまな立場の方々のお話を幅広くお聞きするとともに、私の考えをわかりやすく説明し、市民の皆様と協働で進めることが重要であると考えております。全ての市民が水俣に生まれてよかったと心から思い、どこへ行っても私は水俣出身ですと胸を張って

言えるよう、人が輝きまち輝く活気ある水俣を目指して全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3年間の実施計画と財政計画を市民に明らかにする考えはないかとの御質問にお答えいたします。

第5次水俣市総合計画第2期基本計画の実施計画につきましては、基本計画に掲げた施策を具体的にどのように実施していくかを明らかにするものとして、これまでも毎年見直しを行ってまいりました。現在、平成27年度から平成29年度の実施計画を策定しておりますが、策定が完了した際には、その財源もあわせて概要を市のホームページで公表する予定です。

○議長（福田 齊君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 市長になられてちょうど1年になりますし、ちょうどあいにく、あいにくといいたいでしょうか、第2期基本計画の策定とがっちゃんこしたといいたいでしょうか、そういう意味では、市長の公約内容を入れにくいという部分もあっただろうと思います。前市長においては、前倒しした経緯もございます。合わないということですね。そういったことでしたら、もう就任そこそこ、すぐに策定に入ったわけですので、私も公約の中はまだ、まだといいたいでしょうか、詳細に見てはいないんですが、市長が取り組まれてこられたまちづくり等もでございます。それは次、2番目にしますが、とりあえず最初質問したいのは、水俣市の第3次総合計画というのが当然あるわけですが、その中に、地域計画というのがありまして、水俣市を6地域に実は区分をしております。久木野地域、東部地域、それから湯出・茂川・長崎地域、それから4番目が袋・南部地域、それから5番目に市街地域、水俣市東岸と湯の児地域、それから6番目に市街地域として水俣川西地域、西部のほうです。そういうふうにして、具体的に計画を進めていたわけですが、その計画も私からすれば未完成のまま、計画にのらなくなったわけですが、いずれにしても、今後、計画がまた進行していくわけですが、私は今、国が進めるようになりました地方創生の事業というのが始まるわけですが、地域ブランドを上げるという意味では、水俣市をトータルとした扱いよりも、各地域に区分して取り組んだほうが、むしろ地域住民もわかりやすいし、自治会という組織もできましたので、今後、地域計画というのをもう一度再考していただいて、織り込めないかなというのが第1点です。

それから第2点目が、市長の思い入れであります初恋のまちづくりです。商店会長時代に取り組まれたわけですが、3月定例会の所信表明の中で、活気あふれるまちづくりについて、村下孝蔵さんのヒット曲の点や、あるいは恋路島、親水護岸の恋人の聖地モニュメントと結びつけられればというふうなお話をされましたし、地域資源を活用してまちづくりの活性化につなげられたらいいというふうな思いを語っておられます。

唯一、基本計画の中に出てくるのは、この市長の思い入れの初恋のまちづくりが、私、1つし

か見てないんですが、48ページに商店街の活性化の中で出てくるんですけども、そこで、初恋のまちづくり自体は、発想としていいとは思いますが、ただ、一商店街の初恋のまちづくりで終わっては私はいけないと思います。それで、商店街一円に効果を及ぼすような政策に展開していただきたい。そういうことで、恋路島も語られましたし、きょうの熊日新聞には地域資源とあわせた活用策を検討したいというふうな前向きに、これから進むような印象で載っておりますので、それらは間違いのないのが1点、決意を、恋路島をこれから新たな活用策として推進していくというのを、ここでお約束いただけるかが1点です。

2点目に、その決意をまず伺いたいというふうに思います。市長の思い入れの初恋のまちづくりについて、具体的に進行していただけるかというふうな決意を、ここで御披露いただければ幸いです。

それから2番目の各分野についての実施計画と財政計画の件なんですが、大体、実施計画というのは、基本計画が実際にできた時点で、実施計画も同時につくって財政と同時に推進していくのが私は原則だというふうに思うんですけども、今だかつてその実施計画が私たちの目の前にあらわれないというのも、遅いなという気もいたします。もちろん担当の職員の手元には分厚い実施計画というのは多分あると思います。それを私たちが一々見に行き、これはどうですか、こうですかというのも大体不可能なことですので、やっぱり第3次総合計画には立派なやつもあるんですが、立派じゃなくて結構ですので、その実施計画について、今後公表することによってございますので、期待はしますが、いつごろになるのかということ、早目の公表のタイミングがいつになるかということをお聞きしておきたいと思います。

その市長の思いと、それから実施計画の公表時期について質問をします。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 御質問、地域計画の分が一つと、初恋についての、その前に恋路島についてですね、それと初恋についてと、実施計画いつぐらいに出すかというふうな4点ですかね。

地域計画につきましては、第3次の総合計画にのっていた、10年ぐらい前の計画だと思うんですけど、実際そのときには、そういった地域計画、細かくやるのがはやってたというか、いうふうな分だったと思うんです。第5次総合計画では、私も第5次総合計画を見させていただいたら、こういった地域計画のっていませんでした。これについては、やっぱり地域の状況、特色というのを考えましたまちづくりが必要だというふうに私も思っております。こういった視点は大変大事だと思っておりますので、第5次水俣市総合計画においては設けておりませんが、今後はこういったものも地域の要望を聞きながら、地域の現状、特色を生かしたまちづくりを推進していきたいというふうに考えておりますし、今後また第6次総合計画が始まるとは思いますけど、そういったときには、担当課にはその辺はずっと伝えてはいきたいというふうに思っております。

それと、恋路島については、実は私は就任してから、恋路島についても話すような場をつくってもらえないかというのは最初に言うておりました、今、市民レベルでは、自分の知ったところでは、そういう話をされている方もいらっしゃいます。それをもっと全体的に答弁というか、この間の恋路島のやりとりのときにも、そのままがいいという人もいらっしゃる、やっぱり資源として開発したほうがいいという、いろんな考え方があります。水俣は、もう資源というのが限られてきています。最後、手つかずのところでもありますので、恋路島は、2カ月ぐらい前、私と産業建設部長と船で渡らせていただきました。今、エコパークの管理されている方が船を8人ぐらい乗れるものを新しく持っていらっしゃいます。それで私たちも行って、そうしたら実際棧橋ももうないんです、壊れて。実際、行くにしてもそういったものもやっぱり整備しなくてはいけないと思いますし、そういったところもやりながら、全体でどういったことをやれるかという話は、もうぜひ早目にやっていきたい。恐らく、全市民レベルの話でできればなというふうに思っております。

それと、初恋のまちづくりにつきましては、第2期基本計画に、商店街の中で入ってると思えますけど、私は全然、村下孝蔵さんの初恋が、そこのある地域だけとか、商店街だけの話ではないというふうに思っております。いろんな案を今出してくれということで、実はうちの職員の入庁5年目の方々に、とりあえずそういった初恋のイメージでまちづくりのプランを全員出してくれということで、40名近くなってるんですけど、それも今振ってあります。今、十何件上がってきていると思うんですが、非常におもしろいものもあります。いろんな人の意見を入れながら、アイデアを入れて、いいものがあったら、それを商店街、いろんなところと地域と話しながら振っていければなと思っておりますし、実際若い人の話も聞きたいということで、高校生にもどうにかならないか、今ちょっと御相談もさせていただいているところです。高校生もきっと水俣のまちづくりには、もしかしたら関心があるかもしれませんし、そういったものを少し水俣高校のほうにもお話をさせていただいているところです。

初恋といったら、初恋ポストという話もありましたし、初恋のスイーツはもうできてますし、初恋のチャンポンでも何でも、そういったもので、いろんな広がりがあって、水俣のイメージが変わっていければなというのは思いであります。

それと、3点目の、いつぐらいになるかということですね。実施計画、これにつきましては、ヒアリング等が今後あるそうでございますので、7月、8月ごろには、先ほど言いましたように、ホームページ上では見れるようにするということですけど、実際こういうのは、もっと出たときに早目に私も出したほうがいいというふうに思って、それでいろんな方の御意見がまたもらえればなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 基本計画の件については、やっぱり地域が元気になる1つの私は手法だと思いますので、地域計画については、何らかの機会に織り込んでいただければと思います。

それから初恋のまちづくりです。一商店街の活動で終わらずに、たまたま中村議員もきのう質問されましたけど、政策につなげていきたいようなお話でございましたが、夢物語、橋を直す、栈橋をつくるという程度じゃなくて、今後、水俣市が進んでいって、資源として、政策的につくり上げていただければと。今までそういう質問ございましたけど、なかなか前へ進まなかったなと思ってます。ぜひ実現させていただき、これも西田カラーの1つではないかというふうに思います。

それから、実施計画の件ですが、基本計画と実施計画、同時に目に見えないと、どこをローリングされたか、常にローリングしながらやっていきますと言われるんですけど、どの時点で、何をどうローリングしたかというのが、私たちにはわからないわけです。当然、同時並行していかなければ、それは実現していくのかどうかというのは、全く指針としてなりませんので、ぜひこれも7月、8月ごろということでございますので、早目をお願いをして、この項の質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、水俣市の観光振興対策について答弁を求めます。

緒方産業建設部長。

（産業建設部長 緒方康洋君登壇）

○産業建設部長（緒方康洋君） 次に、水俣市の観光振興対策についての御質問に順次お答えします。

まず、これまでの計画に基づいた構想は、観光客の誘致に功を奏したのか、事業効果の検証が重要と思うが、どう認識しているのかとの御質問にお答えします。

本市では、これまで平成22年3月に、湯の鶴観光振興計画を、平成23年3月には水俣市観光振興計画を策定し、それに基づき、湯の鶴地区及び湯の児地区の観光振興を推進してまいりました。湯の鶴地区におきましては、湯の鶴観光物産館鶴の屋の建設を初め、観光案内板や統一感のあるのれん、街路灯、観光トイレなどの設置、さらに昨年度は湯の鶴温泉保健センターほたるの湯をリニューアルするなど、地元実行委員会や住民の方々と協議を行いながら、意欲的に温泉街の整備を実施してまいりました。湯の児地区につきましては、湯の児育てをコンセプトにこれまで和田岬公園、大崎鼻公園、湯の児公園の整備や、海水浴場の整備、モニターツアーの実施、既存イベントの検証、集客のためのさまざまな情報発信等を実施しております。また、エコパーク水俣におきましては、バラ園の整備とあわせて、水俣ローズフェスタを春と秋の年2回開催しており、ことしの春だけで約5万人の入場者を記録しております。そのほかにも、観光PRとし

て、テレビでの取材や観光雑誌への掲載など、ソフト面にも力を入れてきました。

これらの取り組みの結果、観光入込客数は平成21年の約34万8,000人から、平成25年には大きなイベントの開催などもあり58万7,000人に達し、平成26年も約52万人と順調に回復・増加してきております。したがって、これまでの計画に基づいた観光客の誘致につきましては、大きな事業効果があらわれているものと認識しております。

次に、3年後には南九州西回り自動車道が開通する見通しであるが、今後の湯の児、湯の鶴を含む観光振興対策にどう取り組む考えであるかとの御質問にお答えします。

南九州西回り自動車道については、津奈木インターチェンジの供用開始が平成27年度、市民の念願であった水俣インターチェンジの供用開始が平成30年度に予定されており、これらを生かした観光振興が重要であると考えております。そこで、湯の鶴地区においては、道路の整備や温泉保健センターの駐車場の整備を、湯の児地区においては、県道水俣田浦線の整備を行うなど、県と連携しながら事業を推進しているところです。

また、エコパーク水俣、道の駅みなまたへの交流人口増加対策として、今年度は新たなイベントを開催するとともに、各施設の利用状況等について調査検討を行い、それぞれの施設が連携した集客事業を構築し、観光物産館などの整備、改修等も視野に入れた基本構想を描いていきたいと考えております。

今後地域住民や関係機関と連携をとりながら、より一層観光振興に取り組むとともに、市内外への観光情報の発信、観光客の誘客をみなまた観光物産協会を中心に力強く進めていきたいと思っております。

次に、修学旅行や視察等団体客の誘致には一定のPR、積極的な誘致活動が必要であるが、どう推進する考えであるかとの御質問にお答えします。

修学旅行等の宿泊受け入れに当たっては、受け入れ数のキャパシティや価格、食事に対するアレルギー等の問題があり、これまで山海館が中心になり対応を行ってまいりました。しかし、山海館の事業停止により、受け入れ可能な旅館が限られてしまうことになったため、今後、対応可能と思われる旅館との意見交換等を行うこととしております。その中で、課題の整理と改善策の検討をいただき、受け入れ体制が整い、対応が可能であれば、市としてもPRや誘致活動を行っていきたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 観光振興計画というのは、なかなか、考えようによっては壮大ですし、大変なことだろうと思います。両計画ともちょうど中間地点ということで、結果云々ということはまだ難しいんだろうと思いますけれども、ハード面が中心のようございまして、公園の整備とか景観の整備、どっちかという小規模でございまして、大きくなると資金も要ります。流入人口も5年

間でふえたと、24万人ふえたということでございますので、進んでると思いますけれども、どうしても山海館がああいった状況を考えますときに、本当に大丈夫だったのかなという気がしてなりません。

まず、湯の鶴地区ですけれども、計画に基づいて、湯の鶴観光物産館とかあるいは湯の鶴温泉保健センターなんかきれいはなっております。湯の児地区については、言われましたように、公園の整備とか海水浴の整備等もされたということでございます。それは確かに見えるものでありますけれども、何といたっても宿泊客がふえないことには、旅館等の維持も大変なことになるんだろうと思っておりますが、一番課題になることだろうと思っております。

1点だけ質問しておきます。湯の児・湯の鶴の5年間程度の宿泊客の推移について、まずその点でお尋ねをしておきたいと思っております。

それから、南九州西回り自動車道の開通の件ですけれども、新幹線が開通します前、平成20年度に水俣観光アクションプロジェクトというのが策定をされまして、新幹線の全線開通に向けた準備をするというようなことでございました。しかし、それもどうだったのかって、まだ検証が私たちには見えてきません中で、もう3年ぐらいたったんでしょうか。3年が、4年目に入ったと思います。ですから、こういったものも、本当につくるんだろうけれども、功を奏したのかという部分についての検証が私たちには見えてきませんので、常に心配をしておるわけですが、いずれにしましても、今後、高速道路の開通に向けても何らかの対策をとっていただきたいというふうに、これは要望にしておきます。

それから、修学旅行の視察団体客の誘致です。私は、今、質問では視察等団体というのは、誘致としてのPR、積極的な誘致活動ということになってたんですけれども、今お答えでは、キャパシティとか価格とかということで、湯の児の旅館が対応できなかったという話なんですけど、全然質問と答えが違うんでどうしようもないんですけれども。

私は勝手に調べてみました。今回の質問をする上で、ちょっとばたばただったんですけれども、出水市とか、それから出水市の民泊プランニング、それから御所浦町のアイランドツーリズム推進協議会、それから水俣市は環不知火プランニング等に問い合わせたり行ったりしてみたんですが、水俣市の環不知火プランニングは熊本県とタイアップしていますということでした。そういうことで、水俣だけの数、申し上げますけれども平成25年度で3,477人、主に修学旅行生の研修旅行が主体になっているようですが、うち宿泊が733名、平成26年度が2,163人で、宿泊が986人です。しかし、一般客の団体の誘致というのは、特段にできないんでしょうと思います。団体誘致、修学旅行等の誘致、特段していないということでした。

それで、出水市の場合をお伺いしましたら、観光交流課とか、それから出水市観光協会、それから出水商工会議所、それから出水民泊プランニングとタイアップして、積極的に行っているん

です。どうかしたら、出水市あたりの担当課の部長が来て、そのノウハウを下さいというふうなこともあると、たまにはですね、いうことなんで、そこです。ちょっと気づいたのが、水俣市が、各団体との連携を常に言われるんですけども、団体の誘致とかPRとか、宿泊の増加とかについて、経済観光課とかみなまた観光物産協会、あるいはこういった誘致に取り組んでいらっしゃるプランニングの方々と連携をとれているのでしょうか。それが、非常にあちこち回る間に見えてこなくなったんです、かえって担当課の存在がです。そういうことで、今後、連携をとっていただきたいと思いますけれども、その1点だけ聞いて、この項は終わりとしませんが、今までどうだったのかと、今後に向けて大丈夫ですかということだけは質問とします、団体旅行の件ですが。

○議長（福田 斉君） 岩阪議員、最初、5年間の入込客は。

○岩阪雅文君 推移と今の2点ですね。

○議長（福田 斉君） わかっていますか。

緒方産業建設部長。

○産業建設部長（緒方康洋君） 岩阪議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目ですけども、湯の鶴・湯の児地区の宿泊客は、近年の状況はどうかという御質問であったかと思えます。湯の鶴地区については、さほど伸びておりません。そのかわり、流入人口が非常に伸びているというところがございます。それと湯の児地区につきましては、宿泊数については増加傾向ということでございます。

それと、2点目のいろんな関係機関との連携がとれていないのではないかというような趣旨の御質問だったかと思えます。市としましては、市単独でいろんな観光施策をするのは困難でございますので、当然、連携をしながらやっていますところがございます。そういった、主にみなまた観光物産協会、こちらのほうに大きく依存をしております。ここにつきましては、最近、組織改革が行われまして、きちっとした業務をしていくということでもあります。それにつきましては、議会のほうからもありまして、市のほうが積極的に関与していきなさいということが言われておりますので、そのとおり、私のほうでも担当のほうに命じまして、そのような形をとっているところがございます。そういったところから、特に連携をとっていないということではないかと思えますけれども、もしそういったことが少しでもあるようであれば、今後そこら辺については、きちっとした形をとっていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 連携について、ちょっと今答弁ありました。修学旅行、来られたときの連携というのは、今ちょっと抜けてましたが、マイ箸、マイボトル、そして弁当もまた使えるパッケージのやつを使うという、マイマイ運動というのを、それをやっていただければ、証書をつ

くって、私が実際湯の児にも行きました、副市長も2回ほど行っていただきました。そういったところへ行って、私たちも水俣に来ていただいてよかったと、そういうふうに水俣の環境に則した修学旅行ということで、そういったのも行って、表彰をして、ぜひまた来てくださいというふうなことは、新しい市政になってからもやっております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 次に、水俣市過疎地域自立促進計画の中の広域観光推進事業について答弁を求めます。

緒方総務企画部長。

（総務企画部長 緒方克治君登壇）

○総務企画部長（緒方克治君） 次に、水俣市過疎地域自立促進計画の中の広域観光推進事業についての御質問に順次お答えします。

まず、水俣市の観光推進を図る一方で、水俣市を起点とした広域での観光資源も視野に入れた広域圏での観光構想の整備も必要です。御所浦町を含めた近隣自治体との取り組みについてどう推進していく考えであるかとの御質問にお答えします。

本市では、これまで近隣自治体と共同で観光推進の取り組みを行ってまいりました。鹿児島県出水市とは、今から3年前に県境観光連携協定を締結し、共同で観光写真コンテストやフリーペーパーによる観光PR活動等の共同観光キャンペーン事業を実施しております。県南の八代市、人吉市、上天草市とはくまもと県南観光客誘致・物産振興プロジェクト実行委員会を設立し、県南地域におけるクルーズ客船受け入れ体制の拡充及び特産物の販路拡大を目的とし、事業を実施しているところです。

当市の対岸に位置する天草市御所浦町との連携については、平成25年度にみなまた観光物産協会が中心となり、湯の児と御所浦町を結ぶ新商品観光プラン・モニターツアーを実施し、今後の観光連携の可能性について検証を行いました。しかし、料金設定の問題から、新観光ルートの開発までには至らなかった経緯があり、現在、本市としましては、観光面での連携は厳しいものと考えております。

次に、さきの計画で、天草市や離島との航路については、廃止や休止状態にあり、復活の要望もあり、地域振興や福祉医療の面から、関連企業や自治体との検討を進める必要があるとしていきます。これまでの取り組みはどうであったのか、またどう対処するのかとの御質問にお答えします。

まず、本渡・水俣間のフェリーにつきましては、平成19年5月に休止され、平成21年5月の廃止以降も、天草市と情報交換等を行っています。フェリーの運航について、天草市に確認したところ、現在、御所浦を含む天草市の住民からは、フェリーの再開の要望等は今のところないと聞

いております。

次に、現在運航中の獅子島・水俣間の航路、御所浦・水俣間の海上タクシーは利用客も増加したと聞き及んでいるが、水俣の海の玄関口として利便性の向上に対策を講じる考えはないかとの御質問にお答えします。

まず、獅子島・水俣間の航路についてお答えします。この航路につきましては、1日3便運航しており、利用状況につきましては、平成21年度の輸送人員は、1万3,336.5人で、平成26年度が1万291人であり、年々約4%ずつ減少しております。しかしながら、長島町としては、この航路を維持したいという意向が強く、本市としても水俣市内の病院への通院や買い物等での経済効果が見込めることもあり、運航経費の一部を負担し、航路の維持に努めているところです。

また、利便性向上策として、————運航に合わせて、水俣港から新水俣駅間のバスの運行を行っております。この航路につきましても、利用状況の推移を見ながら、必要に応じた対策を講じていきたいと考えています。

次に、御所浦・水俣間の航路についてお答えします。

現在、御所浦・水俣間のフェリー廃止以前から運航されていた乗合海上タクシーが現在も運航されており、平成23年度には週3日、1日3便の運航で、輸送人員が2,589人であったものが、平成26年度には週4日の運航にふえ、輸送人員も3,814人と増加しています。そこで現時点では乗合海上タクシーの利用状況等の推移を注視しながら、必要に応じた対策を講じていきたいと考えています。

○議長（福田 齊君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 広域の観光振興を図ることなんですけれども、新幹線が開通しましたし、全線開通しまして、高速道路もやがて、先ほどから言ってますが、水俣だけの観光資源ではもう足りないんじゃないか、逆に交通が進めば進むほど広域になっていって、水俣を起点にやればいいのかというのがありましてお聞きしたわけです。今後も力を入れていただきたいというふうに、御所浦との関係についても、いっていただきたいと思います。

それから、天草市、離島との航路の件ですが、俗に言うフェリーなんですけれども、平成24年9月に田口議員が質問をしております。結果として、海上タクシーを使って、便が足りないようであれば増設も検討したいということなんですけれども、なかなか現状では厳しいんだなという印象は持っておりますが、今後もやはり政策の中には一応上げておいていただきたいなという気がします。ぜひこの復活の件を見たいんですが、これも要望にしておきます。

それから、獅子島・水俣航路についてですけれども、平成19年9月に交通対策係が意向調査をしております。その後どうなったのかはわかりませんが、獅子島の方々はまだ100%近い方々が買い物をして水俣から帰られるというふうなことのようです。ですので、できればこちらのほう

についても今後対策を講じていただいて、後でまた一緒になりますけれども、含めた意向調査というのをお願いをしたいなというふうに思います。意向調査について、この1点だけ獅子島航路については今後あわせて御所浦航路と、これは結構ですけど、一応そういうことだと思います。御所浦と獅子島航路についての意向調査をしていただきたいのが1点です。

それから、海上タクシーについてですけれども、利便性の向上についてですが、御承知のように、八代市ではクルージングの件で脚光を浴び始めましたし、天草市にも何かきのうの新聞では大型船がついたんじゃないなくて、通ったということにぎわっておるようです。どうも水俣は、水俣港というのがどうしても忘れられた存在になってきているような気がしてなりません。ですので、今後、やっぱり海の玄関口として、もう一回、光を当てていただきたいという思いがしております。

最近の状況を見てみますと、3便が4便になって、3,814人と言われましたかね。1便ふやしたただけで、前年度に比べて1,225人がふえている、増加しているわけです。それとは別に、今度は御所浦アイランドツーリズム推進協議会っていうのが、修学旅行生を対象に海上タクシーを別途利用しております。平成25年には551名、昨年度が606人、ことしの6月までに既に841人の子どもたちを運んでおります。研修生をです。そうしますと、御所浦の4便と合わせると4,420人というふうに、御所浦は例のようにジオパーク、地質遺産といいますか、認定されから非常にふえてるということでございますので、この辺にも注目をちょっとしていただきたいなというふうな気がしております。

そこで、第1点目、ここからいきます。さきの数字を見ますと、棧橋もそれらの中継基地になり得ると思いますので、利用者の動向を把握し、つまり意向調査をして反映に生かすべきではないかというのが第1点です。

第2点目に、利便性の向上ですけれども、現在、運航日が火、金、土、日の4便です。しかも予約制ということで、例えば1時半ごろとか、ころになってですね、例えばもう既に出てしまっていたというような状況もあるようですので、定期便化の要望がありますけれども、関係者と協議をして、具体的に対応していただきたいが、いかがか、これが第2点目です。

第3点目が、待合室の件なんですけど、あそこに行ったら水俣のポスター一つも張ってありません。観光ポスター一枚も張ってないです。リーフレットが湯の児と湯の鶴温泉のが2枚置いてあっただけです。経済観光課の対応なのか、どこなのかわかりませんが、言っていれば幸いです。そういうことで、あそこの待合室が老朽化をしまして、和式のトイレのままですので、洋式にしてほしいとか、あるいは高齢者がいますので、手すりが欲しいとか言ってるけどなかなか進まない。それからさっき言いましたように、修学旅行生があそこを何千、何百人か、1,000人以上来るわけですけど、団体の客が1回に120人とか80人とか来るわけですけど、

トイレが1つで、しかも手狭で全然使えないので、まっぼっくりに行っている。そういうふうな状況のようですので、トイレも手狭になってますので、待合室の和式のトイレから洋式、また手すりの設置、団体客の増加につれて、トイレの使用に苦慮されていますので、早急に対策を講じるべきではないかということで、この3点を一応お尋ねして、この項は終わりたいと思います。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

緒方総務企画部長。

○総務企画部長（緒方克治君） 順次お答えします。まず、航路の意向調査につきまして、航路につきましては、関係町が先方と水俣市でございます。航路の意向調査につきましては、先方ともお話をし、今後検討していきたいと考えております。

2点目、増便や定期的に運航するなどの関係者との協議する考えはあるかどうかなんですが、さっき議員御指摘のように、水俣港・御所浦間の海上タクシーは4月から週3日から4日にふやし、利便性の向上が図られています。増便や定期運航につきましては、天草市から本市に対して協議があれば検討していきたいと考えております。

第3点目、フェリー乗り場がかなり老朽化して、トイレも一つしかないという御質問なんですけれども、これにつきましては、議員御指摘のとおり、待合所は昭和60年3月に建てられて、30年が経過しており、老朽化が進行しています。トイレについても同様であります。今後、利用状況等を調査した上で、対策について検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 次に、スポーツ拠点の整備構想（仮称）について答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、スポーツ拠点の整備構想（仮称）についてお答えをします。

まず、「スポーツと観光 だからみなまた！」のリーフレットは、流入人口増加の方策であるが、その誘致、PR等、具体的取り組みについてどう推進していく考えであるかとの御質問にお答えします。

「スポーツと観光 だからみなまた！」リーフレットは、エコパーク水俣を初めとする市のスポーツ施設を活用した大会や合宿等の誘致とあわせて、水俣市の観光をPRし、市外からの流入人口の増加を図ることを目的に、市経済観光課と連携し、昨年12月に作成をしたものであります。

エコパーク水俣は、陸上競技場を初め、テニス、野球、ソフトボール、サッカー、グラウンドゴルフなどさまざまなスポーツ施設が集約され、あわせてバラ園や観光物産館などもあり、スポーツと観光を兼ね備えたすばらしい施設であります。

今後、さらに流入人口の増加を図っていくためには、引き続き、経済観光課等、関係部署と連

携し、積極的にPRを行っていくことが重要であると考えますので、これから県内及び近隣の大学等を対象にリーフレット等の配布と誘致活動を行ってまいります。

次に、ローズマラソンについて、ローズマラソン大会による流入人口の増加、情報発信、経済効果について、水俣市の具体的対策をどう講じていく考えであるかとの御質問にお答えします。

ローズマラソン大会は、実行委員会が主催し、ことしで3回目を迎えましたが、実行委員会の御努力もありまして、年々、市内外から参加者が増加し、大きな盛り上がりを見せております。市としましては、市外からもたくさんの人に来ていただき、大変感謝をしているところです。なお、ローズマラソン大会と同時期に、ローズフェスタも開催されており、相乗効果により、双方のイベントの盛り上がりにつながっているのではないかと考えております。

ローズマラソン大会に対しては、年々参加者が増加していること、また、これまで円滑に大会が運営されていることから、現在、名義後援以外には具体的な支援は行っておりませんが、市といたしましては、今後もローズマラソン大会が継続されることを願っており、実行委員会から協力依頼があれば、大会運営状況等も確認させていただきながら、市としてどのような支援ができるのか協議をさせていただきたいと考えております。

次に、エコパークの利用促進について、関係者会議を設立し推進する必要があると思うがどう考えるかとの御質問にお答えをします。

現在、エコパークの指定管理者のハートリンクみなまたが中心となり、エコパーク水俣連絡協議会を設立しており、経済観光課やスポーツ推進係を初め、市関係の4部署を含む14団体が加盟しております。

当協議会では、情報共有や相互の協力と理解を深めるとともに、エコパーク水俣のよりよい公園運営に寄与することを目的に、団体相互の情報共有、協力及び親睦、エコパーク水俣の利用促進のための諸事業を実施し、エコパーク水俣の利用促進を図っているところです。市としましては、同協議会の一員として、引き続き一人でも多くの市民にエコパーク水俣を利用していただけるよう協力をしてまいりたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 3点ありますけれども、時間がなくなりましたので、ちょっと絞りたいと思います。

このスポーツ拠点整備構想といいますのは、やはり観光とスポーツを一体化しようというふうなことだろうと思います。そういうことからしますと、隣の出水市、中抜きますけれども、出水市はもう既にこれ取り組んでおりまして、競技場施設内に合宿所、74人の合宿所がございます。そして平成25年度実績で913人が宿泊をして、県内の大学とはもう定期的に交流があるということでございます。

それから薩摩川内市では、もう商工観光部の中に観光・スポーツ対策監というのを置きまし

て、商工観光と同列のところに置きまして、その下に市民スポーツ課を置いているというふうになっています。それから三重県熊野市では、観光スポーツ交流課としてもう単独で設置をしております、そういった進んだところもございますので、そういう意向を含めて、今後取り組んでいただきたいというふうに思います。一応これは要望にしておきます。

それから、まず、ローズマラソンの件ですが、マラソン大会は水俣には今、しし鍋マラソンと2つございます。民間主導で順調に推移をしてきたわけですが、近隣の津奈木町、それから芦北町、それから出水市、阿久根市、人吉市、全てありますが、全て自治体主催です。実行委員会をつくって自治体主催にしております。ですから、民活でいけば水俣は進んでいるところじゃないかと思えます。逆に言えば、実行委員会で今回もやられるということですので、ただ、なかなか支援が欲しいというような面もございますが、前回、昨年、答弁、産業建設部長が答弁をしておりますけれども、その中にはもう具体的に受付窓口だとか運営スタッフだとか、あるいは用具の運搬手段だとかというのが挙げられております。そういうことで、ぜひ支援を、側面からの支援で結構だろうと思えますが、一度話し合いをしていただきたいと思えます。

先ほど、出水市、芦北町、津奈木町、阿久根市申し上げました。一つ似てるのは、津奈木町が今度、民間主導でできましたけれども、現在、津奈木町が中心になっているんですが、ふれあい祭りの一環としてやってらっしゃいます。予算の中にマラソン大会の予算を、ふれあい祭りの予算としてぶっこんであります。あと、芦北町とか出水市はもう単独でマラソン費として入れてあります。金額もありますが、これはまた別途でいいたらうと思えます、申し上げませんが。そういうことで、行政が入ることで、スポンサーがとりやすい、それから許認可関係、いろんなところへお願いする場合にはお願いがしやすい。それから例えば芦北町ですと、温泉券があったり、買い物100円券がついたりします。そういうことで、行政が入ることで非常に運営がしやすくなると思えますか、幅が広がる。例えばJRも後援に持ってこれるだろうしというようなことで、いろんな意味で幅が広がっていきますので、ぜひ対応するというところでございますので、今後お願いをしておきたいというふうに思います。そういうことで、ローズマラソン大会のお願いでございます。

最後になりますが、この促進利用について、関係者会議についてですけれども、エコパークでは、5月に全九州高等学校男子春季ソフトボール大会、それがありません。それから関連する会議もございました。8月にソフトボール全九州シニア県予選会、10月には全九州高等学校女子ソフトボール秋季県大会、こういうのがあるんですよ。私、さっき言いましたのは、先ほど言いましたのは、スポーツと観光が一体となっていくべきだという話で考えますと、私はこういう大会をスポーツ振興係、それから経済観光課、あるいはみなまた観光物産協会、また公園の管理者、あるいは水俣商工会議所、こういうのが連携をとって宿泊に結びつける。それから市内への流入客に結びつけることも可能だと思えます。

話は飛びますが、ローズフェスタに来られるお客様を市内にどう移行させるか、持っていくかという施策が、私、必要だと思います。あそこだけで滞留しておってもしょうがないので、それを流す方法はどうかと一緒に、この利用者会議についても、先ほどは十何団体で開設しているということでしたけれども、あと8分の間に答えで結構です。エコパーク水俣連絡協議会を設立して対応しているということなんですけれども、年何回開催されて、どういう内容であったか、今までのお話をしたことでいけば対応できるのかなということもありますので、その1点を聞いて、一応終わりたいと思います。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） いろいろ示唆に富む御提言があったかと思いますが、確かに観光と、それからスポーツというのを、連携を密にしていくというのは、今、1つの施策としては有効な施策ではないかなと思いますし、市としてもできるだけいろんな応援を、協力をできることを連携してやっていきたいと思います。

今、エコパーク水俣連絡協議会の開催回数と、内容についてお尋ねがございましたけれども、エコパーク水俣連絡協議会は、毎年3月ごろ、1回だけ開催をされていると、そういった状況でございます。主な内容につきましては、前年度の利用実績であるとか、あるいは、その年の予定されるイベント、そういった利用予定等の確認を行っている。また、利用に際して、さまざまな問題点出てきますけれども、その辺を振り返って意見交換をするというような内容になっております。

先ほど答弁で申し上げましたように、このエコパーク水俣連絡協議会というのは、指定管理者であるハートリンクみなまが中心となって運営をしております。市としてはエコパーク水俣連絡協議会の一員としての立場ではございますけれども、引き続きまして、エコパークの利用促進については協力をしてまいりたいと思います。

○議長（福田 斉君） 以上で岩阪雅文議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明25日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時48分 散会

平成27年6月25日

平成27年6月第3回水俣市議会定例会会議録
(第4号)

一般質問・質疑

平成27年6月第3回水俣市議会定例会会議録（第4号）

平成27年6月25日（木曜日）

午前9時30分 開議

午前11時58分 散会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君
谷 口 明 弘 君	高 岡 利 治 君	田 口 憲 雄 君
藤 本 壽 子 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（関 洋 一 君）	次 長（岡 本 広 志 君）
主 幹（深 水 初 代 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
書 記（山 口 礼 浩 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総務企画部長（緒 方 克 治 君）	福祉環境部長（久木田 一 也 君）
産業建設部長（緒 方 康 洋 君）	水道局長（松 尾 健 二 君）
総務企画部次長（本 田 真 一 君）	福祉環境部次長（川 野 恵 治 君）
産業建設部次長（山 田 雅 浩 君）	総合医療センター事務部次長（久木田 美和子 君）
教 育 長（吉 本 哲 裕 君）	教 育 次 長（黒 木 博 寿 君）
総務企画部企画課長（水 田 利 博 君）	総務企画部財政課長（坂 本 禎 一 君）

○議事日程 第4号

平成27年6月25日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 高岡朱美君 1 自治会制度について
 2 災害時緊急避難所について
 3 歴史的史料を活かした観光振興について
- 2 田中睦君 1 水俣病問題について
 (1) 現状をどう捉えているのか
 (2) 水俣病問題の全面解決について
- 2 フッ化物洗口について
 (1) 実施に向けてのこれまでの経緯と今後の日程について
 (2) 教職員や保護者への説明について
- 3 教職員の勤務実態について
 (1) 勤務時間記録報告書について
 (2) 超勤縮減対策について

(付託委員会)

- 第2 議第57号 水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)
- 第3 議第59号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
- 第4 議第60号 平成27年度水俣市一般会計補正予算(第1号) (各委)
- 第5 議第61号 平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) (厚生文教)
- 第6 議第62号 平成27年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第1号) (厚生文教)
- 第7 議第63号 平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) (総務産業)
- 第8 議第64号 平成27年度水俣市水道事業会計補正予算(第1号) (総務産業)
- 第9 議第65号 平成27年度水俣市一般会計補正予算(第2号) (総務産業)

平成27年6月第3回水俣市議会定例会請願・陳情文書表

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
請第2号	九州看護福祉大学分校誘致に関する請願について	水俣市八幡町 2-1-33 緒方 圭治	松本 和幸	厚生文教
陳第2号	安保関連法案の廃案を求める意見書提出に関する陳情について	水俣市月浦247-102 森 安功		総務産業

陳第3号	九州電力に対して、水俣市民説明会の開催を求める決議に関する陳情について	水俣市月浦247-96 永野 隆文 外 2人		総務産業
------	-------------------------------------	------------------------------	--	------

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から、補正予算1件が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日まで受理した請願1件、陳情2件は、議席に配付の請願・陳情文書表記載のとおり、各委員会に付託します。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（福田 斉君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、高岡朱美議員に許します。

（高岡朱美君登壇）

○高岡朱美君 おはようございます。

日本共産党議員団新人の高岡朱美でございます。

初質問です、よろしくお願いいたします。

質問を準備するに当たり、過去のインターネット中継で学ばせていただきました。新人にとってこれ以上の授業はありません。

熊本市民オンブズマンの調査では、平成24年のデータですけれども、県内45市町村のうち、19の自治体がインターネット中継をするようになっているようです。当市で最初に提案したのは誰だろうと調べてみましたら、当時の西田弘志議員でした。平成17年3月、まだどの自治体も取り組んでいない中でのことです。その先見性に敬意を表したいと思います。

そのほかの取り組みを見ましても、水俣市議会は、市民に対して進んで情報公開をしていると

感じています。その一員になれましたことは大変うれしく、私も今後さらに議会が市民にとって身近な存在になっていくよう、力を尽くす決意です。

さて、国会では、今まさに安全保障にかかわる大変重大な法案が審議されています。この法案が成立するようなことになれば、日本の未来が劇的に変わることは間違いありません。私にもことし二十になった長男を先頭に3人の子どもがいます。選挙権のない子もいます。にもかかわらず、最も影響を受けるのがこの子たちです。今ほど私たち大人に、責任ある態度が求められているときはないのではないのでしょうか。

私は、母親として、子どもを戦争で死なせるような世の中には絶対にしたくありません。全ての子どもが望む教育を受け、その力を社会を豊かにするために使い、働く喜び、助け合う喜び、自分の家族を持つ喜びを感じてほしい。これは人類共通の願いであると確信をいたします。

私は、水俣市民からこれらの願いを託されていることを自覚し、市民の幸せのため、また、これから水俣に生まれてくる子どもたちが、将来にわたって幸せであるために発言していくことを決意いたしまして、以下質問に移らせていただきます。

大項目1、自治会制度について。

- ①、水俣市は平成18年4月より、行政区長制度から自治会制度に移行したが、その目的は何か。
- ②、自治会に対しては引き続き行政事務を委託しているが、その委託料の算出方法はどうか。また、自治活動を支援するための支援制度にはどのようなものがあり、算出方法はどうか。
- ③、自治会に移行して9年が経過したが、自治会創設の目的に照らし、現状をどのように評価しているか。また、問題点は何か。

大項目2、災害時緊急避難所について。

- ①、平成25年6月に災害対策基本法の改正が行われ、指定緊急避難場所と指定避難所が新たに指定されました。その後、平成27年2月15日に市内山間部で土砂災害を想定した避難訓練が行われました。この訓練により見えてきた自主防災組織の到達度及び課題は何か。

大項目3、歴史的資料を活用した観光振興について。

- ①、平成17年から平成24年までの本市への入り込み客数は40万人前後で推移しているが、平成25年は58万人、平成26年はおよそ52万人と急激に増加しています。どの施設でこういった層の観光客がふえているのか。逆に伸び悩んでいる、あるいは減少傾向にある施設はこういった施設か。
- ②、徳富蘇峰・蘆花生家には、全国各地から蘇峰のファンや兄弟と交流のあった人物に関心を持った人が訪れている。文学者蘆花のファンも多いが、展示内容が蘇峰に偏ってはいないか。漢詩の展示は、書の魅力もあるが、やはり中身が大事だと思うので、現代語訳をつけてはいかがか。
- ③、第5次水俣市総合計画第2期基本計画では、観光振興を経済の柱と位置づけており、既に

平成29年度の目標値を超過達成している。どのような戦略を持って取り組んだのか、また今後さらなる発展のために、どのような戦略を考えているか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 高岡議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、自治会制度については私から、災害時緊急避難所については総務企画部長から、歴史的史料を生かした観光振興については産業建設部長からそれぞれお答えいたします。

初めに、自治会制度について、順次お答えをいたします。

まず、水俣市は平成18年4月より、行政区長制度から自治会制度に移行したが、その目的は何かについての御質問にお答えをいたします。

移行前において、年々人口減少が進み、特に若者世代の人口の流出や少子高齢化などから、住民の地域への帰属意識が徐々に薄れ、それまで地域の人たちで担われていたことも行政に委ねられるなど、住民の主体的な活動が徐々に停滞していく状況にありました。そこで、平成16年度から区長会を中心に協議会を重ねられ、自分たちの地域のことは自分たちで考えていくという地域住民の自治意識を育てることで地域力を強化し、活性化を図ることを目的に、平成18年度に自治会制度に移行しました。移行したことにより、みずから考えながら、自主的に活動する組織へと変わっていくことは、市政の円滑な運営にもつながっております。また、地域が抱える問題を地域住民がみずから解決していくことで、近所づき合いが希薄になってきている中で、お互いの連帯感が生まれ、地域が活気づくことへもつながっているとあります。

次に、自治会に対して、引き続き行政事務を委託しているが、その委託料の算出方法はどうか。また、自治会活動を支援するための支援制度にはどのようなものがあり、算出方法などはどうかについての御質問にお答えをいたします。

委託料の算出方法においては、行政からの依頼業務に関する行政事務分と市報等の配布に関する文書配布分があります。

まず行政事務分として、各自治会一月当たり均等割額4万4,000円に、1世帯につき10円を足した額となります。平成26年度の実績は、総額1,499万9,280円でありました。また、文書配布分としましては、一月当たり1世帯につき60円としております。平成26年度の実績は、総額762万7,680円でありました。委託料の合計額は、2,262万6,960円となっております。

また、自治会活動を支援するための制度として、自治会の活動費や運営費等への支援のため自治振興交付金を交付していますが、1年当たり38万円の均等割額に1世帯につき200円を足した

額になります。平成26年度の実績は、総額1,199万8,800円でした。そのほか、地域を元気にする特別な活動に対して支援するがまだ自治会支援事業助成金、地域活動中の事故等に対応するための地域活動補償制度、防犯灯建設補助金、市道敷地の草刈り等に係る原材料費支給、資源ごみ分別収集によるリサイクル推進事業助成金などがあります。

次に、自治会に移行して9年が経過したが、自治会創設の目的に照らし、現状をどのように評価しているか。また、問題点は何かについての御質問にお答えをいたします。

自治会制度へ移行したことで、各自治会では規約が整備され、全自治会で総会を開催するようになり、決算・実績報告の承認、予算・事業計画の決定のほか、地域の課題等について、これまで以上に地域住民がかかわる制度に変わりました。それぞれの自治会で、自主的な活動が活発化し、自治意識の向上が図られてきていると認識しております。

問題点といたしましては、自治会長から、これまでの行政事務に加え、ここ10年間の世の中のさまざまな変化により、自治会が果たす役割が増してきており、学校やPTA、その他関係機関等からの依頼が年々ふえ、業務が大変煩雑になるとともに、いろいろな協議会等の委員や役員として、出席を依頼されることも多くなっていること、また、昨年度から、各自治会において自主防災組織が見直され、その組織運営を自治会長や役員が兼任していること、さらに、年々過疎化、少子高齢化が進んでいる中、地域活動に参加する若者が少なくなっており、将来を担う後継者が育ってきていないことなどお聞きしております。現在、自治会長会において、自治会制度へ移行してからの課題・問題点の把握、各自治会の活動状況を報告する中で、お互いに情報を共有しながら検討がなされています。

また、行政においても、常に自治会と連携をとりながら、自治会が円滑に自主的な活動ができるように支援していきたいと思っております。

○議長（福田 齊君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 御答弁、ありがとうございました。

言われたように、自分の住む地域の要求や課題を自分で見つけ、自分たちで解決していく手法は、現代に求められている姿だと私も思います。ただ、急速に進む少子高齢化と生活の厳しさは、自治会運営に困難ももたらしています。

先ほど自治会への支援制度について説明いただきました。その中で、自治振興交付金は、組費と合わせて自治会運営の原資になるものです。現行では、世帯が多ければ多いほど財政が豊かになる仕組みになっています。そうなりますと、世帯の多い、例えば1,338世帯ある1区と68世帯しかない25区では財政力に大きな違いがあります。人が少なければ経費もかからないと考えがちですが、決してそうとは限りません。

一番大きいのが防犯灯の維持管理に係る負担です。先日、暗くなってから水俣第一中学校、緑

東中学校それぞれの通学路を歩いてみました。家が密集している水俣第一中学校周辺に比べ、緑東中学校の通学路は非常に暗いです。家がない分だけ余計に防犯灯が欲しいところですが、私の調べた範囲では、例えば古城馬場地区だけで25基の防犯灯を持っているのに対し、9区深川は全体で30基、10区宝川内は8基、11区市渡瀬18基、25区大川35基、24区古里37基と、面積を考えますと大変手薄です。しかし、これを充実させようとするすると、世帯当たりの負担が重くなってしまいます。

例えば、市街地にあります19区古賀町では80基の防犯灯を管理しています。483世帯ありますので、6世帯で1基の割合です。ほぼ同数の78基の防犯灯を持っている久木野地区では、139世帯しかありません。1.6世帯で1基を支えていることになります。当然ですが、これは費用負担にも反映されてまいります。

先ほど御答弁いただきましたように防犯灯を新たに設置する場合、市から補助金があります。実際に工事金額が幾らかかるかといいますと、電線からの距離にもよりますけれども、基礎から立てる場合は約5万円です。その2分の1を市が補助することになってはいますが、限度額が1万3,000円ですので、3万7,000円の手出しが必要です。

また、今、蛍光灯から順次LEDへの切りかえが行われていますが、切りかえには九州電力への申請費など含め4万円が必要です。市から3分の2の補助がありますが、限度額が2万円ですので、手出しが2万円、お金のないところは、蛍光灯で我慢をして寄附を待つというところがほとんどです。

このほか、防犯灯の維持費についてお尋ねしたところ、電気代が上がっているが、人口が減っているために、組費の値上げの必要を感じていると答えたところが3件、既に値上げをしたというところが2件、LEDにすれば維持費が安くて済むが、器具交換の資金確保が課題などという回答がありました。

そこで、2回目の質問の1点目ですけれども、このような防犯上、安全上必要な設備が、自治会の懐ぐあいによって不十分になってしまう事態は改善されるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、自治会の現状について、自治意識が向上してきている反面、さまざまな変化に対応が必要となり、自治会の業務が大変煩雑になってきている。また、人口減少による担い手不足が問題として挙げられました。実際そのとおりで、区長時代の行政委託事務はそっくり引き受けながら、自主防災組織の設立運営など、区長時代にはなかった新たな責務をほとんどの自治会長が兼務しているという実態があります。

自治会ですので、組織運営まで含めて、あくまで自分たちで考えていくのが原則ではありますが、区長時代からの慣習を変えるというのはそう簡単ではありません。住民自治とは何か、行政

との役割分担はどうあるべきか、こうした根本的な問題について、より広範な市民が理解をし、運営の担い手をふやしていく必要があると思います。

そこで2点目ですが、自治会長さんたちはもちろんですが、できるだけ多くの市民が進んだ住民自治について学ぶ機会、例えば講演会やワークショップや視察など、お互いが刺激になる機会をつくってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 初めての御質問ということで、先ほどインターネットのお話をさせていただいてありがとうございます。10年前に言ったときには、なかなか理解もしていただけずに、私が最初に言ったのは、この執行部の答弁、そういったものを市民の方にいっぱい知っていただきたい、それで市の方向性が市民にわかってほしいというのはありました。でも、実際、逆の立場に、私こっちに立ちますと、ここは大変やなというふうに今思っているところであります。公平に皆さんが私たちのこの政策を聞いていただくことは、非常にいいとも思っているところでございます。

今ございました2点、不公平感があるということが1点目だったと思います。今、古賀町は80基483世帯、久木野は78基で139世帯、世帯でその割合で割りますと、負担が大きくなるんじゃないかということでございます。多分、今までそういった議論は、もしかしたらなかったのかもしれませんが、今、均等にLEDにかえる、新しいものをつけるところには、均等に同じように補助金を出しております。しかし、そういった割合でいくと、世帯割でいきますと、そういった不公平感があるというのを今お聞きしましたので、こういったことも今後議論はしていきたいというふうに思っております。

それと、市民全体にワークショップ等、自治会の活動ですね。自治会の自治会長さんは、月に1回、会議をされたり、今積極的にやられています。私のところのランチミーティングにも来ていただきましたし、市の執行部ともそういった懇談会もされて、最近では水俣商工会議所ともされたというふうに聞いております。そういった部分、活発にやっつけられていますので、そういったものができれば、そのまま役員の方とか地域に、そういった自治会長さんが活動されて、勉強されたことが地域にもっと広がっていけばなと思っておりますので、私たちもそういったところでお手伝いできるものがあつたら、やっつけられればというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 大変前向きな御答弁をいただきました。

ちょっとつけ加えますと、自治会が本当に私も身近に、防災だとか子どもの見守り、孤独死予防、環境美化、本当に行政がカバーし切れない隅々に気を配っていて、大変大きな役割を果たしているというふうに思います。ぜひこれが長く続けられる住民自治であってほしいと思いますの

で、ぜひ後継者を育てるためにも、みんなで知恵を出していきたいというふうに思います。

また、費用負担につきましては、市民税と違って自治会費というのは累進課税制ではありませんので、公平に分担が来ると、もう耐えられないという御家庭も最近多くなっております。ぜひとも、防犯灯については、市民全体が受益者だという面もありますので、本来は、市の一般財源を当てるのが筋ではないかなというふうにも考えます。少なくとも一部の住民のみが高負担を強いられないように配慮をお願いしたいというふうに思います。

それと、最後に1点、質問させていただきますけれども、LEDの話をしていただきました。蛍光灯からLEDに交換をいたしますと、九州電力にお聞きしたところ、維持費は半分になるそうです。財政力のあるところでは、早くLEDにしたいということで、しかし年間3基までという制約があります、補助の枠がですね。その枠をめぐって奪い合いになっているというところもあると聞いております。ここはぜひ、思い切って予算を組んでいただいて、スピーディーに進めていただいて、住民負担を軽くしていくことも可能かと思っておりますので、御検討いただきたいというふうに思います。

申しわけありません、もう一つありました。防犯灯の設置の件で、国道268号線は東部地区の子どもたちの通学路になっているんですけども、本当に夜ライトを消して走ってみると真っ暗なんです。ぜひ、ここは県にも防犯灯の設置を相談していただきたいというふうに思いますけれども、以上2点ですが、御答弁をお願いいたします。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 2点ございました。LEDを全体でもう市の予算でやらないかということだというふうに思います。

LEDは、4万時間以上持つ、10年は持つというふうに言われております。市内に2,537基の防犯灯がありまして、そのうち白熱球等が2,460基、LEDは今77基でございます。これを全体的に市の予算でやったとき、1基2万4,000円で換算しますと、5,900万円ぐらいの費用ということでございます。数字は出ているようでございますけど、きのうは図書費を上げろ、高校生まで医療費無償化にしたらどうかとか、いろいろな要望は、いろいろなところでございます。実際、市の財源は決まっておりますので、その辺は、最終的にはどれを優先的といいますか、市のほうでいろんな勘案しながらやっていくというふうに思っておりますので、この件につきましては、またいろいろ検討をしていきたいというふうに思っております。

それと、国道につきましては、国道についている街路灯という意味合いでついているということでございます。防犯灯とはもう全然別でございますので、基本的には防犯灯でつけるなら、市のほうでやるということだと思いますけど、こういった御意見があったというのは、県には伝えたいというふうに思います。

○議長（福田 齊君） 次に、災害地緊急避難場所について答弁を求めます。

緒方総務企画部長。

（総務企画部長 緒方克治君登壇）

○総務企画部長（緒方克治君） 次に、災害時緊急避難所についてお答えいたします。

平成25年6月に、災害対策基本法の改正が行われ、指定緊急避難場所と指定避難所が新たに指定されました。その後、平成27年2月15日に、市内山間部で土砂災害を想定した避難訓練が行われました。この訓練により見えてきた自主防災組織の到達度及び課題は何かとの御質問にお答えします。

本訓練は、土砂災害からの住民の避難及び防災意識の高揚並びに応急対応を行う防災関係機関、関係団体の連携強化を深めていくことを目的に実施しました。避難訓練を実施した山間部の14地区では、それぞれの地区で、事前に自主防災組織を中心に消防団などの地域の団体と危険箇所、避難先、避難経路、避難手段、避難行動要支援者の避難支援、避難誘導、避難所運営、役割分担について協議を進めていたため、ほとんどの地区がスムーズに住民の避難が完了したと報告をいただいております。

本訓練では全ての自主防災組織がそれぞれで考えた避難が実施できたものと考えていますが、避難行動要支援者の支援の問題、避難所の収容人数、駐車スペースや設備の問題、防災に関心を示さない人をどうするかなど、多くの課題が挙げられています。

災害から命を守るためには、まずは個人一人一人が危険箇所を把握し、危険を回避するために早目に避難する、このことを平時から考えておいてもらうことが必要です。また、自分自身で避難することができない方もいます。そのため、市と自主防災組織が協力を行いながら、地域の危険な箇所を把握し、そこに住んでいる住民を危険から回避させるために、平時から、地域内の連絡体制や避難の支援体制、役割分担など備えを行っておくことが必要となります。あわせて、住民の方々に対し、自分の命を守るために何をしておくべきか考えてもらえるように働きかけを行っていく必要もあります。

自主防災組織については、平成15年の土石流災害を教訓として、市内のほぼ全域に組織化されましたが、中には以後の活動がなく、形骸化している組織もありました。このような組織も現在は、体制を見直し、活動を進めていってほしいです。自主防災組織それぞれに活動差があるのが現状ですが、訓練の実施や各種取り組みを通して、課題の解消、自主防災組織活動の活性化を図っていきたいと考えています。

○議長（福田 齊君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 ありがとうございます。

私もこの防災訓練に9区深川の自主防災委員としてかかりました。深川の場合は、小学校の

体育館が土砂災害避難場所としては指定取り消しになりましたために、現在は深川生涯学習センター、これは深川小学校の校舎の一部分なのですが、収容人数は80名程度です。それから、深川の駅跡、ここは収容人数20名、この2カ所に避難誘導することとなっております。これに対し、避難対象者は渡野、岩下など7区住民の一部と深川全域ですので、500人近くになるんです。避難訓練では一部の住民に限定して行いましたけれども、20人収容の深川駅跡に101人が避難をしてまいりました。

先ほど御答弁ありましたが、深川自主防災組織もマンパワーを生かして、素晴らしい訓練ができましたが、寒い中、集まった方の大半が施設に入れませんでした。外でたき火に当たって待機をしておりました。晴れた日で、余り実感は湧きませんでしたけれども、実際に避難する場合にはこういうわけにはいきません。それを考えますと、避難所の問題は非常に深刻です。

避難所内で健康チェックをしましたが、寒さのために血圧が上がられた方が多く見られました。体調の悪い人には、病院が近い町のほうに、早くから避難してもらおうということも考えておく必要があるのではないかなというふうに考えました。山間部では、田んぼを平地につくって、家は山の斜面に張りつくように建てているケースが大半です。土砂災害はいつどこで起こるか予想が付きません。絶対安全と言える家はほとんどないと考えていいと思います。

自主防災組織では、人的被害をゼロにすることが最大の目標で、住民を早目に安全な場所に避難させることが最優先の活動になります。今、安全な場所を確保できていないという現状に、不安が非常にあります。深川だけでなく、招川内、久木野なども避難場所が狭い上に、避難生活を送る簡単な煮炊きができる設備も整っておりません。できるだけ早い時期に、避難所に適した新たな施設をつくる、あるいは避難所として必要な設備を整えていく必要があると思いますが、市としてどのような対応を考えておいでかお聞かせください。

○議長（福田 齊君） 緒方総務企画部長。

○総務企画部長（緒方克治君） 市で施設整備を早急に行っていくってはどうかという御質問だったと思うんですが、避難所につきましては、市の施設や地域の公民館、また民間の施設等の既存施設を利用させていただき、市の避難所としては22カ所、地域管理避難所としては38カ所を指定しています。避難所の収容人数には限りがありますので、残念ながら現時点で全ての市民を受け入れることができません。そこで、現時点では、まず危険箇所内に居住する住民の方を最優先で避難させる等の対応が必要だと考えます。

財政的な問題もあり、新たに避難所をつくるということは厳しいと考えますが、避難所のあり方について、市民の周知や避難所としての利用ができそうな既存施設を避難所として指定するなど、引き続き、地域の皆様の御協力をいただきながら、収容人員の問題について改善を行っていただければと考えております。

また、避難所の設備については、市の所有でないものもありますので、その部分も考慮しながら、施設の充実に関して今後検討していきたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 今指定されている地域の避難所に加えて、新たに民間とか個人の家も含めてということですかね、避難所として検討できないかを考えているということですか。

○議長（福田 斉君） 2次質問の再確認ですね。

座ったままで結構ですよ。

緒方総務企画部長。

○総務企画部長（緒方克治君） 個人の家についても活用できるかどうかということについてなんですが、個人の場合は所有権等の問題もありますし、協力をいただく必要もあります。活用できれば、もちろん一番いいんですけども、現在のところはなかなか難しいところもあるかなと考えております。

○議長（福田 斉君） よろしいですか。

○高岡朱美君 はい。新たに避難所を検討していくということですけども、今回この質問を準備するに当たって、宝川内の土石流災害の記録誌、つぶさに読ませていただきましたが、19名の死者を出した被災者の手記があって、もう人的被害だけは絶対に避けたいというふうに感じました。

このときは、皆さん本当に御存じですが、0時から1時に25ミリ、その後20ミリ、42ミリ、87ミリ、91ミリと短時間で猛烈な豪雨に変わっておりまして、驚いたのは真っ暗で、しかもこれだけの激しい雨が降っている中で、異常を感じた一部の住民は、安全な近所の家に避難をして難を逃れておられた方がいらっしゃいます。また一方で、自分は一番安全な場所に家を建てているというふうに、後で述懐しておられる被災者の方もいらっしゃいました。

台風の場合は、ある程度進路とか強さを予測して、明るいうちの避難も可能ですけれども、こうした急激な変化の場合は、やっぱり近くに急いで避難をしなければならないという事態も考えておかなければならないのではないかと思います。そういった意味では、近くに安心できる避難場所が欲しいというのは、やっぱり住民の願いだと思います。

そこで、新たな避難所確保というのは、今のところ財政的に厳しいかなというお話だったんですけども、これは中村幸治議員も最初にお尋ねでしたが、本年熊本県が全国に先駆けてスタートさせた土砂災害危険住宅移転促進事業というのがあります。現段階では、レッドゾーンにある個人住宅の移転費用を最高300万円まで補助するというものとなっています。今の地域の実情をよく伝えていただいて、地域の避難所の移転とか新築とか、そういうものにもこの事業を適用してもらおうように県に働きかけてみてはどうかと思いますけれども、最後に1点、御答弁をお願いいたします。

○議長（福田 斉君） 緒方総務企画部長。

○総務企画部長（緒方克治君） 熊本県が土砂災害危険住宅移転促進事業をスタートさせておりますけれども、それについて、公民館や集会所などが危険箇所であり、避難所として指定できなかった施設の移転等も県に働きかけてはどうかという御質問だったと思うんですが、確かに避難所として指定できなかった施設の移転の必要性も否定できないと思われま。御意見につきましては、県のほうに伝えたいと思います。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 次に、歴史的資料を生かした観光振興について答弁を求めます。

緒方産業建設部長。

（産業建設部長 緒方康洋君登壇）

○産業建設部長（緒方康洋君） 次に、歴史的史料を生かした観光振興についての御質問に順次お答えします。

まず、平成17年から平成24年までの本市への入り込み客数は40万人前後で推移しているが、平成25年は58万人、平成26年はおよそ52万人と急激に増加しています。どの施設でこういった層の観光客がふえているのか。逆に伸び悩んでいる、あるいは減少傾向にある施設はどういった施設かとの御質問にお答えします。

民営施設の増減につきましては、公表できませんので、水俣市に係る施設等や、全体としての状況についてお答えします。

当市に訪れる入り込み客数が増加しているのは、水俣ローズフェスタなど多くのイベントやスポーツ大会が開催されたエコパーク水俣で、その中でも、バラ園や観光物産館まつぼっくりは大きく増加しています。また、湯の児温泉では、湯の児海と夕やけのオープンにより、宿泊者数が増加し、湯の鶴温泉では、湯の鶴観光物産館鶴の屋のオープンや観光イベントの実施などにより、日帰り客数が増加しております。逆に、入り込み客数が減少したものとしましては、平成26年に天候不良のため、海水浴客が減少した湯の児海水浴場や、不漁の影響で出航数が減少した太刀魚釣りなどがあります。どの施設においても、観光客の増減については、現在、市では調査を行っておりません。

次に、徳富蘇峰・蘆花生家の展示内容が蘇峰に偏ってはいないか。漢詩の展示は、書の魅力もあるが、やはり中身が大事だと思うので、現代語訳をつけてはいかがとの御質問にお答えします。

徳富蘇峰・蘆花生家は、建物の構造や建築方法、建物の歴史的な価値等を紹介するとともに、徳富家の歴史や兄弟の功績を紹介する施設です。収蔵資料は約300点ございますが、そのほとんどが蘇峰関係で、蘆花の資料は数点しかありません。そのため、展示資料が必然的に蘇峰のものが多くなることから、議員御指摘のとおり、展示内容が蘇峰に偏っているという印象を受けるの

ではないかと考えます。

また、全国的に見て、徳富蘆花の資料が少なく、新たな資料の入手が難しいことや、施設の展示スペースの温度、湿度の環境などから、ほかの蘆花関連施設から貴重な資料を借り受け、展示することも、困難だと考えております。今後、資料不足を補うため、蘆花に関するパネル等を作成し、展示するなど対策を考えたいと思います。

また、漢詩の展示については、2階研修室のふすまの漢詩など、解説をつけてないものがあります。現代語訳については学術的な検討も必要ですので、表示するのであれば、解釈を専門家に依頼する必要があります。また、展示スペースも必要になりますので、展示方法等も含めて今後検討していきたいと思います。

次に、第5次水俣市総合計画第2期基本計画では、観光振興を経済の柱と位置づけており、既に平成29年度の目標値を超過達成している。どのような戦略を持って取り組んだのか。また今後さらなる発展のために、どのような戦略を考えているかとの御質問にお答えします。

昨日の岩阪議員の観光振興対策について答弁しましたとおり、本市ではこれまで、平成22年3月に湯の鶴観光振興計画を、平成23年3月には水俣市観光振興計画を策定し、湯の鶴地区及び湯の児地区の観光振興を推進してまいりました。湯の鶴地区につきましては、温泉街の整備に力を入れてきましたし、湯の児地区につきましては、湯の児育てをコンセプトに公園の整備等を行ってきました。

市の戦略としましては、それぞれの観光振興計画を策定するときから、地元の関係者と協力しながら、幾度となく協議・検討して、関係者の意識を変えながら、事業を実施する取り組みを行ってまいりました。また、エコパーク水俣におきましては、バラ園の整備と合わせて、人がより集まるようなイベントを開催するとともに、テレビでの取材や観光雑誌への掲載等による観光PRを実施し、ソフト面にも力を入れてきました。これらの取り組みの結果が、目標値の達成につながったのではないかと考えられます。

また、今後は、南九州西回り自動車道水俣インターや袋インターチェンジの開通により、市外から本市までの移動距離・移動時間が短くなる利点とともに、通過点となることも考えられます。この課題への対応を含めた今後の戦略として、湯の鶴地区では、こころあたたまる里山のむらづくり、湯の児地区においては、湯の児育てをコンセプトとした観光振興を今後も継続することに加え、さまざまな方法で市内外への宣伝・広告を強化し、観光客の誘客を図りたいと考えております。

また、道の駅みなまたへの交流人口増加対策として、各種イベントの開催はもとより、各施設の利用状況等について調査検討を行い、各施設が連携した集客事業を構築し、観光物産館などの整備・改修等も視野に入れた基本構想を描いていきたいと思っております。行政のみでの観光振興は困

難でありますので、一般社団法人として組織改革された、みなまた観光物産協会を中心とした関係機関との連携を図りながら、観光振興に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 ありがとうございます。

2回目の質問の前に、ちょっと私の経験を紹介させていただきたいと思います。

平成24年に深川の御長老西川登さんを中心に水俣西南戦争史研究会をつくりまして、かかわってまいりました。西郷隆盛が明治10年の2月から9月末まで、明治新政府軍を相手に戦って果てた最大で最後の内戦で、NHK大河ドラマ八重の桜でも、武士の時代の終えんを告げる象徴的な場面として描かれました。実は、その西南戦争中の5月初めから6月初めの1カ月間は、水俣も戦場となりました。約140年前と比較的新しい時代ですので、官軍や薩軍の幹部が陣として使用した家そのまま使われていたり、山中にはざんごうも形をとどめております。去年は、幸運にも深川公民館付近の圃場整備が行われ、掘り上げられた田んぼの土から、多数の銃弾や薬きょうを発見いたしました。

ところで、私たちは、2013年から3年間、水俣・芦北地域雇用創造協議会主催の研修を受ける機会がありました。地元にあるおもしろいものを発掘して観光ビジネスに生かすというものです。指導に当たられた東川隆太郎先生は、まさにこれを鹿児島で実践している方で、いわゆる御当地めぐりの専門家で、そのツアーは大変な人気商品となっております。複数の大学で教鞭もとられ、公的なイベントでもアドバイザーとして活躍をされています。

先生から与えられたお題は、自分たちが発見したものを使って観光コースをつくり、ガイドせよというものでした。私たちは、そこで発掘してきた西南戦争関連の史跡をたっぷりと解説しましたけれども、先生の評価はよくありませんでした。西南戦争だけで人は呼べないということなんです。観光客というのは大変欲張りで、知りたい、癒されたい、おいしいものを食べたい、体験もしたい、温泉にもつかりたいと幾つもの欲求を持っている。それらの欲求を満たすメニューを提供するのがおもてなしなんだというふうに言われました。

そこで練り直したものが陣内をめぐる3時間のコースです。なぜ陣内なのか不思議に思うかもしれません。実は陣内というところは、水俣城下の宿場町として長く栄えたところで、西南戦争では、3日間にわたり、熊本に向かう薩軍7,000名を受け入れました。大隊長の別府晋介が宿泊した家には、証拠の宿帳が残っております。また、大正・昭和になりますと、淵上毛銭が最後まで過ごした家が現在も残っております。また、村下孝蔵もこの陣内通りから水俣第一中学校に通いました。こうやってアイテムを見つけ出し、ガイドが表現豊かに解説をいたしますと、たちまちそのアイテムは観光商品として生きてまいります。

もう一つ指導されましたのは、ほっとする時間、おいしいものを食べる時間を必ず入れるとい

うことです。このときは薩軍慰霊碑の前で休憩をとりまして、美貴もなかと水俣茶を出して、お話し名人の丁多美江さんに西郷さんにまつわるお話をしてもらいました。

この観光コース、お土産つきで1,500円の参加費だったんですが、8人の応募がありまして、とても高い評価をいただきました。

先ほど、ローズフェスタが好調だという御答弁がありました。会場でとられたアンケート結果、見せていただきましたけれども、知人から聞いてきたという人の割合が圧倒的に多かったです。また78%の方が、バラが大変すばらしかったと回答しています。そして驚いたことに、初めて来たという回答が37%あるのに対し、4回以上という回答も34%ありました。バラの美しさで感動した女性の声は口コミで広がって、リピータとなっていることがわかります。こんなにも女性を感動させるバラを育てている方々に拍手を送りたいと思います。

実はもう一つ感動する話があります。先ほど、産業建設部長の答弁にはごさいませんでしたけれども、入れ込み客数の増加には、徳富蘇峰・蘆花生家も貢献をしております。館長さんに最近の動向を伺いましたところ、2011年ごろから徐々に観光客がふえ、2013年には平年の2倍の5,713人が訪れていました。理由をお尋ねしますと、NHK大河ドラマ八重の桜の影響と、徳富蘇峰生誕150年の一連の行事がありました。しかし、だからといって、ただお客が来るのを待っていたわけではないと言われました。あらゆる旅行会社に売り込みの電話をかけ、実際に見にきてもらって、1時間の解説をし、納得してもらった上で、立ち寄りコースに加えてもらったそうです。来館者の内訳を見ますと、5,713人のうち、半数以上が県外からの訪問者で、反応は大変よかったですといいます。

東川隆太郎先生の研修で学んだことですが、歴史をテーマにした観光では、一番大事なことは建物なり道具なり本物が残っているということ、そして次は、ガイドのテクニックです。徳富蘇峰・蘆花生家の場合は、建築物は一流品と言っていいですし、またガイドも一流です。

1つだけ御紹介しますと、館長さんは予約のツアー客が来る前には、そのお客の地元をよく調べ、徳富蘇峰や蘆花と接点のある人を話題にするように心がけられていたそうです。自分がよく知る人物と関係があるとなれば、関心が高まるのは自然なことです。なるほどというふうに思いました。

そこで、2回目の質問をします。

今後の観光振興の戦略として、既存の観光施設のさらなる磨き上げとPR作戦を挙げられました。来た人を感動させる施設にしていくことは非常に大切なことだと思います。しかし、それだけでは新たな層の集客は期待できないのではないかというふうにも考えます。

徳富蘇峰・蘆花生家の成功を見てもわかるように、歴史ファンは全国に大勢います。水俣にはほかにも西南戦争、淵上毛銭、高村逸枝など逸材が多くあります。これらに教育資料としてはも

もちろんですが、観光資源としても価値を与えることで、新たな層の観光客を呼び込むことにつながるとは思います。取り組んでみるお考えはないでしょうか。

また、私たちの受けた研修では、最後にアンケートをとり、参加者が何に満足し、何が足りないのかを知ることは戦略として絶対に必要だと教えられました。これまで本格的なアンケート調査をされていないというふうに伺っていましたが、ぜひ取り組んでほしいというふうに思いますが、いかがでしょうか。2点お願いします。

○議長（福田 齊君） 緒方産業建設部長。

○産業建設部長（緒方康洋君） 高岡朱美議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

まず1点目、観光振興の戦略として、市内の歴史的な資料を組み合わせたもの、あるいは新たな掘り起こしをして、観光ルート等にしてやっていくことは考えられないかということでございます。

現在の市としての戦略としましては、答弁しましたとおり、湯の児・湯の鶴、それに道の駅水俣ということが基本でございます。これは大きく交流人口を増加させたいという意思があります。今、高岡朱美議員の御提案につきましては、現在実施しているコースといたしますか、水俣歴史探訪コースなどというものもございますけれども、それに加えて、今提案されたものがないかということ、関係の部署と協議をしながら組み合わせできないかということ、今後検討をしてみたいと思います。

それと、2点目でございます。各イベントごとの客層の調査を行っていないので、それについては調査をしてほしいという質問だったかと思えます。

各施設、詳細な調査というのは、これは困難ではございます。でも、客層の把握というのは、今後の観光振興の施策に生かせるというふうに考えております。したがって、その調査をできる範囲で調査、あるいはいろんなニーズの要望とかを把握をしながら、今後いろんな観光振興の施策に生かしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（福田 齊君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 新たなコースも考えてみるということでした。

そこで、歴史の観光施設が有用だということ、もう少しお話ししたいと思いますけれども、先ほど、徳富蘇峰・蘆花生家の入館者倍増の要因に、大河ドラマが大きくかかわっているということをお話ししました。そこで、NHKが過去に大河ドラマで扱った時代を調べてみましたところ、戦国時代が17作品、江戸時代が11作品、幕末が9作品、明治以降は7作品でした。これを見る限り、ブームは繰り返してくるというふうに考えていいと思います。

2年後には徳富蘆花生誕150年を迎えます。初めに徳富蘆花生の展示が少ないということ指摘

しましたけれども、ぜひとも工夫をしていただいて、文学ファンにPRしていただけたらというふうに思います。

ところで、西南戦争といえば、3,500人の死者を出した田原坂の戦いが有名です。この西南戦争遺跡が2013年に戦場としては初めてだったそうですが、国登録の史跡に指定をされました。それに合わせて田原坂資料館の改築が進められ、ことし秋リニューアルオープンをし、周辺も公園としてさらに整備をされています。田原坂資料館には毎年3万人の人が安定的に訪れており、さらにふえるものと期待されています。

史跡を管理している熊本市植木町・玉東町は、毎年、西南戦争をテーマにした連続5回の講座を行っており、これまでの講座受講者は述べ950人で、年々ふえる傾向にあります。受講を終えた人の中からガイドが生まれており、官民一体となった施設の盛り上げをしております。平成22年に田原坂資料館で行われたアンケートでは、県外からの観光客が68%を占め、そのうち福岡が26%、次いで鹿児島8.7%と続きます。福岡、鹿児島の歴史好きが水俣に足を延ばす可能性は十分にあります。

平成24年から水俣西南戦争史研究会では、毎年、慰霊式を行うようになりました。南日本新聞に案内を出しますと、鹿児島から毎回遺族の方が来られ、先祖供養にお礼を述べていわれます。鹿児島県民にとって、西郷隆盛は神様のような存在です。ともに戦死した先祖を持つ人にとって特別な旅なのではないかと思います。このような歴史ファンが全国に大勢います。こちらが魅力を発信すれば、必ず反応があるというふうに考えます。ぜひとも水俣にある歴史資料を地域振興のために活用してほしいと思います。

そのために、これからが質問ですけれども、まず事実の裏づけ、そして、資料の見せ方を専門にやってくれる方が、やっぱりどうしても必要です。期限つきでもよいので、ぜひ学芸員の配置をお願いしたいというふうに思います。

また、2点目ですが、水俣には歴史資料館がないという課題が残されたままになっております。公民館の4階にしまわれている多くの郷土資料が展示できていない理由も、それだと聞いています。実は、徳富家本家が酒屋を営んだ家が、今、空き家になっているという情報があります。徳富蘇峰・蘆花生家に並び、将来にわたって市民の財産となる、非常に歴史的価値の高い建物ですけれども、これをぜひ市に寄附をしていただけないか、働きかけてはいかがでしょうか。

最後に、もう1点です。観光客の水俣滞在時間を延ばすには、各施設同士の連携が非常に大事です。その意味で、最初に紹介しました東川隆太郎先生は、多くの市町村に呼ばれて研修をされています。津奈木町、芦北町にもかかわられています。当市におきましても、職員を初め、各観光施設の関係者、市民グループなどを対象と一緒に研修を受ける機会をつくり、市全体で観光振興に取り組む機運をつくっていただきたいというふうに思いますけれども、以上3点質問とさせ

ていただきます。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） ぜひ学芸員を市のほうで採用してというお尋ねでございました。学芸員等に関しては、教育委員会、私のほうで一応担当いたしておりますので、私のほうから、ちょっと御答弁させていただきたいと思います。

本市に正式に学芸員として採用している職員は今のところおりません。大学で考古学を専攻した事務職員が、主に遺跡の調査等を担当しているというのが現状です。今後も頻繁に発生する埋蔵文化財の調査、あるいは文化財の適切な保護、管理を考えますと、今は一般の事務職員が担当しているわけですが、現在の体制では、対応は非常に厳しいというぐあいに思います。

学芸員の採用につきましては、人事に絡むことですので、担当部局と折衝とか協議を進めているところでございます。

それから、徳富蘆花を輩出した徳富家の本家、この本家の跡地を資料館にという御提案であったかと思うんですが、今現在、以前ありました田上病院の跡地になっておりますけれども、その場所で徳富家の私塾でございました水俣書堂もあります。また、西南戦争時には当時の本家邸宅が薩軍の投宿地、宿泊した場所ということで、由緒ある場所になっています。しかし、現在、残っている建物の建築年代等は、これまで詳しい調査を行っていなかった、そういった状況にございます。その建物を保存し、資料館として活用するためには、文化的な価値であるとか、そういったものが前提になろうかと考えます。今まで調査をしてきていませんので、仮にそういうことをするにいたしましても、専門家の御意見等を詳しくお聞きする必要があるのではないかと、うぐあいに考えております。

○議長（福田 齊君） 緒方産業建設部長。

○産業建設部長（緒方康洋君） もう1点、市内の観光機運の高揚を図るという御提案ですけれども、現在、提案されたばかりでございますので、まだ正直いって市のほうではそこまではしていないというのが事実でございます。そういったものについて、どのようにできるかということは今後検討していきたいというふうに思います。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 議員が、そういった歴史のものを観光につないで、流動人口をふやしていくという、そういったことでは非常にありがたいと思っています。徳富蘆花についてお話があったので、ちょっと私も話させていただきますと、徳富蘆花は、御存じだと思いますが、東京のほうに蘆花恒春園があって、もう駅もある、芦花公園駅、蘆花の記念館もありまして、住んだおうちもそのままとっている。私もこういう職になりましてから、水俣に関係あるところは、やっぱ

りいろんなところ顔を出したいということで、行かせていただきました。その館長、女性の方ですけど、水俣から行って非常に喜んでいただいて、私も今度150年生誕あるということでしたら、そういったところと密にして、記念館なんで、いっぱい展示はしてあるんです。それをこっちへ持ってきて展示ができるかどうかよくわかりませんが、そういったもので提携しながら、徳富蘇峰・蘆花生家、蘆花の部分が多分少ないというのは、やっぱり水俣の場合はそういうふうにあると思います。東京に行きますと、何千坪という土地を徳富蘆花は東京都に寄附をしております。そこが公園として、閑静な住宅地で、すごく、もう今住宅があって一等地になっています。そういったところを東京に寄附されて、非常に貢献されているということで喜んでおられるということでございます。そういった方が水俣御出身でございますので、やっぱりスポットを当てていくというのは、今後やっていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 以上で高岡朱美議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時37分 休憩

午前10時47分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、田中睦議員に許します。

（田中 睦君登壇）

○田中 睦君 こんにちは。

無限21議員団の田中睦です。

今回の議会の一般質問のトリを務めさせていただきます。初めてこの場所に立って、大変緊張しております。活気のある住みやすいまちづくりを進めていくために、行政のプロである執行部の皆さんと、そして同じ立場にある議員の皆さん、そして、何よりも市民の皆さんの声を聞きながら、議員活動を進めてまいりたいというふうに思っております。関係の皆さんのさらなる御指導、御助言をよろしくお願いいたします。

さて、我が国の政治状況を見ると、不安ばかりが大きくなっていきます。これは多くの国民が持っているものと思います。ことしは戦後70年と言われておりますが、私はもはや戦後ではなく、戦前の様相を呈していると感じています。今、国会では戦争法案ともいべき安全保障関連法案が審議されています。このまま進めば、自衛隊が世界中あらゆるところに送り出され、殺し、殺されることになりかねません。戦争を始める人、決める人たちは、決して自分で戦争に行くことはありません。私たちの子や孫が、私の教え子が、人を殺し、殺される場に送り出されていくわけです。今こそ、平和を願う一人一人の声を大きくしていかなければなりません。思想信

条の違いがあっても、戦争は嫌だという1点だけでつながり、戦争に結びつく動きを食い止めるうねりを、ここ水俣からもつくり上げていくことが必要だと思います。

私は、平和と人権を大切にするという基本姿勢を持ちながら、以下、質問いたします。

1、水俣病問題について。

(1)、現状をどう捉えておられるのかお尋ねします。

水俣病公式確認から来年は60年を迎えますが、全面解決にはほど遠い現状にあると思います。そこで、市長の現状認識についてお尋ねします。

(2)、水俣病問題の全面解決について。

①、そもそも全面解決とはどういうことと認識しておられるのか。

②、全面解決に向けての水俣市の姿勢と方策はどのようなものか。

次に、フッ化物洗口について質問します。

(1)、実施に向けてのこれまでの経緯と今後の日程について。

①、フッ化物洗口については、導入は検討していないという平成24年12月議会の答弁があります。それがことし10月には実施予定と聞いております。その間の経緯と今後の日程がどうなっているのかお尋ねいたします。

②、平成24年12月の答弁では、安全性や体制づくり、責任の所在がまだはっきりしないというのが理由だったようです。今回そのような問題点はクリアされたのでしょうか。

(2)、教職員や保護者への説明について。

①、現場の教職員、保護者への説明が十分になされているとは感じられません。この点についてはどう考えているのか。

②、学校での健康教育では、もっと優先して取り組むべき課題があると思っているわけですが、この点についてはどうでしょうか。

最後に、教職員の勤務実態について質問します。

(1)、勤務時間記録報告書について。

教職員の超過勤務時間については、これまで恐らく7年か8年、継続して調べられていると思いますが、そこから見えてきた勤務実態の問題点は何かということをお尋ねします。

(2)、超過勤務縮減対策について。

①、超勤縮減の具体的な対策は何か。

②、私は勤務時間内に終わらない仕事量があるとすれば、その仕事量を減らす以外に方策はないと思っていますが、どうでしょうか。

以上が本壇からの質問です。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

西田市長。

(市長 西田弘志君登壇)

○市長(西田弘志君) 田中議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、水俣病問題については私から、フッ化物洗口及び教職員の勤務実態については教育長からそれぞれお答えをいたします。

初めに、水俣病問題について順次お答えをいたします。

まず、現状をどう捉えているのか、水俣病公式確認から、来年60年を迎える今、全面解決にはほど遠い現状にあると思うが、市長の現状認識はどうかについてお答えをいたします。

水俣病につきましては、公式確認から来年で60年を迎える現在においても、病気で苦しみ、救済を求める多くの方々の心の内を思うと、私も心が痛みます。これまで国・県・チッソによる平成7年の政治解決、平成21年の水俣病救済特別措置法により多くの方が救済を得られたと認識しております。しかし一方で、水俣病救済特別措置法に関しては、救済対象地域や年齢などにより救済の対象にならなかった方や、水俣病救済特別措置法締め切り後、新たに救済を求める方が司法の場に救済を求められるといった事実もあり、不満が残っていることも認識しております。

また、去る5月31日、新潟県で行われた新潟水俣病公式確認50年式典に出席をしましてまいりましたが、新潟においても50年たった今もなお救済を求める方がいらっしゃることを改めて認識したところでございます。

このような実情を考えますと、全面解決のためには、乗り越えなければならない課題が多くあると認識しているところであります。

次に、水俣病問題の全面解決について順次お答えをします。

まず、そもそも全面解決とはどういうことかと認識しているかについてお答えをいたします。

私たち水俣市民は、水俣病という未曾有の公害を体験し、それに伴う地域の混乱と疲弊に翻弄されてきた歴史を持っております。そして、公式確認から来年で60年を迎えようとしていますが、この長い年月を経て、今もなお続く患者や被害者の方、そして御遺族の方々の苦しみははかり知れないものがあります。

御質問の水俣病の全面解決とは何かについては、一言でお答えするのは大変難しいのですが、患者や被害者の方々が救済され、地域社会の再生と振興が図られることだと考えております。

次に、全面解決に向けて、水俣市の姿勢と方策はどのようなものかについてお答えをいたします。

市としては、患者や被害者の方々の声はもちろん、多くの市民の声を国や県にしっかりと伝えていくことが重要だと考えております。そして、高齢化が進む患者や被害者の方々の御家族が今後も安心・安全な生活が確保できるよう、きめ細やかな対応に努めてまいりたいと考えてい

ます。

さらに地域社会の再生と振興については、地方創生など国の施策も大いに活用しながら、雇用創出、交流人口の増加等に努めてまいりたいと考えています。

○議長（福田 斉君） 田中睦議員。

○田中 睦君 水俣病問題については、1995年の政治解決、それから2009年の水俣病救済特別措置法、いずれも最終解決案として出てきたものです。どちらもふえ続ける未認定患者を患者とは認めず、被害者としています。2004年10月の関西訴訟最高裁判決では、国・県に発生・拡大に責任ありと結論づけました。国は被告、加害者の立場です。その国が救済という言葉を使うことには、私は違和感があります。二度目の最終解決案としての水俣病救済特別措置法は、今答弁があったように、地域や年齢の線引きなど問題を残したまま、2012年7月末に窓口が閉められました。このように、解決すべき課題が、依然として多く残っているという認識を持っておられるということが確認できたというふうに思っております。今後、課題の一つ一つが浮かび上がってくる場面が出てくることが予想されます。その時々において、また見解を伺うことになろうかと思えます。

次に、全面解決についてですけれども、私も患者の話を聞きながら、これまでずっと自分なりに考えてきました。同じ患者といっても、全面解決についての考えは、一人一人微妙に違うというふうに感じています。それはこれまでの生育歴、年齢、現在の家庭環境、家族の状況、地域の状況などの違いにもよるといふふうに考えられます。ただ、私が聞いた範囲で共通しているのは、どなたも金銭では解決しないということをおっしゃられます。

ある未認定の患者さんは、次のようにおっしゃっています。自分の健康状態は人とは比べにくいものだ。頭痛や耳鳴り、疲れやすいなど、自分にとってはそれがずっと当たり前だったから、日々の暮らしの中に出てくる水俣病特有の症状を訴えても、症状ごとにばらばらの病名をつけられて、水俣病ではないと切り捨てられる。自分の人生そのものを否定されたような気がするともおっしゃっておられます。

また、水俣病にかかわる差別の問題があります。残念ながら、まだまだ水俣病問題をオープンに話せない雰囲気が残っているというふうにも思います。みんなが安心・安全に暮らせるまににしてほしい、これはある胎児性患者の言葉です。ハード面だけでなく、ソフト面、人間同士のつながりや精神面も含めてのことだと思えます。

市長はこれまでも水俣の声を国・県に伝えていくと言っておられます。その際は、ぜひ一番の当事者である患者・被害者の声に重きを置いて、国や県に働きかけていただくことを強く要望しておきます。

○議長（福田 斉君） 次に、フッ化物洗口について答弁を求めます。

吉本教育長。

(教育長 吉本哲裕君登壇)

○教育長(吉本哲裕君) 次に、フッ素物洗口について順次お答えします。

まず、実施に向けてのこれまでの経緯と、今後の日程についてのうち、導入は検討していないという平成24年12月の答弁から、ことし10月には実施予定と聞かすが、その経緯と今後の日程はどうなっているのかとの御質問についてお答えします。

平成24年12月議会での答弁の後、平成25年8月にフッ化物洗口の医薬品、洗口剤を用いた週1回法の用法・用量が厚生労働省に承認されました。それにより、事前の準備や薬品の取り扱いなどの手間が軽減され、県内でもフッ化物洗口を実施する小・中学校が一気にふえました。平成26年度には、熊本県教育庁が所管する小・中学校のうちの70.5%、282校でフッ化物洗口が行われるに至っております。

本市においては、健康高齢課を主体とし、国・県の情報、また他市町村の実施状況等を参考に、慎重に検討を重ねてまいりました。その一環として、子どもたちの歯の健康の保持・増進を図る上で、フッ化物洗口が安全かつ有効な方法であること、事前の準備等が簡素化できるようになったことが確認できたため、教育委員会としても昨年からの実施に向けた説明会等を行ってきたことにつきましては、これまで議会で答弁をしてきたところです。

今後につきましては、10月の実施に向け、7月に各小・中学校に対して具体的な実施等の手順についての説明会を開催するほか、保護者への意向調査、実施希望者への事前の練習を行う予定です。

次に、安全性、体制づくり、責任の所在などの問題点はクリアされたのかとの御質問についてお答えします。

議員御質問の問題点につきましては、平成24年12月議会答弁時において懸念された項目ではありますが、さきの御質問でもお答えしましたとおり、安全性についてはフッ化物洗口は国・県も認めている方法であり、適正に実施する限り問題はないものと考えます。

薬剤の準備や管理などの体制づくりににつきましては、以前はフッ素の試薬を使用していたために、管理や分量をはかる手間などがありましたが、現在は分包された市販薬を用いる方法が認められており、事務の簡素化が図られています。

また、責任の所在につきましては、この事業の実施主体は水俣市ですので、当然、市にあるものと認識をいたしております。

次に、教職員や保護者への説明についてのうち、現場の教職員、保護者への説明が十分なされているとは感じられない、この点についてはどう考えているのかとの御質問についてお答えします。

教職員に対しましては、昨年から各小・中学校長及び3月に開催しました学校関係者説明会に参加された各校の代表者を通じ、その都度周知を図ってきたところです。しかし、4月の人事異動で教職員の配置も変わっておりますので、再度7月に説明会を開催するなど、さらに丁寧に対応してまいりたいと考えております。

保護者に対しましては、4月に各小・中学校で行われましたPTA総会の中で時間をいただき、郡市歯科医師会、歯科衛生士会の御協力のもと説明をさせていただいております。しかしながら、時間の制約もあり、この説明会で十分理解を得られなかった保護者の方々や、当日参加できなかった方々もおいでになりましたので、一昨日の午後7時から、水俣第一小学校の体育館で保護者説明会を開催したところです。10月の実施に向けて、教職員や保護者と連携し、準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、学校での健康教育では、もっと優先して取り組むべき課題があると思うがどうかとの御質問についてお答えします。

近年、子どもたちを取り巻く社会環境や生活様式の急激な変化は、子どもたちの心身に大きな影響を与え、いじめや不登校、薬物濫用、生活習慣の乱れ、心の健康問題など、深刻かつ多様な課題を生んでいると言われております。議員御指摘の学校における健康教育は、児童・生徒がみずから心身の健康を保持・増進するために、必要な知識や態度などを習得するための教育であり、学校保健、学校安全、学校給食の3つの分野が相互に連携しながら推進していくものと認識をいたしております。

児童・生徒の心身の健康増進のために、フッ化物洗口のみならず、さまざまな取り組みを行っていく所存でございます。

○議長（福田 齊君） 田中睦議員。

○田中 睦君 3月10日に説明会を開いておられますが、それは昨年度に当たるわけで、今年度になってからは、まだ一度も開かれていません。実施要綱をつくっておられると思いますが、まだ学校現場にはおろされていないというふうに聞いております。したがって、今年度になって、現場の職員には情報が与えられていない。

平成25年からフッ化物洗口を実施している芦北町では、実施の1年前から協議を重ねて、実施要領というものをつくり、その中で具体的なことを示しています。水道水でうがいの練習をする、それから実施の手順、あるいは薬剤の保管、管理についても示されております。それから、薬剤を薄めてうがいをする洗口液は町がつくって、学校からそれぞれの場所に受け取りに行くということなどが具体的に示されております。その素案が、実施要領の素案というのが3月に示されて、実務者協議が繰り返されて、平成25年の9月から11月にかけてフッ化物洗口が実施されております。ですから、素案の提示から実施まで半年前後、時間をかけているわけです。

水俣市では、来月やっと、今年度初めての説明会が開かれるというお答えでした。7月に説明会を開いて、10月には実施、間には夏休みが入ります。余りにも性急過ぎるのではないのでしょうか。まず1点、この点について見解を伺います。

次に、安全性の問題に触れておきます。

洗口液は、薄めて使うから安全だということなのでしょうが、フッ化ナトリウムは、神経系統を侵す劇薬だという認識を持っておく必要があるというふうに思います。安全性は薬剤だけの問題ではなく、集団で一斉に行うという点も考えなくてはいけないというふうに思います。適正に実施する限り問題はないという答弁でしたが、30人、40人の子どもたちが一斉に行えば、予測しないことも起こり得るというのが学校現場です。飲み込む、あるいは顔にかける、目に入るなどなど、そういう場合、どう対処すればいいのか、マニュアルはあるのでしょうか。また、そういうことが起こった場合、責任は現場の職員にかかってこないのか、そういう心配があります。

3番目は、保護者への説明についてです。

4月から5月にPTA総会があります。その中で説明をしたということなんですが、市内11校の中、何校で実施されてきたのか、できれば保護者の参加人数と参加率がどうなっているのか。これは23日、おととい水俣第一小学校で行われた説明会への参加者数と、それを含めたトータルの参加率で結構ですので、わかっていれば教えてください。

それから、4つ目は、もっと優先して取り組むべき課題があるのではないかというのは、フッ化物洗口よりも優先して取り組むべき課題についてのお尋ねでしたが、少し何かずれていたような気がいたします。答弁で触れておられるように、子どもたちを取り巻く社会環境や生活様式の変化などに起因する生活習慣の乱れがあるというふうに言われています。朝きちんと起きられない、朝食をとってこない、夜遅くまで起きていてゲームをするなど、最近ではラインやフェイスブック、ツイッターなど、ソーシャルネットワーキングサービスというんですか、そういうものを利用することから生まれる問題もあるというふうに聞きます。夜遅くまで起きているということだけでなく、いじめにつながる問題、性に関する問題なども起きています。

現在、虫歯は減ってきている、一人平均2本前後、熊本県が多いといっても、0.何本かのレベルです。虫歯は伝染することはありません。学校現場からの要請もないことに予算を使ってまで性急に実施しようとする、その意味は何でしょうか。

以上です。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） まず、安全性についてお尋ねがございましたけれども、実施要領をまだ示していないというお話もございましたので、若干その点についてもお話ししたいと思います。7月に行う校長会、あるいは担当者の説明会で、その実施要領については示したいと思ひますし、

安全性についても幾つかのマニュアルは既に配付しているものもありますけれども、改めて徹底してまいりたいというぐあいに思っています。その中で、具体的な手順等について説明をいたしますし、各学校で周知を図っていただくようにしていただきたいと思えます。

それから、7月に説明会を実施して、10月に既に実施するという場合、非常に性急過ぎやしないかということでございましたけれども、夏休み期間を利用して、職員の皆さんには丁寧に説明をしていきたいというぐあいに思って考えておりますし、また9月にはフッ化物の洗口を希望する児童・生徒に対して、芦北町でも取り組まれていたと思えますが、十分な事前練習といえますか、そういうことを行ってまいりたいと思えます。

安全性については、小・中学校での実施予定のフッ化物洗口は、今現在、市販されてます歯磨き、これもフッ化物入りの歯磨きが約9割ということでございますけれども、フッ素濃度にいたしまして、歯磨きと同程度か、それ以下ということでございますので、先ほど言いましたように、適正に実施する限りは、安全性に問題はないと。先ほど飲み込んだりとか、目に入ったとかいうことでございますけれども、そういう事例示されましたが、仮に飲み込んだとしても、体のほうには体調には異変はないというぐあいに理解をいたしております。

ただ、実際に現場で子どもたちに接します教職員に不安感があるんじゃないかということでございますけれども、そのようなことがないように、説明については丁寧にやってまいりたいと思えますし、先ほど言いましたように、児童・生徒に対しましても、練習期間に安全性について実施できるように説明して、そういった体制をつくっていきたいというぐあいに考えております。

それから、保護者説明会を年度を超えてしまいましたけれども、昨年度、それからことしになってやったわけですが、学校はそれぞれ11校ございます。今のところ、4月に行われました小・中学校のPTA総会では、約600人の保護者の方に説明を行っています。そしてまた、先般、23日に、そのときに出席できなかつたり、用事があつてできなかつたりした保護者の方には、別途説明会を開催いたしました。当日が雨ということもありまして、残念ながら少ない、約10名ぐらいの出席でしかなかったと。4月のPTA総会時での保護者説明会、合わせましても、約610名程度ですね。PTA総数にしまして、その割合は約4割程度しかなかったということでございます。

保護者説明会の開催に当たっては、全ての保護者に対して、フッ化物洗口の実施についてお知らせする通知文とパンフレット等を学校を通じて配付しておりますので、そういう既に周知が至っているという状況もあつて、さきの説明会には出席がかなり少なかったということもあるんじゃないかならうかと思っております。ただ、今後も教職員や保護者と連携をして、確実に安全に進めることができるように準備を進めてまいりたいと、そのように思っております。

それから、先に取り組むべき課題があるんじゃないかと、何もフッ化物洗口だけに限らず、先

にもっとやるべきことがあるんじゃないかというお尋ねだったかと思いますがけれども、全国的に子どもたちの虫歯については、見てみますと、一人平均虫歯本数というのが1.何本ぐらいの数字で推移をしているわけですが、水俣市の場合は2本、2.幾らという、倍近い数字が示しておりますので、これは何とかしないとイケないというのが、率直な私の感想でございます。

歯の健康の問題というのは、全ての年代の人にかかわるものでございますので、小・中学生だけの問題ではありませんが、健康教育の中の学校保健として捉えますと、非常に重要であると、学校において歯の健康に対してフッ化物洗口を行い、習慣化することで、習慣化を図ると、そういった意味から、一律に学校で取り組んでいくべきものの一つというぐあいに考えております。

ほかに取り組むべき課題につきましては、各学校にそれぞれございますが、また優先すべき課題についても、学校ごとに違いがありますけれども、健康教育の目指すところは、やはり児童・生徒の心身の健康増進ですので、市の教育委員会としましても小・中学校と連携しながら、事業の推進を図っていききたいと、そのように考えております。

○議長（福田 齊君） 田中睦議員。

○田中 睦君 2点お尋ねをします。

まだまだ保護者、それから現場の教職員への説明というのが不足しているというふうに思います。特に保護者については、直接お話を聞くことができたのは半分に達していないということもありますので、今後、保護者、それから教職員の合意が得られるように、時間をかけて意見も聞きながら進めていっていただきたいというふうに思っておりますが、この点についても願います。

また、次に質問をいたしますが、教職員の多忙化解消に逆行するような業務の導入というふうに捉えられないこともありません。ですから、フッ化物洗口を学校現場で行うということが、現場の多忙化にさらに拍車をかけることにならないかという心配があります。

以上2点についてお尋ねをします。

○議長（福田 齊君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 保護者、教職員等への説明が不足しているんじゃないかと、もっと時間をかけてということでもございました。一応、市といたしましても、十分に説明をしていききたいと思っておりますし、先ほども言いましたように、夏季の休暇期間中等を通じて、教職員への理解を進めていききたいと思っております。先ほども申し上げましたけれども、10月の実施に向けて十分な学校側との話し合い、そういった場は設けていききたいというぐあいに考えております。

それから、現場のほうに、いわゆる教職員、学校現場のほうに多忙化に拍車をかけるんじゃないかということでもございましたけれども、フッ化物洗口は、児童・生徒にとって有効な手だてであると考えております。学校現場の多忙化につながらないように準備を進めていききたいと、そ

ういった十分に先生方の理解を得るように、そしてまた、今、進めているフッ化物洗口については、非常に簡便になってきているということ、それから保管も非常に従来からするとしやすいという形になっておりますので、そういったことへも理解を深めて、理解を求めていきたいというぐあいに考えております。

○議長（福田 斉君） 次に、教職員の勤務実態について答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、教職員の勤務実態について順次お答えをいたします。

まず、勤務時間記録報告書について、継続して調べられているが、そこから見えてきた勤務実態の問題点は何かとの御質問にお答えします。

教育委員会では、毎月教職員一人一人の超過勤務時間や用務等を、勤務時間記録報告書で把握しております。特に超過勤務時間が月に100時間以上、または2カ月の平均が60時間以上の教職員については、産業医の面接指導を受けられる体制を整えております。

勤務時間記録報告書から見えてきた問題点は、月に100時間以上、または2カ月の平均が60時間以上の超過勤務時間に該当する教職員について、小学校に比べて中学校が多いことや、学校で毎月、各学校で毎月該当する教職員が固定化していること、土・日の部活動指導で超過勤務時間が多いことなどが挙げられます。

次に、超過勤務縮減対策についてのうち、超過勤務縮減の具体的な対策は何かとの御質問にお答えします。

超過勤務の主な原因の1つに、小・中学校とも部活動の指導、特に土・日の部活動の指導が挙げられます。またもう一つの原因として、研修会、会議等の出張や調査報告書の作成、行事等の計画書の作成、校内での打ち合わせが多いことなど校務にかかわることが挙げられます。部活動での負担軽減については、これまでも市校長会議等で機会を捉えて指導を行ってまいりました。熊本県教育委員会が作成した小・中学校の運動部活動の指針に基づく練習日の設定、指導者の複数体制の推進、週1回のノ一部活動デーの設定などを、再度各学校と確認し、教職員の負担軽減を図ってまいります。

また、校務の削減については、職員会議や朝会の削減、日課表や週時程の改善、担任業務の分担化など各学校が創意工夫を行って実施しております。今後も校務の見直しや校務の簡素化・情報化の推進、定時退勤日の徹底など、各学校の校務改善が推進するように、教育委員会としても継続して指導を行ってまいります。

次に、勤務時間内に終わらない仕事量を減らす以外に方法はないと思うがどうかとの御質問にお答えします。

教師の1日の業務は、授業のほかに朝・夕の会や朝自習、給食、掃除などの指導などがあり、その合間に時間を見つけて、提出物の確認や連絡帳の記入、宿題のノート点検などの担任業務を行っています。そして、放課後は、翌日の授業準備や教材研究、時間割りや学級通信の作成、調査報告書の作成など多岐にわたる業務があります。また、教師によっては部活動の指導や家庭への連絡や訪問、校内での打ち合わせ等が入ることもあります。議員が御指摘されるとおり、勤務時間内に終わらない仕事量を減らす以外に方策はないかもしれませんが、どれも減らすことができない業務ばかりでございます。

熊本県教育委員会では、教職員が子どもと向き合う時間を確保するため、平成25年度から学校改革プロジェクト支援事業に取り組み、県内のモデル校の成果を各学校に普及しています。本教育委員会もその成果を参考にしながら、校務改革と授業改革の二つの柱を中心とした学校改革を、各学校に取り組んでいくように指導と支援を行っていきたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 田中睦議員。

○田中 睦君 ありがとうございます。さらに大きく3点、お尋ねをしたいと思います。

勤務時間記録報告書から見てきたことについてお尋ねをいたします。数的な部分です。先生方は大体平均何時間ぐらいの超過勤務があっているのでしょうか。普通、こういう調査をすると、自然と改善が見られると、そういうことを期待するわけですが、どうでしょう、最近は超過勤務というのが減ってきているのでしょうか。特に月間100時間を超える人の割合というのは、下がってきているのでしょうか。この点が1点です、大きく1点です。

2番目に、産業医の面接指導についてお尋ねします。この面接指導を受けることのできる該当者、該当者というもおかしいんですが、つまり月間100時間以上、または二月で120時間以上ということになりますか、その人は、昨年1年間で何人いて、そのうち何人が実際に面談を受けたのかお尋ねします。

次に、定時退勤日を設けているということですが、どの程度、現場で実施できているのか、現在の実施状況をお知らせください。

次は要望です。部活動については、県の運動部活動の指針に沿った指導の徹底をぜひお願いをしたいというふうに思います。指針には、小学校では練習日は週に4日以内を原則とする。土・日・祝日は原則として活動しない。練習時間は2時間以内を原則とするなどとなっています。原則という言葉があちこちに散りばめられています。どうかすると、原則だから多少オーバーしてもいいんだというふうにならないように、ぜひその点の指導をしてほしいというふうに思います。

また、仕事の量が多過ぎて、勤務時間内に終わらないような現実がある、だから、これはもう仕事量を減らしてはどうかと言ったわけですが、教師の仕事はなかなか減らせないという返事でした。だとしたら、予算を伴うので難しいかとは思いますが、人をふやしてほしいというふうに

思います。現在、学校には27人の特別支援教育支援員さんが配置されているということですが、これについては、担任は大変助かっている、そして、子どもたちの学習権の保障という意味からも有効だと思っています。ぜひ今後も力を入れていってほしいというふうに思います。

○議長（福田 齊君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） まず、超過勤務実態についてでございます。教職員一人一人の詳しい超過勤務の時間を調べたわけではございませんが、超過勤務時間が月に100時間を超える教職員の数は増加傾向にございます。平成26年度に超過勤務時間が月100時間を超えた教職員のこれは割合ですけれども、約19.1%程度でございます。それも先ほど言いましたように、ふえている、増加傾向にあるということでございます。

それから、産業医への相談面接を受けた実情について、去年は産業医を相談を受けたという実数はございません。過去には平成22年度に2カ月平均で60時間を超えた先生が、教職員の方が1名、面接を希望されたということがございます。

それから、定時退勤日についてお尋ねでございますけれども、各学校において実際の程度実施されているのかということですが、小・中学校を調査いたしましたところ、全ての学校で定時退勤推進日というか、定時退勤日が設定をしております。毎週水曜日などの週1回がほとんどでございます。特に中学校では、定期テストや部活動の休止期間や平日の部活動休養日を定時退勤日とする、そういった工夫もしてございました。定時退勤日については、市の校長会議、あるいは教頭研修会等で再度徹底を図り、教職員の超過勤務時間を縮減していきたいと、そのように考えております。

○議長（福田 齊君） 田中睦議員。

（「一つ、月間100時間以上の面接指導を受けられる人の人数、実際受けた人はいなかったということでしたね。何人該当者って、そういう人はおられて、誰も受けていなかったのか」と言う者あり）

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 大変失礼をいたしました。昨年度、超過勤務時間が100時間を超える人の数ですけれども、昨年度は100時間を超える教職員は1年間で延べ、これ延べ人数になりますが、446人という数字でございます。

○議長（福田 齊君） 田中睦議員。

○田中 睦君 今、お聞きをされていて、大変びっくりしたわけですが、3回目の質問に入ります。

一体、勤務時間記録報告書を求める目的は何だったのかという疑問を改めて持っています。つ

まり、何のために毎月こういう報告を求めたのかということです。現場からは毎月超過勤務の報告は出し続けているわけですが、一向に超過勤務が減らない、今の答弁だと何かふえているような気さえします。超過勤務を減らすための対策が講じられないことへの不満というのが現場にはあります。

教職員組合の調査では、月間100時間以上の超勤をしている人、小学校で約20%、中学校では30%、しかし、その先生たちは医師の面接指導も受けていない。超過勤務の報告をこうやって毎月、それも7年も8年も求めているならば、超過勤務というのが減らないとやっぱりおかしいというふうに思います。ですから、現場の超過勤務を減らすために、そういう視点での活用をしてほしいというふうに思います。要望です。

次に、定時退勤日の実施状況についてですが、私が市内の8校の先生に聞いたところでは、確かに週に1回、水曜日なら水曜日、定時退勤日を設定してありました。ただ、きょうは定時退勤日ですよと、管理職が告げている学校は半数でした。そして、職員のほとんどが定時退勤をしていない、できていないと言ったほうがいいのかもかもしれません。理由として考えられるのは、仕事を早くやめて帰った分を、ほかの日に上積みしてやらなければならない、こういうことがあるそうです。ですから、先ほども申し上げましたが、全体の仕事を減らさなければ、定時退勤を進めても意味がないというふうに思っています。これは意見です。

現在、夜8時、9時まで職員室の明かりがついているのが当たり前という状態だと思います。しかも、教員には残業手当はありません。家庭訪問や学級懇談会では、先生方は家庭での団らんが大切ですと保護者の方に話をしておられるはずですが、その先生たち自身が、自分自身の家庭団らんができていないという現実があります。教育委員会はそれをつかんでいるではないですか。すぐに効果の出る特効薬はないということをおっしゃいますが、やはり何らかの手だてを打つべきではないでしょうか。ぜひこの点についてはコメントをいただきたい。

最後に、学校現場では、いいことだからやりましょうということで、新しいことに取り組むことは多いです。何か新しいことに取り組むならば、何かをやめるといふ、そういう発想と勇気が必要ではないかというふうに考えます。これについても見解を伺って終わりにします。

○議長（福田 齊君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 超過勤務を減らすような特効薬はということでございましたけれども、先ほども申し上げましたとおり、なかなか手だてについて見つからないというか、そういう状況にもございます。ただ、やはり教職員の皆さん方の健康というのが、教職員がやっぱり元気であるということが、子どもたちの元気、そういった伸びる力にも通じてまいりますので、やっぱり先生方の健康というのは注視していく必要があると思います。

勤務実態については、いろいろ取り組んでまいりたいと思いますけれども、今後も引き続き実

態を把握しながら、できるだけ超過勤務が減るように進めてまいりたいというぐあいに考えます。

それから、新しいことを取り組む際は、何かやめると、そういった発想が必要じゃないかなということでございましたけれども、今までも新しいことを取り組む場合は、これまでの事業の見直しというのも当然行ってまいりましたし、今後もそのようなスタンスで水俣の児童・生徒のニーズに応じた、そういった教育を進めてまいりたいと考えています。

○議長（福田 斉君） 以上で田中睦議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、5分間休憩します。

午前11時48分 休憩

午前11時53分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第57号 水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第2、議第57号水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第3 議第59号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第3、議第59号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第4 議第60号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

○議長（福田 斉君） 日程第4、議第60号平成27年度水俣市一般会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第5 議第61号 平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(福田 斉君) 日程第5、議第61号平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第6 議第62号 平成27年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(福田 斉君) 日程第6、議第62号平成27年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第7 議第63号 平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(福田 斉君) 日程第7、議第63号平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第8 議第64号 平成27年度水俣市水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(福田 斉君) 日程第8、議第64号平成27年度水俣市水道事業会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第9 議第65号 平成27年度水俣市一般会計補正予算(第2号)

○議長（福田 齊君） 日程第9、議第65号平成27年度水俣市一般会計補正予算第2号を議題とします。

議第65号

平成27年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

平成27年度水俣市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61,380千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,969,411千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表地方債補正」による。

平成27年6月25日提出

水俣市長 西田 弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
11 分担金及び負担金		159,148	2,862	162,010
	1 分担金	2,277	2,862	5,139
13 国庫支出金		2,228,145	3,668	2,231,813
	1 国庫負担金	1,626,968	3,668	1,630,636
14 県支出金		1,375,580	23,125	1,398,705
	2 県補助金	649,855	23,125	672,980
18 繰越金		11,239	16,025	27,264
	1 繰越金	11,239	16,025	27,264
20 市債		1,725,600	15,700	1,741,300
	1 市債	1,725,600	15,700	1,741,300
補正されなかった款に係る額		9,408,319		9,408,319
歳入合計		14,908,031	61,380	14,969,411

歳出

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
10 災害復旧費		24	56,380	56,404
	1 農林水産施設災害復旧費	1	43,091	43,092
	2 公共土木施設災害復旧費	23	13,289	13,312
12 予備費		15,000	5,000	20,000
	1 予備費	15,000	5,000	20,000
補正されなかった款に係る額		14,893,007		14,893,007
歳出合計		14,908,031	61,380	14,969,411

第2表 地方債補正

追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
災 害 復 旧 事 業	千円 15,700	証書借入又は証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	15,700			

○議長（福田 齊君） 提案理由の説明を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議第65号平成27年度水俣市一般会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,138万円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ149億6,941万1,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、梅雨前線豪雨による災害について、第10款に農林水産施設及び公共土木施設の災害復旧費、及び第12款に予備費を計上いたしております。

なお、その財源といたしましては、第11款分担金及び負担金、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第18款繰越金、第20款市債をもって調整いたしております。

このほか、地方債の補正として、災害復旧事業を追加いたしております。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第65号について提案理由の御説明を申し上げますが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田 齊君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午前11時56分 休憩

午前11時57分 開議

○議長（福田 齊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第65号平成27年度水俣市一般会計補正予算第2号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第57号から議第65号まで議案8件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（福田 斉君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、7月2日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、1日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午前11時58分 散会

平成27年7月2日

平成27年6月第3回水俣市議会定例会会議録
(第5号)

表 決

平成27年6月第3回水俣市議会定例会会議録（第5号）

平成27年7月2日（木曜日）

午前10時0分 開議

午前10時32分 閉会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君
谷 口 明 弘 君	高 岡 利 治 君	田 口 憲 雄 君
藤 本 壽 子 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（関 洋 一 君）	次 長（岡 本 広 志 君）
主 幹（深 水 初 代 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
書 記（山 口 礼 浩 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総務企画部長（緒 方 克 治 君）	福祉環境部長（久木田 一 也 君）
産業建設部長（緒 方 康 洋 君）	水道局長（松 尾 健 二 君）
総務企画部次長（本 田 真 一 君）	福祉環境部次長（川 野 恵 治 君）
産業建設部次長（山 田 雅 浩 君）	総合医療センター事務部次長（久木田 美和子 君）
教 育 長（吉 本 哲 裕 君）	教 育 次 長（黒 木 博 寿 君）
総務企画部企画課長（水 田 利 博 君）	総務企画部財政課長（坂 本 禎 一 君）

○議事日程 第5号

平成27年7月2日 午前10時開議

- 第1 議第57号 水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議第59号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議第60号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第1号）
- 第4 議第61号 平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第5 議第62号 平成27年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第6 議第63号 平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第7 議第64号 平成27年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第8 議第65号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第2号）
- 第9 請第2号 九州看護福祉大学分校誘致に関する請願について
- 第10 陳第3号 九州電力に対して、水俣市民説明会の開催を求める決議に関する陳情について
- 第11 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 陳第2号 安保関連法案の廃案を求める意見書提出に関する陳情について
- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について
- 1 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

水俣市政治倫理条例検証特別委員会

- 1 水俣市政治倫理条例に関する事項について

- 第12 議第66号 水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第13 意見第1号 「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書について
- 第14 決議第1号 九州電力株式会社による水俣市での住民説明会開催に関する決議について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会、議会運営委員会及び水俣市政治倫理条例検証特別委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から、地方自治法第243条の3第2項の規定により株式会社みなまた環境テクノセンター及び公益財団法人水俣市振興公社の経営状況報告各1件の報告が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、議会運営委員会発議の規則案1件、総務産業委員会で発議の意見書案1件、決議案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、野中重男議員及び緒方総務企画部長から発言取消申出書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

○議長（福田 斉君） この際、お諮りします。

野中重男議員及び緒方総務企画部長から、去る6月24日の本会議における発言の中で、不適当な発言があったので、水俣市議会会議規則第65条の規定により、発言取消申出書に記載した部分を取り消したい旨の申し出がありました。

この取り消し申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって、野中重男議員及び緒方総務企画部長からの発言の取り消し申し出を許可することに決定しました。

なお、これに関連する議長の発言も取り消します。

発 言 取 消 申 出 書

平成27年6月24日の本会議における私の発言の中で、不適当な発言があったので取り消したいから、議会の許可を得たく、水俣市議会会議規則第65条の規定により申し出ます。

記

取り消すべき発言 別紙のとおり（別紙省略）

平成27年6月25日

水俣市議会議員 野 中 重 男

水俣市議会議員 福田 斉 様

発言取消申出書

平成27年6月24日の本会議における私の発言の一部を取り消したいから、議会の許可を得たく、水俣市議会会議規則第65条の規定に準じて申し出ます。

記

取り消すべき発言 別紙のとおり（別紙省略）
平成27年6月24日

水俣市総務企画部長 緒方克治

水俣市議会議員 福田 斉 様

- 日程第1 議第57号 水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議第59号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議第60号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議第61号 平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議第62号 平成27年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議第63号 平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議第64号 平成27年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議第65号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第9 請第2号 九州看護福祉大学分校誘致に関する請願について
- 日程第10 陳第3号 九州電力に対して、水俣市民説明会の開催を求める決議に関する陳情について

○議長（福田 斉君） 日程第1、議第57号水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第10、陳第3号九州電力に対して水俣市民説明会の開催を求める決議に関する陳情についてまで、10件を一括して議題とします。
順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長岩阪雅文議員。

（総務産業委員長 岩阪雅文君登壇）

○総務産業委員長（岩阪雅文君） ただいま議題となりました案件のうち、総務産業委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第59号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、牧ノ内団地3号棟の建設による住宅の供用開始に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しま

した。

次に、議第60号平成27年度水俣市一般会計補正予算第1号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第2款総務費に、みなまた環境まちづくり推進事業、コミュニティ助成事業、第5款農林水産業費に、中山間地域総合整備事業、第6款商工費に、スマートコミュニティの構築事業、水俣市地域ブランド構築事業、水俣観光PR事業などを計上している。

なお、財源としては、第12款使用料及び手数料、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第18款繰越金、第19款諸収入をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、コミュニティバス改修補助金は新たにバスを購入するためのものか、もしくは現在のバスを改修するための補助金なのかただしたのに対し、バスの購入予算については当初予算で計上しており、今回のコミュニティバス改修補助金については、平成15年から順次開始している6台のバスについて、塗装や内装整備などを行っていくための補助金であるとの答弁がありました。

また、久木野寒川地区小水力発電設備設置の経過状況についてただしたのに対し、現在は設計段階であり、12月中には機械を設置し、来年1月には発電テストを行う予定であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第63号平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ793万6,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ15億1,734万2,000円とするものである。

補正の主な内容としては、第1款公共下水道事業費において、職員の異動等に伴う人件費を減額している。

財源としては、第4款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第64号平成27年度水俣市水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、平成27年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的支出の額を283万2,000円減額して、補正後の収益的支出の額を3億9,913万9,000円とするものである。

補正の内容としては、職員の人事異動に伴う人件費の補正等であるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第65号平成27年度水俣市一般会計補正予算第2号について申し上げます。

補正の内容としては、梅雨前線豪雨による災害について、第10款農林水産施設及び公共土木施設の災害復旧費、及び第12款予備費を計上している。

なお、その財源としては、第11款分担金及び負担金、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第18款繰越金、第20款市債をもって調整している。

このほか、地方債の補正として、災害復旧事業を追加しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、農地等災害復旧費補助金について、この補助金は農地を保全するという目的なのかただしたのに対し、そのとおりであり、この補助金は、40万円以上の復旧工事費が必要な場合において、農地を保全するため補助対象経費の50%を補助するとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、陳第3号九州電力に対して水俣市民説明会の開催を求める決議に関する陳情について申し上げます。

この陳情については、九州電力が原子力発電所を再稼働するというのであれば、近隣市町村への説明会を行い、住民への不安を取り除いていただきたいとの意見があり、採決の結果、陳情の趣旨を了として、全員異議なく採択すべきものと決定しました。

なお、陳第3号が採択されたことに伴い、別途決議書を提出しておりますことを申し添えます。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、厚生文教委員長田口憲雄議員。

（厚生文教委員長 田口憲雄君登壇）

○厚生文教委員長（田口憲雄君） ただいま議題となりました案件のうち、厚生文教委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第57号水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、厚生労働省令の一部を改正する省令の施行に伴い、制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、家庭的保育事業所と保育所の違いについてただしたのに対し、別の形態であり、待機児童を抱える大都市等で、小規模保育所事業や自宅で預かったりなど、保育所よりもさらに小規模で取り組めるようなものが、今年4月から実施されているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第60号平成27年度水俣市一般会計補正予算第1号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としましては、人事異動に伴う人件費の調整ほか、第3款民生費に、放課後児

童健全育成事業、第4款衛生費に、水俣病教訓発信事業、第9款教育費に、埋蔵文化財発掘調査事業などを計上している。

財源としては、第12款使用料及び手数料、第13款国庫補助金、第14款県支出金、第19款諸収入をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、学童クラブの基準単価の変更についてただしたのに対し、幾つかの費目があり、開所日数加算額、長時間開所加算額の単価が変更になっている。また、障がい児受入推進事業の単価が変更になっているとの答弁がありました。

また、基準単価の変更の詳細についてただしたのに対し、障がい児受入推進事業に関しては、3万円程度上がっている。また、開所日数に関しては、250日以上の実業者が対象で、単価が昨年比べて3～4万円程度上がっているとの答弁がありました。

また、環境課の事業のうち、環境分析委託料の調査内容についてただしたのに対し、毎年、市内の34カ所の採水調査を行なっているが、今年、1月に明神地区の土壌から水銀が検出されたのを受けて、今年は9カ所を追加で行う予定である。場所については、大迫地区、ひばりヶ丘、自動車学校付近、明神のJNCの敷地を含んだ水路、やぶさの界限、外平の桜ヶ丘市営住宅付近を調査予定であるとの答弁がありました。

また、検査項目についてただしたのに対し、基本的には、重金属関係のカドミウム、シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀の7項目を調査予定であるとの答弁がありました。

また、教育総務課事業のうち、水俣市立水俣第一中学校の生きる力を育む研究指定事業の内容についてただしたのに対し、具体的には、道徳教育や体験事業を通じた活動の中で、子どもたちの主体的に考える力、活動する力を研究する。さらに、その成果を公開授業等でほかの学校に発表し、普及させていきたいというねらいもあるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第61号平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ426万4,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ46億5万2,000円とするものである。

補正の内容としては、人事異動等に伴い、人件費を第1款総務費において減額している。財源としては第9款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第62号平成27年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ959万5,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それ

ぞれ34億6,633万9,000円とするものである。

補正の内容としては、人事異動等に伴い、第1款総務費において人件費の減額、第3款地域支援事業費において包括的支援事業の増額を計上している。財源としては、第4款国庫支出金、第6款県支出金、第7款繰入金、第8款繰越金で調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、請第2号九州看護福祉大学分校誘致に関する請願について申し上げます。

本請願については、委員会の開催前の時間に請願者から趣旨説明があり、その中で要望事項1点目の第6次水俣芦北地域振興計画については、次期計画で取り組むべき事項として医療従事者の不足等地域医療に係る課題が盛り込まれる予定であると聞いている。また、2点目の水俣第三中学校跡地に関しては、実習等支援を受けやすい環境が望まれるが、有効活用できる他の施設があれば、必ずしも第三中学校にこだわるものではないとの説明を受けました。

委員からは、大学の誘致により、水俣芦北地域における医療従事者等の人材育成、雇用の促進等、地域への波及効果も期待されるため賛成であるという意見と、請願の趣旨に基本的には賛成だが、水俣芦北地域振興計画等の計画内での位置づけや設立場所、市の財政負担等、多くの調査すべき問題もあり、現段階では、関係団体等と議論し検討する時間が必要であるとの意見があり、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成27年6月26日

総務産業常任委員長 岩 阪 雅 文

水俣市議会議長 福 田 斉 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第59号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第60号	平成27年度水俣市一般会計補正予算（第1号）付託分	原案可決	全員賛成
議第63号	平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第64号	平成27年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第65号	平成27年度水俣市一般会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
陳第3号	九州電力に対して、水俣市民説明会の開催を求める決議に関する陳情について	採 択	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報

告します。

平成27年6月26日

厚生文教常任委員長 田口憲雄

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第57号	水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第60号	平成27年度水俣市一般会計補正予算（第1号）付託分	原案可決	全員賛成
議第61号	平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第62号	平成27年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
請第2号	九州看護福祉大学分校誘致に関する請願について	採 択	賛成多数

○議長（福田 斉君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

野中重男議員から請第2号について、討論の通告があります。

これから発言を許します。

野中重男議員。

○野中重男君 日本共産党の野中重男です。

今、厚生文教委員長から報告がございました九州看護福祉大学分校誘致に関する請願について、請願書及びその説明、また質疑においても今後の水俣市の関与などの点で不明確な点があったために、賛成の態度表明ができませんでしたが、基本的には賛成ですので、常任委員会での反対意思表示を訂正いたします。

なお、平成28年度の水俣芦北地域振興計画への位置づけ及び設置場所等については、今後検討を要する必要があるかと思っております。これらのことはありますけれども、水俣にこういう学校を設置することについては、賛成であることから、この請願には賛成であります。

以上です。

○議長（福田 斉君） 以上で通告による討論は終わりました。

これから採決します。

議第57号水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第65号平成27年度水俣市一般会計補正予算第2号まで、8件を一括

して採決します。

本8件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本8件は、いずれも委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって本8件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長(福田 斉君) 次に、請第2号九州看護福祉大学分校誘致に関する請願についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

○議長(福田 斉君) 次に、陳第3号九州電力に対して水俣市民説明会の開催を求める決議に関する陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第11 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

1 陳第2号 安保関連法案の廃案を求める意見書提出に関する陳情について

1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

1 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

水俣市政治倫理条例検証特別委員会

1 水俣市政治倫理条例に関する事項について

○議長（福田 斉君） 日程第11、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会、議会運営委員会及び水俣市政治倫理条例検証特別委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。お諮りします。

各常任委員会、議会運営委員会及び水俣市政治倫理条例検証特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉 会 中 継 続 審 査 ・ 調 査 申 出 書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成27年6月26日

総務産業常任委員長 岩 阪 雅 文

水俣市議会議長 福 田 斉 様

記

事件の番号	件 名	理 由
陳第2号	安保関連法案の廃案を求める意見書提出に関する陳情について	慎重審査を要するため
	一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成27年6月26日

厚生文教常任委員長 田 口 憲 雄

水俣市議会議長 福 田 斉 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成27年6月25日

議会運営委員長 野中重男

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続審査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成27年6月29日

水俣市政治倫理条例検証特別委員長 牧下恭之

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	水俣市政治倫理条例に関する事項について	慎重審査を要するため

日程第12 議第66号 水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第13 意見第1号 「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書について

日程第14 決議第1号 九州電力株式会社による水俣市での住民説明会開催に関する決議について

○議長（福田 斉君） 日程第12、議第66号水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてから、日程第14、決議第1号九州電力株式会社による水俣市での住民説明会開催に関する決議についてまで、以上3件を一括して議題とします。

議第66号

水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成27年7月2日

提出者

議会運営委員会

委員長 野中重男

水俣市議会議長 福田 斉 様

水俣市議会会議規則の一部を改正する規則

水俣市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。
第91条に次の1項を加える。

2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

近年の男女共同参画の状況にかんがみ、地方議会においても男女共同参画社会を考慮した議会活動を促進するため、本案のように制定しようとするものである。

意見第1号

「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成27年7月2日

提出者

総務産業委員会

委員長 岩 阪 雅 文

水俣市議会議長 福 田 齊 様

(別紙)

「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書

政府は第189回通常国会に、「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」の2法案を提出しました。これらの法案は自衛隊法改正案など10法案を一括したものであります。

今回、国のあり方を左右する重要案件の決定に際して、現状では広く国民の理解が得られるような状況にはないと考えます。このような日本の将来を左右する重要な問題は、国民に情報を公開し、政府の考えをわかりやすく説明した上で、時間をかけて国民的な議論を尽くすことを求めます。

よって、本市議会は、集団的自衛権の行使を容認する2法案の制定について慎重審議を求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年7月2日

水 俣 市 議 会

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様

内閣官房長官 菅 義 偉 様

外 務 大 臣 岸 文 雄 様

防 衛 大 臣 中 谷 元 様

衆 議 院 議 長 大 島 理 森 様

参 議 院 議 長 山 崎 正 昭 様

決議第1号

九州電力株式会社による水俣市での住民説明会開催に関する決議について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成27年7月2日

提出者

総務産業委員会

委員長 岩 阪 雅 文

水俣市議会議長 福田 斉 様

(別紙)

九州電力株式会社による水俣市での住民説明会開催に関する決議書

九州電力株式会社は2013年7月8日、川内原子力発電所1・2号機の再稼働へ向けた適性審査を原子力規制委員会に申請し、2014年9月10日、原子力規制委員会は審査書を取りまとめました。これを受けて、同年11月7日、鹿児島県議会は再稼働推進陳情を採択し、同日、伊藤祐一郎鹿児島県知事は再稼働受け入れを表明しました。

しかし、福島ではいまだ12万人の人々が故郷を奪われたままであり、放射能は放出され続けています。これだけの被害を出しながら、原因の究明も中途半端なままで原子力発電再稼働を進める電力業界に対して、国民の同意が得られているとは到底言えません。

川内原子力発電所については、地震問題、火山問題、過酷事故対策、使用済み燃料、避難計画など、安全上の問題が数多く指摘されています。川内原子力発電所から40kmの距離にある水俣市民は、再稼働されることに不安を持っています。

再稼働を前提とした核燃料の装荷は7月初旬に行われ、8月中旬に再稼働と言われています。住民への十分な説明がないままに、再稼働に踏み切るとは、公的責任を負う電力事業者として、責任のある態度とは思えません。

よって、九州電力株式会社においては、川内原子力発電再稼働に関して、下記の措置を講じるよう強く要望することを決議する。

記

1、九州電力株式会社は、水俣市において住民説明会を開催すること。

平成27年7月2日

水俣市議会

○議長（福田 斉君） 順次提案理由の説明を求めます。

まず、議第66号について、議会運営委員長野中重男議員。

（議会運営委員長 野中重男君登壇）

○議会運営委員長（野中重男君） 議第66号水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、近年の男女共同参画の状況に鑑み、地方議会においても男女共同参画社会を考慮した議会活動を促進するため、本案のように制定するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（福田 斉君） 次に、意見第1号について、総務産業委員長岩阪雅文議員。

（総務産業委員長 岩阪雅文君登壇）

○総務産業委員長（岩阪雅文君） それでは、まず初めに、提案理由の前に説明を申し上げます。

総務産業委員会におきまして、陳第2号安保関連法案の廃案を求める意見書提出に関する陳情について審査を行いました。この法案は日本国憲法第9条の専守防衛を逸脱しているという意見や、この法案を十分国民に知ってもらうために国会は延長になっている。今、この段階で賛成・反対という状況ではないという意見があり、継続審査となりました。この後、法案の賛否以前に政府は国民への説明責任が果たされていないということで、安全保障関連法案の慎重審議

を求める意見書を委員会として出そうということになりましたということで、ここに提案するものであります。

それでは、案文を読み上げ、提案理由にかえます。

安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書

政府は第189回通常国会に、国際平和支援法案と平和安全法制整備法案の2法案を提出しました。これらの法案は、自衛隊法改正案など10法案を一括したものであります。

今回、国のあり方を左右する重要案件の決定に際して、現状では広く国民の理解が得られるような状況にはないと考えます。このような日本の将来を左右する重要な問題は、国民に情報を公開し、政府の考えをわかりやすく説明した上で、時間をかけて国民的な議論を尽くすことを求めます。

よって、本市議会は、集団的自衛権の行使を容認する2法案の制定について慎重審議を求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年7月2日

水 俣 市 議 会

全会一致の御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（福田 斉君） 次に、決議第1号について、総務産業副委員長中村幸治議員。

（総務産業副委員長 中村幸治君登壇）

○総務産業副委員長（中村幸治君） 決議第1号九州電力株式会社による水俣市での住民説明会開催に関する決議について、案文を読み上げて提案理由にかえさせていただきます。

九州電力株式会社は、2013年7月8日、川内原子力発電所1・2号機の再稼働へ向けた適性審査を原子力規制委員会に申請し、2014年9月10日、原子力規制委員会は審査書を取りまとめました。これを受けて、同年11月7日、鹿児島県議会は再稼働推進陳情を採択し、同日、伊藤祐一郎鹿児島県知事は再稼働受け入れを表明しました。

しかし、福島では、いまだ12万人の人々が故郷を奪われたままであり、放射能は放出され続けています。これだけの被害を出しながら、原因の究明も中途半端なままで原子力発電再稼働を進める電力業界に対して、国民の同意が得られているとは到底言えません。

川内原子力発電所については、地震問題、火山問題、過酷事故対策、使用済み燃料、避難計画など、安全上の問題が数多く指摘されています。川内原子力発電所から40キロメートルの距離にある水俣市民は、再稼働されることに不安を持っています。

再稼働を前提とした核燃料の装荷は7月初旬に行われ、8月中旬に再稼働と言われています。住民への十分な説明がないままに、再稼働に踏み切るとは、公的責任を負う電力事業者

として、責任のある態度とは思えません。

よって、九州電力株式会社においては、川内原子力発電再稼働に関して、下記の措置を講じるよう強く要望することを決議する。

記

1、九州電力株式会社は、水俣市において住民説明会を開催すること。

平成27年7月2日

水俣市議会

全会一致の御賛同、よろしく申し上げます。

○議長（福田 斉君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま、議会運営委員長及び総務産業委員長並びに総務産業副委員長から提案理由の説明がありました本3件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本3件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本3件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本3件について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第66号水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてから、決議第1号九州電力株式会社による水俣市での住民説明会開催に関する決議についてまで、3件を一括して採決します。

本3件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本3件は、原案のとおり可決しました。

○議長（福田 齊君） 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。
これで平成27年第3回水俣市議会定例会を閉会します。

午前10時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 福田 齊

署名議員 桑原 一知

署名議員 谷口 眞次

平成27年6月第3回水俣市議会定例会（6月12日～7月2日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第57号	水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	6月12日	厚生文教	7月2日 原案可決	
議第58号	水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	6月12日	厚生文教	6月12日 原案可決	
議第59号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	6月12日	総務産業	7月2日 原案可決	
議第60号	平成27年度水俣市一般会計補正予算（第1号）	6月12日	各 委	7月2日 原案可決	
議第61号	平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	6月12日	厚生文教	7月2日 原案可決	
議第62号	平成27年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	6月12日	厚生文教	7月2日 原案可決	
議第63号	平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	6月12日	総務産業	7月2日 原案可決	
議第64号	平成27年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	6月12日	総務産業	7月2日 原案可決	
議第65号	平成27年度水俣市一般会計補正予算（第2号）	6月25日	総務産業	7月2日 原案可決	
議第66号	水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	7月2日	省 略	7月2日 原案可決	

〔意見書〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
意見第1号	「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書について	7月2日	省 略	7月2日 原案可決	

〔決議〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
決議第1号	九州電力株式会社による水俣市での住民説明会開催に関する決議について	7月2日	省 略	7月2日 原案可決	

〔報告〕

番 号	件 名	報告月日
報告第2号	繰越明許費の報告について	6月12日
報告第3号	繰越明許費の報告について	6月12日
報告第4号	繰越明許費の報告について	6月12日
報告第5号	繰越明許費の報告について	6月12日
報告第6号	繰越明許費の報告について	6月12日

報告第7号	予算の繰越しの報告について	6月12日
報告第8号	水俣市土地開発公社の経営状況報告について	6月12日
報告第9号	株式会社みなまたの経営状況報告について	6月12日
報告第10号	株式会社みなまた環境テクノセンターの経営状況報告について	7月2日
報告第11号	公益財団法人水俣市振興公社の経営状況報告について	7月2日

〔継続調査〕

件名	提案月日	付託委員会	結末	備考
一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	7月2日	総務産業	7月2日 継続調査	
御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について				
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	7月2日	厚生文教	7月2日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	7月2日	議会運営	7月2日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				
水俣市政治倫理条例に関する事項について	7月2日	水俣市政治倫理条例 検証特別	7月2日 継続審査	

〔請願・陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
請第2号	九州看護福祉大学分校誘致に関する請願について	水俣市八幡町 2-1-33 緒方 圭治	厚生文教	6月25日	7月2日 採 択
陳第2号	安保関連法案の廃案を求める意見書提出に関する陳情について	水俣市月浦 247-102 森 安功	総務産業	6月25日	7月2日 継続審査
陳第3号	九州電力に対し、水俣市民説明会の開催を求める決議に関する陳情について	水俣市月浦 247-96 永野 隆文	総務産業	6月25日	7月2日 採 択